

# 女性に対する暴力

## 《暴力を未然に防ぐために》

Let's All Think About How To Stop Violence!

カレ、私のこと時々殴るけど、  
愛してるから離れられないの…。

●×■♂♀？

.....

やだあ～！  
ホント？あんな格好し  
てるからよねえ！

いいな、愛されてるんだな～。

友達ったら、カレシから、しょつ  
ちゅう携帯電話をチェックされて  
るんだって。

近所の家では、オヤジがよく  
どなってる。  
ときどき暴力もふるってるみ  
たいけど。

ウザイ。  
ヨソの家のことな  
んか関係ねえ～。

ネエネエ！  
彼女、電車で盗撮されたん  
だって！！

ボスニアの女性たちが  
強制妊娠させられたっ  
て、どういこと？

内戦の最中に、  
敵の兵士にやられ  
たんだろ。

そういうサイトにつな  
ぐだけでOKな女って  
ことだよな。

昔むかしの話でしょ。

ボスニアってどこだっけ？

出会い系サイトで知り合っ  
た相手から暴力をふるわ  
れた友達がいるのよ。

テレビで泣いてたあのおば  
あさん、無理やり慰安婦にさ  
せられたんだって。

慰安所に連れて行  
かれたとき、私より  
若かったんだ。

兵士はぼくと同じ歳だ。

チカンにあっちゃったの…  
結局、ドキドキして何も言え  
なかった…

マジかよ。  
アイツが触られ  
たの？

大声出せば、よか  
ったじゃない。

## はじめに

人が生きる権利や社会に参加する権利には、性による違いがあってはなりません。それにもかかわらず、女性の人権に対する社会の認識は依然として低く、武力紛争下での人権侵害、性犯罪、人身売買、セクシャル・ハラスメント(性的いやがらせ)、ドメスティック・バイオレンスなど、「女性に対する暴力」は、家庭の内外、地域・国を問わず、世界各地で発生しています。

1995年に開かれた国連の第4回世界女性会議(北京会議)でも、「女性に対する暴力」は、世界的な問題であり、各国政府が取り組まなければならない重大な課題であると位置づけられました。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)は、第二次世界大戦において「慰安婦」とされた方々への道義的責任を果たすとともに、過去のあやまちを二度と繰り返さないという決意のもとに、「女性に対する暴力」の問題など女性の人権侵害に取り組むことを目的として、1995年に政府の決定を受けて設立されました。

アジア女性基金では、10年間にわたり、女性の人権や尊厳の確立と推進のための、啓発、調査・研究、研修などを行ってまいりました。社会の認知を高め、女性の人権を著しく侵害する暴力や虐待などの被害を未然に防止し、女性も男性も平和で自由に生きることのできる社会をめざす事業です。とりわけ、DVや虐待といった私たちの身近なところで起きている問題は、最優先課題のひとつとして積極的にとりあげてまいりました。私たちの身近なところで起きている暴力に対する社会の認知を高めることができれば、世界で起きている女性に対する人権侵害へも人々の関心を向けることができると考えるからです。

「女性に対する暴力」の問題が国際社会で大きく取り上げられた、国連の第4回世界女性会議から10年が経ちました。国際社会では、女性や子どもの人権に対する人々の関心が高まり様々な取り組みが始まっています。日本でも、女性や子どもの人権について、国民一人ひとりの意識が高まること、多くの人や機関が連携をとって問題の解決にあたっていくこと、そして、政府・地方自治体・民間企業などが、この問題の深刻さを認識し、積極的に関わることが望まれています。

この報告書は、2006年2月に行われたシンポジウム「女性に対する暴力 ～暴力を未然に防ぐために～」の内容をまとめたものです。この報告書が、女性や子どもの支援にあたる皆様の一助になることを願っております。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金  
2006年3月



## もくじ

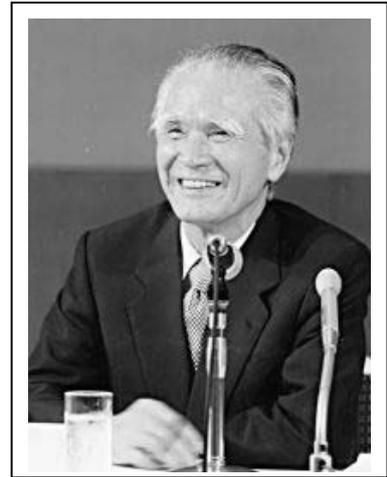
◆はじめに	1
◆もくじ	3
◆ごあいさつ	5
◆公開シンポジウム「女性に対する暴力 ～暴力を未然に防ぐために～」概要	6
◆分科会	11
・分科会の目的	
・分科会発表	
①ファシリテーターインタビュー	
②グループ参加者	
③グループ発表	
・会場との意見交換	
◆公開シンポジウム	51
・基調講演	
・パネルディスカッション	
・会場との意見交換	
◆座談会	79
◆学生レポート	87
◆脚註	123
◆資料	
・暴力防止に関する海外の取り組み紹介	127
・国際婦人年以降の国内外の動き	141
◆おわりに	143



## ごあいさつ

ご来席のみなさま、本日は、アジア女性基金が主催する「女性に対する暴力 ～暴力を未然に防ぐために～」をテーマにした公開シンポジウムに、かくも多数おいでくださりありがとうございます。ここから感謝申し上げます。

アジア女性基金は、かつて私が総理をしていた1995年に、政府により設立された財団です。旧日本軍の関与の下「慰安婦」とされた方々に、道義的な責任を果たすための「償い事業」を実施することを目的とした団体ですが、「慰安婦」問題の反省に立って、今日も世界各地で起きている「女性に対する暴力」や「女性の人権侵害」についても、基金の主たる事業として取り組んでまいりました。



アジア女性基金が、「慰安婦」にされた方々に対する「償い事業」と同時に、現代の女性の人権問題に取り組むようになりましたのは、1991年に韓国の金学順さんが、1992年にフィリピンのロサ・ヘンソンさんが、かつて「慰安婦」であったと名乗り出られたことが大きなきっかけでした。お二人の声に私達が大きな衝撃を受けたまさにその翌年には、旧ユーゴスラビアにおける武力紛争下で、民族浄化の手段として集団レイプや強制妊娠が行われ世界を驚かせました。「慰安婦」とされた方々が体験したと同じ性的暴力が、新たな形で私たちの目の前で起こったのです。

1993年の国連世界人権会議でも、1995年の第4回国連世界女性会議でも、「女性に対する暴力」の問題が大きく取り上げられたのは当然でした。

日本政府は、こうした世界的な流れを受け止め、過去の反省に立って、今日の女性の尊厳に関わる問題に積極的に取り組むことをアジア女性基金の課題として委ねました。そして、アジア女性基金は、これまで10年間にわたり、国民と日本政府とともに、「女性の人権」に関する事業を実施してまいりました。

私達は、女性の人権が尊重される社会、女性や子どもへの暴力を許さない社会をつくっていかなくてはなりません。女性や子どもたちが置かれている現状を変えるためには、これからの時代を担う若い世代の皆さんとともに、この問題に取り組んでいく必要があります。

このたびの分科会とシンポジウムが、そのきっかけになることを切に願っております。ここに集われた皆様の力が一つになり大きなうねりとなって、より一層発展していくことを期待してご挨拶とさせていただきます。

アジア女性基金理事長  
村山富市

公開シンポジウム

# 女性に対する暴力

## 《暴力を未然に防ぐために》

Let's All Think About How To Stop Violence!

「女性に対する暴力」の問題が国際社会で大きく取り上げられた第4回国連世界女性会議（北京会議）から10年。日本では、ようやく「女性に対する暴力」に人々の関心が集まり、女性や子どもを護るための法律も施行されるにいたりまし。アジア女性基金でも、この問題に積極的に取り組んできましたが、まだまだ多くの課題が残されています。未だに国内外で多くの女性たちが暴力の被害にあい、その後も長期にわたりPTSD（心的外傷後ストレス障害）に悩み、周囲の人からの無理解が、更に被害者の心を傷つけ回復を妨げています。

このような状況を改善するためには、被害にあった当事者を支えると同時に、「暴力」を容認する社会や人々の意識を変えることが必要です。本公開シンポジウムでは、国際社会における「女性に対する暴力」や「慰安婦」問題の議論を踏まえ、暴力を未然に防止するために、いま、私たちは何をすべきか、次世代を担う若者たちを交えて考えてみたいと思います。

### 分科会

日時：2005年11月～2006年2月（全3回）  
対象：学生（A/B/C/D 4グループによる分科会）  
内容：第1回「暴力ってなに？」  
第2回「女性に対する暴力について考える」  
第3回「暴力の未然防止についての提案をまとめる」

### 公開シンポジウム

日時：2006年2月18日（土）10:00～17:00  
会場：国連大学 エリザベスローズ会議場（東京都渋谷区神宮前 5-53-70）  
<http://www.unu.edu/hq/japanese/access/index.html> 【同時通訳】

#### ■第1部 分科会発表

10:00～10:05 主催者挨拶  
10:05～11:25 分科会 4グループの発表  
11:25～12:00 会場との意見交換

#### ■第2部 シンポジウム

13:30～13:35 主催者挨拶  
13:35～14:20 基調講演「国連における『慰安婦』問題、『女性に対する暴力』について」  
ユリア・アントネラ・モトック（国連人権促進保護小委員会委員）  
14:20～16:30 パネルディスカッション  
16:30～17:00 会場との意見交換

# プロフィール

## 公開シンポジウム

### ◆基調講演

ユリア・アントネラ・モトック

(国連人権促進保護小委員会委員・ブカレスト大学国際法教授)

元検事、元判事、国際政治研究所理事、ルーマニア外交アカデミー理事、国連人権促進保護小委員会元委員長  
国連人権委員会「コンゴ共和国における人権問題」特別報告者、少数民族に対する保護促進協定策定委員

### ◆パネリスト

番敦子(弁護士)

第二東京弁護士会所属、日本弁護士連合会・犯罪被害者支援委員会副委員長兼事務局長  
東京都第2期男女平等参画審議会委員、東京ウィメンズプラザ・DV法律相談担当弁護士

明珍美紀(毎日新聞社会部記者)

前日本新聞労働組合連合中央執行委員長、元日本マスコミ文化情報労組会議議長

横田洋三(中央大学法科大学院教授)

国連大学学長特別顧問、国連人権促進保護小委員会委員、国際法律家委員会委員  
国際労働機関(ILO)条約勧告適用専門家委員会委員、アジア女性基金運営審議会委員

### ◆コーディネーター

有馬真喜子(アジア女性基金理事)

ジャーナリスト、特定非営利活動法人ユニフェム(国連女性開発基金)日本国内委員会理事長、  
(財)横浜市男女共同参画推進協会顧問、元国連「婦人の地位委員会」日本代表、元国民生活センター会長

## 分科会

### ◆ファシリテーター

Aグループ 金城理枝

THP メディカルクリニック・サイコセラピスト

Bグループ 瀧田信之

湘南DVサポートセンター・代表

Cグループ 千葉まさのり

メンズサポートルーム大阪・臨床心理士

Dグループ 吉永陽子

長谷川病院・精神科医

## 国際社会の動向、日本の動向

第2部では、女性の人権を巡る国際的な動向について、国連人権促進保護小委員会委員のユリア・アントネラ・モトックさんによる基調講演が行われました。

モトックさんは、女子差別撤廃条約の条文を引用し「女性に対する暴力」は自然なことでも、生物学的に決定されているものでもない。男性が女性を従属させるために、恐怖心を煽る手段として暴力を使うに過ぎない。女性に対する支配は、社会や家庭における男女間の不平等な力関係によるものである」と述べ、「国は『女性に対する暴力』を煽らないという責任を負うだけではなく、暴力を防ぐために介入する責任も持っている」と指摘。「国際社会では、もし国が『女性に対する暴力』に立ち上がらなければ、それは犯人と同じだけ責任を負っている。有罪であるという見方がなされてきている」と最近の動向を紹介しました。

また、従来の国境という概念が通用しなくなってきた現在の現状を踏まえ、「国レベルだけではなく、国を超えたレベルでも女性を守るための制度が必要になっていく」と述べました。



基調講演をするモトックさん。

## 女性や子どもへの暴力を許さない社会へ

パネルディスカッションでは、パネリストそれぞれの立場から、法律、メディアや学校教育、あるいは一般社会の教育について問題提起がなされました。



第2部のパネルディスカッション。

- パネルディスカッション  
コーディネーター
- 有馬真喜子 (アジア女性基金理事)
- パネリスト
- 番 敦子 (弁護士)
- 明 珍美紀 (毎日新聞社会部記者)
- 横田洋三 (中央大学法科大学院教授)
- ユリア・アントネラ・モトック (国連人権促進保護小委員会・ブカレスト大学国際法教授)

「女性に対する暴力があること自体が世の中に十分に知られていない」「身体的暴力に比べて、暴言などの精神的暴力や性的暴力がなかなか理解されない」など、この問題に対する無関心や無理解、そのために起こる二次的被害の問題が報告されました。また、家庭内での暴力は、子どもたちにとって、とても深刻な影響をおよぼしており、DV支援は子どもの心のケア抜きには考えられないことが確認されました。

会場との意見交換では、人権侵害やいわゆるDV防止法、裁判の現状などについての質問や意見が出され、パネリストを交えて活発な議論が行われました。

最後に有馬理事は、「被害者への手厚い支援が暴力を未然に防ぐことにつながるといふ心強いお話もありました。この場で話し合われたことを一つひとつ誠実に取り組んで、解決に少しでも近づいていくよう努力をしていきたいと思えます」と述べ、公開シンポジウムを締めくくりました。

私たちは、女性の人権が尊重される社会、女性や子どもへの暴力を許さない社会をつくらなければならないと考えています。女性や子どもたちが置かれている現状を変えるためには、これからの時代を担う若い世代の皆さんとともに、この問題に取り組んでいく必要があります。この分科会とシンポジウムが、そのきっかけになることを期待しています。

アジア女性基金は、女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、女性に対する暴力のない国際社会を築くための事業に取り組んでいます。

◎この公開シンポジウムの報告書をご希望の方は、下記までご連絡ください。

財団法人 **女性のためのアジア平和国民基金**

Asian Women's Fund

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-7-6 マニユライフプレイス九段南4階

TEL 03-3514-4071 FAX 03-3514-4072

●ホームページ <http://www.awf.or.jp> e-mail [dignity@awf.or.jp](mailto:dignity@awf.or.jp)



アジア女性基金 公開シンポジウム  
—女性に対する暴力—

# 暴力を未然に防ぐために

*Let's All Think About How To Stop Violence!*



女性に対する暴力の問題が国際社会でクローズアップされた「第4回国連世界女性会議（北京会議）」から10年。この間、世界で、そして日本ではどのような動きがあったのでしょうか。女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）では、女性に対する暴力を中心に据え、「慰安婦」問題、国際人身売買、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）や性暴力など、社会的認知度が低く、表面化しにくい問題に積極的に取り組んできました。2月18日、東京・渋谷区にある国連大学で、次世代を担う学生たちとともに、暴力を未然に防ぐために、私たちはいま何をすべきか考えてみました。

## 暴力防止に学生の意見を

第一部は、学生4グループによる分科会発表。「若い世代に暴力防止の大切さを伝えるためには、企画段階から学生の参加を！」との呼びかけに応じ、多くの大学から、福祉、保育、科学、法律、国際政治など、さまざまな分野の学生が集いました。

4ヵ月前にはじめて顔を合わせた学生とファシリテーターでしたが、「暴力防止」という一つの目的に向かって活発な議論を重ね、その成果をアトスライドショーやサイコドラマなど、趣向を凝らしたプレゼンテーションで発表しました。「暴力を未然に防ぐというテーマにじっくり取り組むにはもっと時間が必要だ。これまでの学びをここで留めることなく更に深め、学園祭、地域、家庭などで伝えていきたい」、「同年代の学生にも受け入れられる表現方法で暴力防止の大切さを伝えたい」と、学生とファシリテーターの有志で新しいグループを立ち上げようという動きも出てきました。

### ファシリテーター

金城理枝（THPメデイカルクリニック・サイコセラピスト）

瀧田信之（湘南DVサポートセンター・代表）

千葉まさのり（メンズサポートルーム・臨床心理士）

吉永陽子（長谷川病院・精神科医）



「分科会の様子。シンポジウムでの発表を前にプレゼンテーションの準備をする学生たち。」



---

---

# 分科会

---

---

公開シンポジウム(2006年2月18日(土))に先立ち、学生参加の分科会を行ない、暴力を未然に防ぐために必要な一般社会への意識啓発や教育について、具体的にどのような方法が考えられるか話し合いました。

公開シンポジウムでは、分科会のグループ発表を行い、若い世代の声を反映させた「暴力防止」の提案をしました。

### 【分科会】

- 日時 : 2005年11月~2006年2月 (全3回)
- 対象 : 学生 (A/B/C/D 4グループによる分科会)
- 内容 : 第1回 「暴力ってなに？」  
第2回 「女性に対する暴力について考える」  
第3回 「暴力防止についての提案をまとめる」
- 形式 : 非公開  
4グループ(A/B/C/D)に分かれ、3回のワークショップを行いました。
- メンバー : 各グループにつき、ファシリテーター1名、学生5~8名位。
- 選考方法 : 公募、先着順
- 参加費 : 無料

(\*原則として、分科会(3回)、公開シンポジウム(1回)すべて参加できる人に限りました。)

# 分科会の目的

## 公開シンポジウム

- ① 各グループで話し合ったことを共有する。
- ② 学生たちが「暴力の未然防止」の具体的な提案をする。

暴力実態  
調査の実施

学校・地域で  
啓発活動

暴力防止  
教育の実施

## 第3回（各グループ）

- ① 被害者、子ども、周囲の人に対する支援について知る。
- ② 加害者の責任について考える。
- ③ 暴力の未然防止の必要性について理解する。

## 第2回（各グループ）

- ① 被害者や加害者の心理、女性が暴力の被害者になりやすいこと、人々の価値観の中に女性に対する偏見や差別意識があること、女性に不利な社会構造であることなどを知る。
- ② 周囲の人の無理解や社会の偏見が、被害者を再び傷つけ、心の回復を妨げることを理解する。

## 第1回（全員）

- ① 暴力を受けたときに生まれる感情を体験することで、暴力がどれほど大きなダメージを被害者や周囲の人間に与えるかを知る。
- ② 暴力について言語化し、その定義を共有する。
- ③ 自分たちの身近なところにも暴力があることに気づく。

4ヶ月間

2005年11月

2005年12月

2006年1月

2006年2月

今後つないで  
いきたいこと

# 第1回分科会

## アイスブレイクの様子



## 各グループディスカッション



## ファシリテーターのモデルロールプレイ





---

---

# 分科会発表

---

---



# Aグループ



金城 理枝 RIE KINJO  
T・H・Pメディカルクリニック精神科  
サイコセラピスト

T・H・P・メディカルクリニックの精神科外来に勤務。心理室でカウンセリングや心理検査、自立訓練など、日々、クライアントと向き合っている。

1990年、渡米。ペンシルヴェニア州にあるピッツバーグ大学で、心理や精神科とは全く無縁の文化人類学を学ぶ。人類が残した古いものを研究し、その昔、人類は何を考えていたのだろうか、とてつもなく遠い世界を追求していくうちに、今、生きている人間に興味が沸き始める。修士課程半ばで心理学の講座を受講し始める。

ボストン市の隣にあるマサチューセッツ州ケンブリッジ・カレッジ大学院へ進学のため、7年半の田舎暮らしにピリオドを打ち、カウンセリング心理学を学び、2000年に帰国。家族療法のバックグラウンドと、米国のサイコダイナミクスがベースになっているが、文化人類学的な見方を臨床に活かす。本当の専門分野は神経心理学で、ライフワークとしてセクシャリティとジェンダーを研究している。

地域に根付いたセラピストを目指し、神奈川近県のDV支援者勉強会の講師。頼まれればどんな所でも講演へ出向く。「患者と心理士が孤立しないためにも、心理士の方から地域に積極的に出て行く、心理士同士のネットワークも作っていきたい。」と語る。

## ◆ジェンダーという言葉の定義

いま巷では、「ジェンダー」や「ジェンダーフリー」についての議論が盛んに行われていますが、言葉の定義がまちまちで議論がかみ合っていないような気がします。来年度改定される男女共同参画基本計画(1)の作成において議論になっていましたが、「ジェンダー」という用語が残ることになったようです。「2005年12月21日の自党内閣部会で内閣府案の了承を木村勉強部会長に一任し、22日に正式に党として了承、来週にも閣議決定される」と新聞に出ていました。内閣府案は、社会的性別を「ジェンダー」と定義しているようですが、外国の人にジェンダーと言っても「ジェンダー・アイデンティティー(性自認)」なのか、「ソーシャル・ジェンダー・ロール(社会的性役割)」なのか、どちらを指しているかわからない場合もあるかと思います。日本では、外国で作られた概念を国内に取り入れる時、自己流に解釈してしまい、世界では通用しない言葉が氾濫しています。きちんとした概念を知って話さなければ、本来の意味が正しく伝わらない。そこで、学生の皆さんには、マスメディアや本、インターネットなどでみんなが見聞きしているジェンダーという言葉が、実はとても曖昧に使われているということを最初に分かってもらい、「セクシュアリティ」や「ジェンダー」の定義を知ったうえで、ディスカッションをして欲しいと思いました。

## ◆暴力と社会的性役割（ソーシャル・ジェンダー・ロール）

まだまだ、多くの人々の心の中に、「男性が暴力をふるうことは当たり前」、「女性は我慢するもの」といった考え方が浸透しています。私は、暴力を肯定したり容認したりする考え方が、社会全体に蔓延し、加害者の暴力を後押ししたり、被害者に負い目を感じさせたりと、暴力を温存する原因の一端を担っているのではないかと感じています。刷り込まれている、または内在化されている「男らしさ」「女らしさ」が下地になって、暴力の土壌をつくっているのだと思うのです。学生たちが日々感じている身近な目線で、ソーシャル・ジェンダー・ロール（社会的性役割）と、暴力の関係を考えて欲しいと思いました。

## ◆暴力の影響

日々、精神科に来院される患者さんと向き合っていることは、暴力や虐待の深刻さです。暴力や虐待というトラウマを受けた多くの人たちは、①基本的信頼関係をつくる能力、②自己決定する能力、③積極的にものごとに対応する能力、④新しい事態に対応する能力、⑤自己が何であるかを見定める能力（健康状態を良好に保つ能力、集中力を保つ、現実検討能力、自己肯定感など）、⑥他者との親密関係をつくる能力、などが低下したり、育ちにくくなってしまっていると言われています。特に、他の人と仲良くなる、親密になるといった、信頼関係を築く能力を回復することが難しく、被害を受けた本人も辛いし、周囲にいる人も戸惑うことが多いものです。

暴力によってダメージを受けると、人間の根本にある信頼感、土台が損傷を受けてしまうのです。心が傾いたり、軋んだり、そういうことが一人の人間の中で起きています。あるときは頭や関節などあちこちが痛くなったり、またあるときはヒステリックになったりします。「この人はわがままね」と誤解を受けることもあるかもしれません。

## ◆セラピストの役割

トラウマ治療というものに対する捉え方が、アメリカと日本では随分違うと思います。日本では大層なものを治療として施す「トラウマ治療」という感じですが、アメリカでは、傷つけられた傷と一緒に癒す。セラピストは心的能力と一緒に学んでいくパートナー。信頼関係や人間関係を、一からセラピストとやり直すといった感じです。私は、安心できる場を提供するのがセラピストの仕事だと思っています。私を練習台にして失われた信頼関係を取り戻して欲しいと思っています。

心理職には、3つの役割があると言われています。心理療法（心理面接）、心理査定（心理検査）、心理援助（地域で行う活動）です。日本の心理士さんは個室に入って一日中、こつこつとやっている人が多いですね。どうしてもカウンセリングや検査ばかりになってしまって、精神疾患やPTSDに対する啓蒙などをする機会は少ないように感じます。私がインターンをしていたボストン地区では、そういうことではだめだと言われました。クライアントが州立の精神病院から出て地域に生活するまでの間に、サポーターハウジングがあります。家一軒が住まい兼治療所になっていて、朝起きてから寝ている間も治療者が一緒に生活しています。地域でうまくやれるようになったら、今度はグループホームなどに移ります。それがうまくできるようになったら自分でアパートを借りて暮らす。地域の中でリハビリができるようになっているのです。私は、精神病院を出たばかりの人がいるサポーターハウジングにいましたが、そこのカウンセラーは、運転してクリニックやマーケットにも一緒に行きます。日本では、生活のところまで入っていくことが難しいですね。しかし、私は地域の病院に勤めていますから、できる限り地域に根ざすように努めています。

## ◆回復するということ

お医者さんはお薬を出す関係で、クライテリア(診断基準)があって、それに合致したら「何とか病」とつけてお薬を出しますが、何とか障害、何とか病、異常や正常というのをどうやって見極めるのかというのはすごく難しいことです。

心理職の世界では、バランスを重要視しています。異常と正常の幅が非常に広くてバランスが取れているのだったら正常だと判断します。その人はそれなりに生きていけるということです。前の暮らしよりは不自由だが何とかやっけていける、何とか日々の生活を送れて、その人なりにいろいろ足りないところがあってもバランスが取れた心になれば正常だと考え、社会に送り出しています。

私が勤務しているクリニックのデイケアを見ても、病気が完全に治って社会復帰をする人は殆どいません。危なっかしいスタートにはなりますが、病気を抱えているが荒れなくなった、お薬を飲んで抑えられるようになった、アルバイトならできるようになった、急に奇声を発してすごく盛り上がりしてしまうこともなくなって、みんなとお話もちゃんとできるようになった。時々みんなより多く休まなくてはいけないけれど、そういう生活ができるようになったら、心理的にはよしとするという考え方です。

## ◆学生たちに伝えたいこと

暴力の被害者支援を見ていて感じるのですが、支援者は、被害者の問題をみんな根こそぎ治そうとしている気がしてなりません。障害を根本から治してあげたいとか、被害の状況をきっちりとアセスメントして根こそぎきれいさっぱり治そうとしているのではないかと感じます。でも、もう少し見方を変えて、その人が傷を負っていても、いつか生活にあまり支障がない程度に回復し、社会で何とかやっけていける、急に落ち込んだりすることはあっても何とか保てるようだと、そういう状態にまでもっていったら、後はその人の毎日の回復力に任せることが必要だと思います。これは別に専門家にしかできないものでもありません。体はまだまだ薬が要る、傷も治っていないが、心理的に治るということは、バランスを保てるようになることで、それを目標に支援する。多分、暴力の被害者支援をしている人たちがバーンアウトしてしまう理由に、何かすごく高い目標に向かってやっけているということがあると思います。

最初は、苦しい、辛いと言っていますが、だんだん良くなってくると、「先生、目の下にクマが出てますよ」なんてクライアントが言ってくれるようになる。何かそういう関係ができてくると、「先生、ここまでで自分で頑張れました」と言うようになってくる。自分で頑張れる範囲を増やしていくのです。あまり支援者が無理して、頑張って援助、援助、支援、支援とやらないで、私ができるところはここまでと決めておく。不機嫌も顔に出していいと私は思っています。

「人間が人間を治す、人間が人間を援助する」というのは、片方だけが何でもできて、片方だけが至らなくて、その人に全て注ぎ込む、という関係では無理がきてしまうと思うのです。

DVに関わるようになり、私が感じたことは、「人間は、他の人間から傷つけられた心は、人との関わりの中でしか癒すことができない」ということです。

被害を受けた人が、安心し信用できるような状況をどうやってつくるか、周囲の人が全力を尽くして考える。そして、あなたのことを「信用しているよ。見守っているよ。安心していいよ」というメッセージを伝えていくことが何よりも大切だと思います。何年もかかるかもしれませんが、焦らず決して諦めずという姿勢でいけるといいですね。

# Aグループ参加者



# Aグループ発表

## ◆目的

- ジェンダーとセクシュアリティの定義を知る
- 暴力の背後に、ジェンダーに捉われた考え方が多い事に気づく
- ジェンダーと暴力が、密接な関係にあることを広報啓発するためのツールを作成する

## ◆結果

ジェンダーがプラスに作用し、“男らしさ”、“女らしさ”というものがよい意味で通ることもあるし、それがマイナスに作用して暴力に繋がることもあると気づきました。ですから、ジェンダーについて正しい知識を持つことが重要です。私たちは、ジェンダーが暴力に転用されないよう広報し、教育することが必要だと考えました。法律をつくる人、運用する人、社会で普通に暮らす一般の人々を対象に、視覚的なイメージで具体的に伝わりやすいよう、写真や絵をコラージュにして暴力について表現してみました。

## ◆内容

私達は女性に対する暴力をジェンダーという観点から考えてきました。

暴力という概念は家庭、社会、国家とさまざまなレベルで起こります。その中でも一番身近な問題は家庭内暴力です。ジェンダーについては様々なことが言われますが、男性から女性に対する暴力と特定して話を進めていきたいと思います。(パワーポイントで説明)

第1回目は、暴力とは一体何だろうということを考えました。最初、暴力とはどういうものかフリーディスカッションをし、暴力のイメージを出してみました。原因や形態、立場や目的など、様々なものがありますが、暴力を受けた側が傷ついている。暴力というものには精神的なもの、身体的なものがある、強い者から弱い者へ振られることが多いといった特徴があると思います。

第2回目は、暴力に対して、どのような取り組みがされてきたのか、女性の人権保障の流れをまとめました。女性に対する人権保障は、市民権や参政権を獲得した時期から始まります。第1期は国際人権宣言(2)や国際人権規約というものがあります。第2期では、この公的領域における差別の撤廃、平等権の獲得です。主にこれは女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)(3)にまとめられたものです。日本では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)(4)や男女共同参画社会基本法(5)に反映されました。女性に対する暴力については、この第3期の取り組みが主なものです。

私的領域における「女性に対する暴力」の禁止でも、様々な規範がつくられています。「女性に対する暴力」を容認する風潮をあらためていくのみでなく、暴力を未然に防ぐシステムを設けていこう。そして女性の権利は人権であるということが確認されています。

国連の特別報告者ラディカ・クマラスワミ(6)が10年間の任期の中でさまざまな報告書を出しており、人権高等弁務官の活動なども続いています。また国内でも、「配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する法律」(DV防止法)といわれる国内法がつくられています。また、他国の例を、いろいろな活動に広がりがあるのではないかと考えてみました。





3枚目のコラージュです。これは男女の関係を表しています。役割関係、力関係があらわれる場面には具体的にどのようなものがあるかを考えてみました。例えば2人で出かけたときにはどのような関係があるだろうか、具体的に考えてみました。男性は女性をリードするものだ。男性が予定を立てて、女性はそれについていき、従うものだ。男性だから女性におごるのは当たり前だ。こういう意見が挙げられました。

4枚目のコラージュです。これは家庭の中をイメージしました。

夫婦共働きであっても、家事をするのは女性の役目だ。家庭面における生活に支障が出たら、仕事をやめるのは女性のほうだ。女性は家にいるものだ。女性は男性に予定を詳しく伝えてから出かけなくてはいけない。夫の友人が家に来たら、もてなすのは妻の役目だ。こういう場面が挙げられました。

私たちが日常的に行動する中で、知らず知らずのうちに、“男性はこうあるもの”、“女性はこうあるもの”という思いに捉われていくのではないのでしょうか。



男らしさ、女らしさについて話していく中で、力と関係するということもいくつか挙げられました。例えば男性では、強いとか、能動的、リードする、女性では、弱い、受動的、従うなどのことです。私たちが男らしく、女らしく振る舞うことは、強さや力を示すことと重なっている部分があると思います。強さや力それ自体はネガティブなものではないですが、その使い方次第では暴力になってしまいます。男性が女性に暴力を振るう関係の背後には、ジェンダーによる力関係が一つの要因としてかかわっているのではないと思ひ、男性だからこうしなくてはいけない、女性だからこうしなくてはいけないではなくて、その人個人がどうしたいのか、相手との関係の中でどう振る舞うのかということを考え、判断していくことが必要だと思ひました。

#### ◆ファシリテーターのコメント（金城 理枝）

皆さん大変まじめに取り組んでくださって、このような形にまとめることができ本当に良かったと思ひています。ジェンダーが暴力に対して悪影響を与えているという考え方が議論にあがっていますが、ジェンダーそのものが悪いのではなく、それをどう使っていくかというところに、学生たちが自分たちで目を向けていけたところが大変貴重な体験だったと感じました。

# Bグループ



瀧田信之 NOBUYUKI TAKITA  
湘南DVサポートセンター代表  
カウンセラー・アドボケイト

1999年に、神奈川県藤沢市にドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援を目的としたNGOを設立。DV被害者である女性ばかりでなく、暴力を目撃してきた子どものケアプログラムを実施する日本では数少ない組織である。

20年以上、野外活動のインストラクターを養成し子どもの教育に携わる。子どもの“生きる力”を養うためのアウトドアプログラムで、不登校になった子どもや、障害をもつ子ども、DVを目撃して育つ子どもたちに出会ってきた。「これまでのDV被害者支援活動の中で、子どものケアは置き去りにされてきました。法律や支援システムはできつつありますが、子どもたちは依然その狭間で苦しみながら、物言えぬ状態に置かれたままです。」そんな中、行き当たったのがアメリカで広く実施されているDAP（NGO）の『暴力を目撃して育った子どもの心のケアプログラム』。「直ぐに、この分野のスペシャリストを誘って、アメリカで勉強するために飛んでいきました。」この経験は、その後の被害を受けた女性や子どもの支援に大きな影響を与えているという。そのプログラムを少しでも多くの支援者に知ってもらおうと、各地で研修を開催している。

アメリカでもう一つ学んだのは官民を問わない各組織の連携だった。現在、“神奈川DVサポーターズ・カレッジ”を主宰しながら、DV支援者の技術の向上と支援者同士の連携に力を入れている。

## ◆学生に伝えたかったこと

暴力や虐待を防止していくためには、この問題を多くの人に知らせ、関心を持ってもらうことが第一歩です。暴力や虐待の問題は、限られた世代、限られた主張を持った人だけの問題ではありません。

学生の皆さんに伝えたかったのは、すべての世代、特に若い世代や男性たちがこの問題に積極的に関わらない限り、なかなか関心や広がり生まれてこないということです。そして、暴力を未然に防ぐために、分科会に集まった学生さんが、何か行動を起こしてくれれば嬉しいなと思いました。

誰かが一言声を発することで大きな変化が始まる、それも一人ではできることが限られているかもしれませんが、今回のように、想いを同じくしたもの同士が集まり、語る中で何かを変えられると確信しました。そして、ここで得られた出会いをこれで終わらせず、将来にわたり継続的に機能できるシステムとして残していかななくてはならないと強く感じました。

大学生との4ヶ月にわたる作業の中で明らかになったことは、誰にでも暴力の被害にあう可能性があるということです。それを防ぐには学べる時期にしっかりとプログラムを提供することが必要です。

最適な時期は、大人から社会的枠組みや規範を学んでいく少年期から青年期。その時期に正しい情報を与えることが大切であり、それを伝えるには中高年のファシリテーターでは限界があることに気付かされました。我々大人より、同世代に近い、今回この分科会に積極的に参加してくれたような20歳前後の青年たちの方が、

はるかに適任だと思います。大学生は、子どもたちの心をリアルタイムに近い感覚で理解でき、枠組みにとらわれず、自由な発想を持っています。違うバックグラウンドをもち、違う分野の勉強している同世代の若者が、一つの問題に取り組むことによって、専門家といわれる大人たちより、より多くのことを社会に伝えることができるのではないのでしょうか。

子どもたちの世界は家庭と学校が中心ですが、その限られた世界でも多くのストレスを体験しています。もっとも身近なものは、家庭では家族間の暴力であり、学校ではいじめ問題が彼らの最大の関心事です。それらを体験しやすいこの時期の子どもたちに、暴力ではない問題解決の方法、暴力ではないコミュニケーション方法があり、それを身に付けることがどれだけその後の人生を生きやすくするか、また本人の生活の質さえも変えていくということを学んでもらいたいと思います。

### ◆仕事の中で感じること

DV は、多くの場合、第三者の介入と支援が必要であること、つまり自分ひとりでは解決が難しい、とても深刻な問題だということも、学生さんには知ってもらいたいことの一つでした。とかく、家庭内、恋人同士の個人的な問題と捉えがちです。親密な関係で起きる暴力なので、周りの人たちも立ち入ることに躊躇してしまいます。しかし、DVによってもたらされる心の傷がどんなものかを知れば、ほんとうに複雑で深刻です。そのダメージは、長期にわたって被害を受けた女性や子どもたちを苦しめています。

私が出会うDV被害女性のほとんどは、暴力を振るわれたために自信を失い、精神的にも、身体的にも、経済的にも、とても苦しい状況にあります。何よりも、子どもがいる場合は、子どもへの贖罪の念が強く、現実を受け入れることが苦し過ぎるために、暴力を軽く受け止めようとして、暴力の“被害者”であることを認めたがりません。どんどん後ろ向きになり元の生活に戻ってこうとします。この場合、支援者は大変大きな無力感を味わうこととなりますが、当事者がこの苦しみから脱するには、本人が本当に子どもに向き合い、生き直すことを決心し、信頼できる支援者に援助を求めるしかないと思っています。被害者に子どもがいる場合は、母子の絆をつなぎ直す作業の手伝いが必要です。しかしこの作業は加害者から逃れ、安全な場所に避難して初めて可能なのであって、暴力の存在する環境下でこれを実現することは困難です。ですから、“介入”が必要なのです。親密な関係にあるパートナーの暴力から、被害者が一人で脱出し、心の傷を克服していくことは、本当に大変なことです。もし、被害を受けている女性や子どもがいたら、躊躇することなく声をかけ、支援者につなげて欲しいと思います。

### ◆子どもの心の回復の必要性を感じ、DAPプログラムを始めたこと

DV が子どもに与えるダメージも深刻です。本来ならば、自分を保護してくれるはずの親が、自分たちのことで精一杯なのですから…。信頼や尊敬、愛情のない家庭で、甘えることもできず、いつも緊張して暮していくことが、どんなに子どもにとって負担になるか想像に難くないでしょう。

人は心に傷を受けると、その傷の部分はその人が傷を受けた年齢のまま人生を歩むこととなります。「暴力を目撃して育った子どもたちの心のケアプログラム」を始めたとき、最初にいらしたのは、かつてDVの存在する家庭で育った子ども、つまり、30代、40代の女性たちでした。小さい時に家庭内で暴力を見て育つ、学生時代に学校でいじめにあうといった経験をすると、成人してからもその傷は疼き、家族の死や結婚や出産など、自分の心にストレスがかかったとき、何かのきっかけで「訳のわからない、生きにくさ」という形で現れることがあります。ですから、傷を負ったら時間をおかずに対応することが大切なのです。

普段、子どもたちと絵を書きながら、話をしながら彼らの受けてきた辛い体験を聞いていると、少しでも早くその辛い体験を乗り越えていつてもらいたいと願います。しかし、子どもの心は大変複雑で、とても深い傷を負っています。保育園や学校の先生、友だち、兄弟姉妹や親戚にも誰にも話さなかった秘密を聞き、彼らの存在を最大限に尊重し、受け入れなくてはなりません。多くの子どもが加害者と同じように母親を責める気持ちを持つ

ているようです。加害者から学んできてしまった、誤った価値観を修正しながら、「自分は悪くない」「暴力はふるう人間の責任である」「自分は愛される存在である」とい新しいメッセージを伝えていくには、しっかり系統立てられた枠組みのプログラムが必要でした。現在、普及している『暴力を目撃して育った子どもの心のケアプログラム』に出会ってからは、自分が子どもと関わることに自信が持てるようになり、いろいろな傷を持った子どもたちに同時に出会っても慌てないで済むようになり、大きなプラスとなりました。子どもは自信がない人間、パニックになっている人間を信じてはくれませんので。

#### ◆DV支援はこれからどうあるべきか

DVは女性と子どもの「命や健康」の問題です。そして、社会全体を巻き込み不安に陥れる犯罪です。主義主張にこだわることなく、安全を保ちながら緊急に介入すべきだと考えます。

それを実行するには一人の支援者、一つの機関だけでは当然無理であって、多くの社会資源をつなぎ、この問題を解決に導くコーディネーターが不可欠です。子どもと母親の問題、そして環境をトータルに捉え、必要なサービスにつないでいく人間の存在は、とても大きく重要なものだと思います。コーディネーターは、必ずしも支援の専門家だけが担うものではありません。子どもが通う保育園の保育士、病院の医師や看護師、地域の子育て支援サービス、学校の先生、少年スポーツクラブの指導者など、被害を受けた女性や子どもたちに日々接する人たちで、この問題を真剣に考える気持ちのある人であれば、誰もがその役割を担うことができます。つまり、この問題に関わる人たちに自分の時間や力をほんの少しだけ出し合って欲しいということです。そうした小さな行動が、大きな変化につながると思うからです。

また、被害を受けた母子だけがすべてを失い、世間から身を隠しながら困難な生活を強いられていくことも変えていかなくてはならないと感じています。DV被害から逃れる時、離婚になることが多く、調停を重ね、さらに裁判を起こし、慰謝料や親権など様々な条件を決めていくと、約1年はかかることとなります。その間に安全な生活を確保し、子どもを養育しなくてはなりません。住むところもない、お金もない、保健サービスも受けられないでどのように暮せば良いのでしょうか。法律はできたけれど、まだまだ不十分であることを、アドボケートとして不満を感じながら仕事をしています。

暴力を振り続けてきた加害者への罰則がないことも、この問題が社会化しない要因だと思います。この問題をより効果的に社会化し、啓発していくには男性を巻き込む必要があると思います。なにしろ、加害者は、圧倒的に男性の方が多いのですから…。しかし、男性の多くは、自分が加害者と同類だと思われたくなくて、この問題には触れたがりません。我々男性が自分の行動に責任をとらない限り、根本的な解決にはならないことを、伝えていかなければならないと思います。

#### ◆社会資源をふやし、つなぐこと。神奈川DVサポーターズカレッジ

行政の行うサービス、民間が提供するサービス、それぞれがその特色を活かしてこの問題に取り組みれば、DVの支援はもっとスムーズに進むと思います。特に、民間支援組織は枠組みにとらわれず、それぞれ個性的な活動ができるはずですが、しかし、うまく連携がとれている地域は、まだまだ少ないようです。そこで、神奈川近県のDV支援者、医療関係者、子育て支援組織、児童相談所、心理の専門家など、暴力の問題に携わる支援者が集まって、“神奈川DVサポーターズカレッジ”という研究会を始めました。通年、勉強会を重ねています。この会の目的はもちろん支援者個々のスキルアップですが、もう一つ、とても大きな効果があります。それは、支援者同士の連携が実現されたことです。多くは始めて出会った人たちですが、お互いを知り、信頼できるようになることで、個人的な連携、組織としての連携が始まったことに大変意味があると思います。一人の女性、一組の親子の人生をも左右しかねない問題に介入し、関わっていく勇気と自信、そしてそれを維持できるだけの自分自身の力を得る場所として、これからももっと多くの方たちが参加し、地域で役割を果たしていくことを望んでいます。

# Bグループ参加者



# Bグループ発表

## ◆目的

- 家庭や社会の中で様々な暴力を受けている女性や子どもがいることを認識する。
- 特に、家庭内で起きているDVや子ども虐待の特徴を知り、その影響の深刻さを知る。
- 暴力は学習するものであることに気づき、暴力を起こさないためにどうしたらよいか考える。
- 暴力（パワーやコントロール）をコミュニケーションの手段としない人間関係をつくるための暴力防止プログラムを作成する。

## ◆結果

家庭の中で起こる暴力（DV）における女性と子どもへの深刻な被害について話し合い、暴力の構造と被害者が負ってしまった複雑でとても深い心の傷のことなどを知ることができました。その暴力を未然に防ぐために、社会的役割も明確になり始める中高校生、思春期の子どもたちを対象に、彼らと年齢の近い私たち大学生が、家族の関係をドラマ仕立てにするという表現で、暴力防止のメッセージを伝える活動を考えました。

## ◆内容

人々にメッセージを伝えるにはいろいろな方法があります。いまBグループのメンバーが着ている「END-VIOLENCE」というTシャツもその一つです。「暴力をなくそう」というロゴの下に「Youth Against Violence（暴力を許さない学生の会）」とデザインされています。

問題の内容は深刻なものですが、私たちは、悲観せず、学生らしく前向きにかかわっていきたいと考えています。

第1回目は、暴力についてのイメージや、暴力はなぜ起こるのかなどを話しあいました。また、自分が暴力を振るってしまった時や振るわれてしまった時に、どんな気持ちになるか、感情に目を向けてみました。

第2回目は、暴力を未然に防ぐためには、誰が誰を対象に、どこでどんなふうに暴力防止を伝えていくことが有効かということを話し合いました。その結果、人が成長し、自我が確立される時期、また社会からも枠組みや規範が教えられ、社会的役割も明確になり始める中高校生、つまり思春期の子どもたちに向けての暴力防止プログラムづくりをすることになりました。また、だれがプログラムを行うかという点で、彼らと年齢の近い私たち大学生が行うことは、大人が伝えるものとは違ったインパクトが与えられるのではないかと、彼らにも伝わりやすく、中高校生自身が参加しやすいのではないかと話も出てきました。

第3回目（この回は自主的に集まりました。）は、暴力を振るう人と振るわれる人、相互の関係はどんなものかということが話題になりました。母と子のやりとりをサイコドラマにしたプログラムの具体的な内容を考えました。

第4回目は、DV家庭で育った子どもとその親の関係を考えました。今日は、子どもとその親の関係を中高校生の前で実際に演じることを想定した、母と子のやりとりのドラマの一部をご覧いただきたいと思います。このドラマは、こんな家族は嫌だな、こんな家族だったらいいなという二つのパターンの家族のドラマです。



## どっちの家がいい??

### 悪い例

\*仮名

#### プルルルル～（電話）

- 小野母 :はい、小野です。
- 中村母 :中村ですけど、お宅の伸二くんがうちの息子をいじめてるんです。  
いったいどうなってるんですかー！！
- 小野母 :ハア～ そういうことがあったんですか？ まことに申し訳ございません。  
帰りましたら、よ～く言い聞かせますから！
- 中村母 :まっだ、帰ってないんですか？どこをほっつき歩いてるの！？ まったくどういう教育してんの？
- 小野母 :本当にご迷惑かけて申し訳ありません！
- 中村母 :二度とこういうことがないようにしっかり監督してくださいよ！ **ガチャーン！！**
- 小野伸二 :（息子、帰宅）ただいま～！
- 小野母 :シンジー！！・・・バシッ！！（平手打ち）・・・なんて事してくれたの！
- 小野伸二 :何？ 何すんだよ、いきなり！！
- 小野母 :中村さんのお母さんから電話があって、あなたが暴力ふるったって！！  
まったく！！ 親の顔に泥を塗って！！
- 小野伸二 :ちがうよ～！ 話聞けよ！ 俺は喧嘩を止めに入った・・・
- 小野母 :うるさい！ うそ、おっしゃい！
- 小野伸二 :わかったよ！ 頭にきた！
- 小野母 :もう、出て行きなさい！！
- 小野伸二 :うるせー！ こんな家出てってやるー！！

### 良い例

#### プルルルル～（電話）

- 小野母 :はい、小野です。
- 中村母 :中村ですけど、お宅の伸二くんがうちの息子をいじめてるんです。  
いったいどうなってるんですかー！
- 小野母 :わかりました、本人が戻りましたら事情を聞いてみますので。
- 中村母 :まっだ、帰ってないんですか？どこをほっつき歩いてるの！？  
まったく、どういう教育してんの？
- 小野母 :後ほどこちらからご連絡させていただきます。
- 中村母 :二度とこういうことがないようにしっかり監督してくださいよ！ **ガチャーン！！**
- 小野伸二 :（息子、帰宅）ただいま～！
- 小野母 :おかえり！伸二、さっき中村さんのお母さんから  
あなたが暴力ふるったってという電話があったのよ、何があったの？
- 小野伸二 :あ～！今日さ、俊介が転校生の瀧田と喧嘩しててさ、俺止めに入ったら  
俺が暴力ふるったってことになっちゃってさー、まいったよ。
- 小野母 :そうなんだ～、じゃあお母さんあとで中村さんに電話しておくね。
- 小野伸二 :あー、サンキュー、よろしく。ところで、今日の晩メシなに？
- 小野母 :あなたの好きなハンバーグよ。



最初と次にやってもらったパターンと、それぞれ皆さん感じるがあったと思います。家族というものは本来信頼関係の中で温かく安心できる存在であるはずだと思います。しかし暴力のある家庭では、母親は子どもをしっかり支えることが難しい場合があります。先ほどの「悪い例」で、いきなり事情も聞かずに子どもに暴力を振るった家庭には、もしかしたらDVがあるのかもしれない。



次は事態がさらに深刻です。既に暴力が明らかにある家の子どもがどんな傷を受け、どのような心理状態になるか、それを知った周りの人には何ができるかといったことを考えたドラマです。

(サイコドラマを実演)

Bグループのメンバーの多くが、現在児童相談所、児童養護施設などで、ボランティアで子どもたちと関わっています。同時に、子どもたちから様々なことを学んでいます。私達はまだ支援の専門家ではありませんが、誰もが支援者になれるということを思春期の子どもたちにも知ってもらいたいと思います。また、被害を受けた子どもにも身近な信頼できる人に相談することから始めよう、一緒に考えていこうというメッセージを届けたいと思います。

#### ◆ファシリテーターのコメント (瀧田 信之)

ここを国連中学に見立ててみました。集われた皆さんに、中学生の気分になっていただきたかったからです。いかがだったでしょうか。

この4カ月間、いろいろな学校のいろいろな学部、いろいろな分野の勉強をしている学生たちが集まって、初めて出会った中で、一つのテーマを共有し勉強を繰り返してきました。その中で、学生の本当の熱いやる気のようなものを感じながら、私たちファシリテーターが逆に引っ張られてきたような気がします。これを終わりにしないで、今日を出発として、また新しい動きが生まれるといいと思っています。

皆さんお気づきになったと思うのですが、Tシャツを揃え、メッセージのステッカーなどを作って、できるだけ10代の若い人にメッセージが伝わりやすい情報ゲートを幾つか用意したつもりです。

私たちは、暴力の問題、ジェンダーの問題の情報を、女性センターや、公的機関の一部でしか目にすることができません。本当にそのメッセージが必要な子どもたちは、そういうところに頻繁に出入りしてはいないのではないのでしょうか。こういう情報を一番必要としている子どもたちに届けるためには、学生たちが考えてくれたような、新しい様々な表現の方法を、私たち大人がもっと取り入れて、彼らからも学び、一緒にやっていく必要があると思います。この4カ月間、逆にとてもよい勉強をさせていただきました。ありがとうございました。

# Cグループ



千葉まさのり MASANORI CHIBA  
メンズサポートルーム大阪  
臨床心理士

「実家は岩手県で医家の長男でした。『家督』思想ってジェンダーですよ。でも、それが当たり前で育ちました。…その人が、より『なりたい自分』になっていけるよう支援ができればいいなと思います」と語る。

臨床心理士、産業カウンセラー、GCDF-Japan キャリアカウンセラー、ロゴセラピスト（精神科医ヴィクトル・E・フランクルのセラピー法）など多様な肩書きを持つが、本職は、IT系民間企業で職場のメンタルヘルスを担当している。

1992年、関西地区の担当として大阪に転勤。そこで「男らしさから自分らしさへ」と提唱し、また「暴力は男の問題と直結」という認識から出発し、「男のコミュニケーション講座」を展開していたメンズリブ活動と出会った。現在、DV加害男性向けに暴力克服のためのグループワークを実践しているボランティア団体、「メンズサポートルーム大阪」のスタッフ。『DVししおどし説』なる持論を掲げ、職場のメンタルヘルスやストレス対策の教育活動を通じて、広くDV加害防止の取り組みが展開できないかと奮闘している。

なお『脱暴力のプログラム（青木書店）』の訳者、中野瑠美子さんとはご夫婦である。

## ◆学生に伝えたいこと

私は学生の皆さんに、自分の感情に目を向けることの大切さや、怒りや恐れをどのようにマネジメントすれば暴力をふるわずコミュニケーションがとれるのか、具体的な方法を知って欲しいと思いました。また、人間にとって自尊心がどれほど重要なものか分科会を通して感じてもらえれば嬉しいです。

暴力をふるった人間が社会から制裁を受けるのは当然ですが、二度と暴力をふるわないようにするために教育することも大切なことです。何が人を暴力に駆り立てるのか、その背景にも目を向け、暴力を未然に防止するための対策を考えなければいけないと思っています。また、今現在、暴力をふるっている人は、自分自身に変わろうという意思さえあれば、暴力をふるわない選択があるということをしっかり認識して欲しいと思います。

## ◆メンズサポートグループの活動を通して

メンズサポートルームで実施している「非暴力グループワーク」は、DVの加害者として悩んでいる男性を対象に、家庭内で暴力をふるわないで暮らす方法を学び、自分の感情表現の豊かさを回復することを目的に行っています。つまり、心を解きほぐし、ヨロイを脱いで自らを語ることから始め、「気づき」の過程を経て、怒りをコントロールする術を学んでいくのです。暴力をふるった男性が、自分の気持ちや体験を自由に語ることが許されるような場は多くはありません。ですから、リラックスした雰囲気の中で、誰からも責められない場を提供することを心がけています。

自分の問題を誰にも話すこともできず、一人苦しんでいるという加害者は多いと思います。しかし、「暴力をふるう=加害者=悪者=犯罪者」という図式の中で、自らの悪者意識にからめとられて解決能力を失っていたり、「責められる」という脅威や不安に捉われていたり、「自分の方こそ被害者だ」という反発をもっているうちは、なかなか暴力的な行動を変えることはできません。

### ◆自分の感情に気づく

感情は体験に対する心の反応です。その出来事が自分にとってどのような価値があるのかを教えてください。ですから「怒り」も、とても大切な感情なのです。自分にとって不利益や不当と思えること、好ましくないことを体験した時、怒りを感じるのは自然なことです。問題になるのは、怒りを感じるのではなく、上手に怒れなかったり、怒りに支配された行動をとってしまう場合です。怒りを感じることを「悪」と考えるのではなく、上手に怒れなかったことや怒りに支配された行動を反省して、そうならない方法を考えるほうが懸命です。

DV や児童虐待の背景には、自分自身でコントロールできない「怒り」の問題があります。「怒り」を感じた時、はじめから注意して心がけていれば、「怒る」気持ちをセルフコントロールできるのです。

自分で「怒り」を上手にマネジメントするには、私たちの体を感じる「怒りの兆候」に気づくことが第一歩です。自分が怒りを感じたとき、その時の状況や身体の反応についてもメモしておくことをお勧めします。そうすれば、「怒り」を感じた時、制御できなくなる前に暴走を食い止めることができます。実際、私たちが「今私は怒っている」という意識を持つときには、もうだいぶ怒りがエスカレートした状態になっています。怒りのレベルを下図のように自分なりに表現してどのレベルの「怒り」なら相手と話し合えるのか、冷静に対処でいきるのか、自分の「能力の限界」を知っておく必要があります。

### ◆気持ちを伝える

怒りの暴走を避けるには「タイムアウト法」をおすすめします。これは、怒りの感情がこれ以上高まるのを避け、激情に支配されて自分でコントロールできなくなる前に、その場を離れることを選択する方法です。一時間の予定で必ず帰宅する。飲酒や運転を避ける。あらかじめ相手に「感情の高ぶりによってコントロールが効かなくなる事態を避けるために、これから外出するが必ず一時間で帰宅するから安心して欲しい」と伝えておくなどの一定のルールがあります。

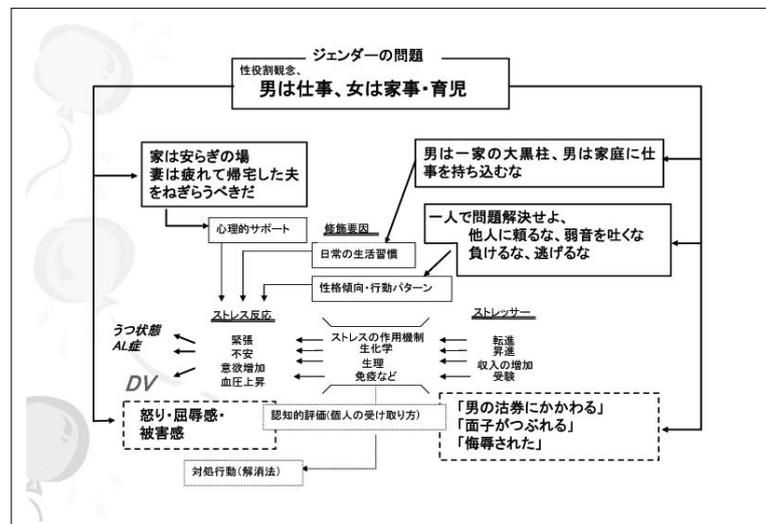
この一時間の外出は、気分転換を図る意味もありますが、自分の気持ちと向き合い、自分の気持ちを相手にどう伝えるかを巡って自己の内面世界を生きる時間となります。

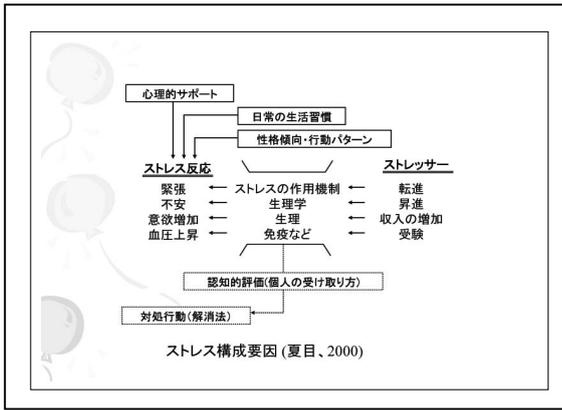
外出から帰ってからは、自分の心の動きや気持ちを伝えるようにします。自分の感情に気づき、感情を表現することで、コミュニケーションをよりよいものにしていけるとと思います。

### ◆DV 発生のメカニズム

DV 発生のメカニズムに、ストレスやジェンダー（性役割意識や男らしさへのこだわりや期待）の問題が深く関係していると指摘されています。

DV 加害者の男性のまわりには、「男らしさへのこだわり」やプレッシャーがまとわりつき、それが「力と支配へのこだわり」になっているというものです。





私たちは、自尊心が低かったり、「相手に支配されてしまいうそ」という不安から女性を恐れている男性が、経済的な支配とか独占的な支配、あるいは暴力的な言動によって、相手を抑え込んで、支配とコントロールの一つの手だてとして暴力を使いやすいこと。そして、その背景にあるのは見捨てられ不安ではないかと考えています。

DVが起きている家庭環境は、加害男性にとっても、文字どおりストレスフルな環境です。自分がいつ暴力を振るうかわからない中でその暴力を克服していくという事は、自分でまいった種ではあります、ストレス状況です。

その状況をどう克服していくか。ヴィクトル・フランクル(7)は、ナチスのユダヤ人強制収容所の極限状態をサバイバルした人で、こんなことを言っています。

「・・・刺激と反応の間には間がある。間には、私たちの自由、すなわちどう反応するかを決める力が詰まっている。反応には、私たちの成長と幸せが託されている・・・」と。今まで、ついつい暴力を振るってしまった・・・、だとしてもそこでおしまいにして。もう暴力を振るわないようになるという自由と責任が、加害男性にはあるんだよ・・・ということです。このような事を自覚して、もう暴力を振るわない、あるいは振るった暴力に対して、謝罪と責任をとっていく。それを支援するのが、このメンズサポートルームです。

## ◆DV「ししおどし」説

私は「ストレス構成要因へのジェンダーの影響」を「DVししおどし説」として学生に説明してみました。

DVの加害者は、水が溜まってある時点でバランスが崩れ、カタンと傾き、一気に水が吐き出され、また、元に戻って水をため始める、その繰り返しを続ける「ししおどし」のような状態にあるというものです。

例えば怒りを感じたとしてもDVを回避するための手立てを身につけていれば暴力は発生しにくいと思います。

そこで、「ししおどし」の水をどう処理しようかと、学生たちと一緒に考えてみました。学生からも、暴力を回避するための様々なアイデアができました。

- ① 水のたまり具合(感情やストレス度)のモニター力をつけることが大切。  
加害男性の中には、自分の内面にいまだのような感情があるかモニターできない人がいます。モニターできない感情は表現できません。言い表す言葉さえもっていないために、どんどん心に水(感情やストレス)が溜まっていくのではないかと。
- ② 水を溜め込まない工夫をする。=適切なコミュニケーションスキルを身につける。社会に許された方法で、自分の気持ちを言い表す方法を身につける。
- ③ 筒の傾き(アンバランスな心の状態)を修正する。=自尊心を高める。  
加害男性は、適切な方法でコミュニケーションできないために自己嫌悪に陥り、自尊心をなくし、それが認知傾向を歪んだものにしていくのではないかと。

①ストレスをためない工夫(ストレス対処法としてのリラクゼーション)をする。②認知のあり方を修正し、暴力を引き起こす「怒り」の感情に敏感になる。③「怒り」の表現の仕方を見直し「感情を伝えるコミュニケーション方法」を習得する。これらによって自己効力感、つまり、暴力なしで暮らすことができるのだという感覚や、自尊心が高まっていけば、自ずと暴力が回避できるのではないかとといった話し合いがもたれました。

# Cグループ参加者



# Cグループ発表

## ◆目的

- 自分の感情（怒りや恐れ）に気づくことが、暴力を回避するために有効な手段であることを知る。
- 怒りや恐れのある感情に気づく。
- 怒りやストレスを感じたときに、どのように考えるか自分の価値観を見つめ直す。
- 暴力を回避するための方法を考えてみる。

## ◆結果

暴力を振るってしまう当事者を支援することによって暴力の防止を目指すという方向で、暴力の防止プログラムを考えました。暴力を振るってしまう当事者を対象に、暴力は学習されたものであるという考えのもと、少しずつストレスを解消したり、自分の怒りのレベルを見極める方法など、暴力を使わないコミュニケーションのとり方を学習するプログラムによって、暴力を回避することを考えました。

## ◆内容

ファシリテーターの千葉さんは、メンズサポートルームで暴力を振るってしまう加害者男性のサポートをしています。そこで提供しているプログラムなどをもとに、私たちなりの暴力防止の提言ができればと思います。

第1回目は、暴力の背景にあるものは何かということから勉強しました。暴力の加害者の多くは男性です。男性がなぜ女性に比べて暴力を振るってしまうのかという点について、生物的に体格や力の差などが挙げられました。また、男性の方が社会的地位が確立されており、男性と女性の間における収入格差、また女性は男性に従うものだという文化的な習慣などが挙げられます。私たちは、生まれつき女性に暴力を振るってしまう男性というのは存在しておらず、暴力をそれまでの生育過程の中で学習してきたものだと考えました。

男性の中には、成長の過程で、虐待を受けてきた、暴力の被害者であった人も存在します。また、父親から母親への暴力を目にすることで、暴力による問題解決の手段というものを学ぶ人もいます。また、力が強い父親が自分の意見を通すために暴力を振るうという構図を目にすることで、自分のパートナーとの関係性の中でも力を使って自分の意見・欲求を通そうとしたり、ストレスや感情表現のマネジメントや、感情表現が苦手で、結果として、怒りの感情を抱いたときに表現方法が言葉ではなく暴力に直結してしまう場合もあるでしょう。ストレスをため込んでしまい、結果それが爆発して暴力になってしまう人もいるのではないかと考えました。

見捨てられ不安というものもあります。暴力によって支配することで、パートナーを自分につなぎとめ、見捨てられてしまうのではないかと不安から逃れようとするのです。

「男性は外で仕事、女性は家で家事・育児」という昔からの考えに縛られてしまっている男性は、女性が外に出ていくことに不安を覚えます。そのため、女性の交友関係を制限したり、監視したりすることで家に縛りつけようとする傾向があるという意見もありました。

第2回目は、感情のマネジメントという観点から、暴力を未然に防ぐ方法を考えてみました。自分の感情を見極める力をつける「アンダー(怒り)・マネジメント」という考え方です。私たちは、自分の怒りのレベルを見極めるということが重要ではないかと思いました。怒りにも、何だか苛々するというレベルから、切れるというレベルまで様々あります。怒りの程度に合わせて適切な形で表現する力をつけることが重要ではないでしょうか。

## ■怒りの段階を把握することで自分の限界を見極める

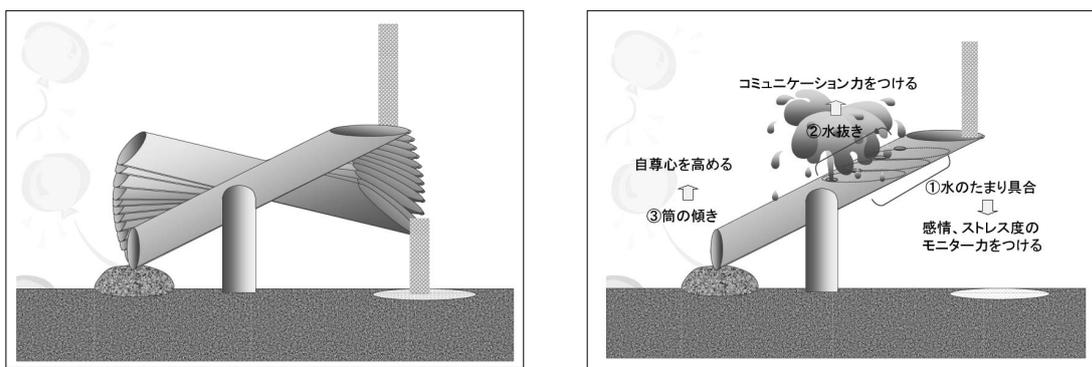
	1・2・3	4・5・6	7・8・9
怒りのレベル	初期段階	中程度の段階	大荒れの段階
感情の表現例	「ムッとする」	「カチンときた」	「ブチ切れた」

また、女性に対する恐れと依存というアンバランスな感情からの解放を目指し、自尊心を高め、自分は自分であり、相手に支配される存在ではないというような学習をしました。暴力は学習され習得されたものであると思います。こういったプログラムを使い、非暴力の学習を通して暴力の防止につなげられたらと思います。

自分の怒りを見極める際に、ボディーコンシャスワークといって、怒りがどうやって自分の身体症状につながるのかということを見ていく力をつける。また、タイムアウト法といって、怒りを感じた場合、その議論の場からしばらくの間離れて、自分の怒りがある程度落ち着いたところで再度議論を開始するというような方法をとる。また、ロールプレイなどを使って自分の怒りについて見つめ直すなど、加害者が暴力を振るう前に自分自身の怒りを表現できるような形で支援をして、暴力の防止につなげられたらと思います。

第3回目の分科会でししおどしを実際につくりました。私たちは、プログラムのモデルとして“ししおどし”をメタファー(例え話)として使いたいと思ったからです。

ここでは水をストレスであると考えます。ししおどしは、口の方に水が溜まって傾くことで水が溢れ出す仕組みになっています。私たちは、ししおどしが倒れる前に穴を開け水を流してしまい、少しずつストレスを発散させるという形で暴力の防止をしようと考えました。



## ◆ファシリテーターのコメント (千葉 まさのり)

実際の加害男性、暴力を振るってしまってそれをやめたい男性への脱暴力プログラムを学生の皆さんに紹介し、そのプログラムから次世代の若者が脱暴力、非暴力について何か手がかりをつかんでいただければと思いました。いろんなメタファーを使って理解を進めていきたいなと思い「ししおどし」を作りましたが、時間が結構かかってしまって、それで終わってしまったみたいなのところがあって、今しまったなと思っています。本当に学生さんにも迷惑をかけました。

メンズサポートルームで取り組んでいるバタラーズプログラムは、認知行動モデルと言われているものです。暴力は学習された行動だから非暴力も学習可能であるという前提で取り組んでおります。暴力行為そのもの、暴力を引き起こす怒りの改善に焦点を当てるといことです。

ご紹介することがあまりにも多かったものですから、消化不良などがあつたのではないかと思います。今はそれをよく受けとめてくださったなと感謝しております。

# Dグループ



吉永陽子 YOKO YOSHINAGA  
長谷川病院  
精神科医

東京都三鷹市にある精神病院で精神科医をしている。

「私のバックグラウンドは公衆衛生です。ですから、いつも公衆衛生を考えながら精神科業務をしてきました。患者さんの回復とは、ただ単に、病気の症状が消えるというだけではなく、その人が地域・社会にどう復帰していくのがとても大事です。」「個人の病理は、社会の病理を反映していることがとても多い。特に私の患者さんは女性が多くて、その背景にあるものは、ジェンダーだったり、社会のなかでの軋轢だったり・・・トラウマを抱えていることがよくあります。」

HIV/AIDS も、「女性に対する暴力」の問題も、根底にはいわゆる女性の人権やマイノリティーに関係することに結びつく。臨床家だけにとどまらず、学校へ出向いて性教育をしたり、ボランティアで HIV/AIDS の問題に関わったり、暴力防止の研修を引き受けたり、積極的に社会に対する啓発活動を続けてきた原動力は、そこにあると言う。

## ◆分科会のねらい

D グループでは、「嫌なものは嫌、いけないことはいけない」ということが、はっきりすっきりしていただければいいかなと・・・自分達の言葉でそれを表現でき、考えることができる、それを第一の目標にしました。他人から、自分がどこまで侵害されると嫌なのか、ロールプレイを通して体験してもらいました。「嫌なことを嫌」と跳ね除けることは、思ったより難しいことだということを実感してもらえたと思います。

実は、「暴力」は実生活の延長線上にある身近なことなのです。しかし、それに気づく感性や見る目がなければ、見えてこない。私が“ねらい”として成功したと思っているのは、「暴力」について、お勉強の世界だけではなくて、自分達の実生活の中で起こり得ることだと気づいてもらえたことかな。

## ◆暴力に気づく感性を育てる

私が保健所に勤めていた時、「子どもの虐待防止」の講演会に行き非常に強いショックを受けたことがあります。保健所では、児童相談所に入所する子どもたちの健康診断をするのが、医者としての私の役割のひとつでした。健康診断というのは胸の音を聞いて、血液検査や問診をして、他に感染性の疾患を及ぼさないかどうかを診断するというものでした。それが決められた仕事だったので、仕事はきっちりやっていたのですが、子どもの虐待の話聞いたときに「ああ、私はいままで多くの子ども虐待を見逃してきたな」と思ったものです。

児童相談所に入所する子どもは、虐待を受けていることがとても多い。しかし、虐待があるという頭で診察をしていなければ何も見えないし、虐待に結びつかない。それは、DVも同じだと思います。

子どもの身近にいる大人たちが、いままでは非行であるとか、不良ということばで片づけて、ガミガミ指導して終わってきた出来事も、暴力や虐待に大いに関わりがあると認識する必要があります。それに気づかないのは、おそらく見る目がなかっただけだと、私は断定いたします。逆に言えば、「問題行動」と言われるようなサインから、暴力や虐待の存在がわかるということもあるということです。ですから、保育士さんや、学校の先生などは、特に、子どもたちの様子や症状をよく観察し、暴力や虐待の存在をキャッチして欲しい。

#### ◆支援者同士の連携

その保健所のある場所は、在日の外国人の多いところで、人身売買同然で日本に連れてこられた人から、エイズの相談を受けることもよくありました。兄弟姉妹が多く、貧しい家の10代の女性が、一家の担い手になってお金を稼ごうとし、だまされて日本に連れてこられているわけです。「日本に行けば儲かるよ、いい仕事があるよ」と言われたり、「工場で働くのだよ」と言われて来ると、1つの部屋に入れられて、場所もわからなければ、日本語もわからないままに、やる仕事は売春だったことが多い。パスポートをつくるのにお金がかかるとか、渡航費用にお金がかかるから10万円くらい用立てるけど、日本に行けばそんなものすぐに返せるから大丈夫だと言われて、借金を背負わされて来るわけです。パスポートは取り上げられ、どこにいるのか場所もわからない、言葉もわからないので、働かざるを得ない。とにかく借金を返したら、こんな仕事はやめて帰れるのだと思っているのですが、利子がついて、10万円の借金がいつの間にか300万円くらいになっているわけです。

カウンセリングの勉強をする前は、そういった女性からエイズの相談を受けても、だまって顔も見ずに採血して「何でもなくてよかったね」で帰っていました。ところが、カウンセリングを勉強してからは、相手のほうからよくしゃべってくれるようになったのです。保健所にたどり着くまでに、非常に長い長いストーリーがあって、検査にやっとの思いでやって来ているのだということがわかってきました。

そういった関係で、徐々に東京や横浜にある在日外国の女性たちを支える支援グループとつながりができました。「もうこのまま逃げちゃいたい」と言う人がいれば、「こういうグループがあるから電話をしてみたら」と番号を渡したりするわけです。そこに連絡をすると、支援グループが援助して、本国に帰る手伝いをしてくれる。こうやって、少しずつ「女性に対する暴力」の支援が始まったのです。

#### ◆いま、支援現場で気がかりなこと

私たちは、海外から持ってきた理論を一生懸命お勉強するのは熱心だけれど、それを何の疑問も持たずに取り入れるのではなく、自分達の置かれている状況の中でどこまでできるのかということをもっと議論しなければいけないと思います。議論する時に気をつけなければならないのは、硬直化した考え方にこだわらないこと。言葉狩りになってはいけなく、多様性の存在をないがしろにしないよう気をつける必要があるということです。

例えば、今回の分科会でも、「加害者の責任」についてディスカッションしましたが、「被害者にも自己責任があるのではないか」という話がでてきたときに、「それは違うでしょ！暴力は絶対にしてはならないという自明性の原理がある。暴力を振るう加害者が悪いのだから『被害者の責任』なんて問うのはおかしいでしょう！」と頭ごなしにバチッと否定してしまったら、その話はそこで終りです。そこで感情的になると、相手の発言に蓋をしてしまうことになり、結局、見えるものも見えなくなってしまう。

使う言葉に、常に過敏になる必要はありますが、なぜ相手がそういう発言をしているのか、その裏にあるものを読み取れるようにならないと、いつまでたっても溝は埋まらない。

暴力や人権の問題を扱っていると、いくつか感情的になってしまいそうな、触れてはいけない話題や禁句みたいなものがあると思います。なかなか話しづらい雰囲気があったり、全くこの問題に新しく関わろうとする人たちの素朴な疑問を押し殺してしまうようなところがあったり。それを私は危惧しているので、本当に素朴な疑問を話しあえる場、安全で安心な場をつくることを忘れてはならないと思っています。

## ◆加害者の責任

分科会の中で、「加害者の責任」について広がりのある面白い議論ができたと思います。私のところにも「暴力を振るいたくない」といって来る加害者もいます。振るいたくなくても振るってしまうのであれば強制的にでも止めさせる手助けをしなければならないわけで・・・そういうときにはお薬を出したり、「入院しましょう！」と、本人を入院させてしまいます。あくまでも加害者が私のクライアントであって、あくまでも目の前のクライアントのニーズに応えるのが私の仕事だと思っていますから。ですから、そこに今度妻を呼んできなさいというようなことは絶対にしません。被害者と加害者を一緒に診ていくということはポリシーとして絶対にしません。

DVの被害者である女性が、自分の子どもを虐待してしまうといったケースもあります。この場合も、「子どもへの虐待があるのであれば通報しますよ」という契約が結べなければ治療には入りません。それは、ごく当たり前のことなので、当たり前になります。

この場合、加害行為をしている母親には厳しい直面化を迫るわけです。いま子育てを休みましょうと宣言するということは、とすれば“母親役”を剥奪されたと受けとめられやすい。多くの場合、“母親役”ができないということは「おまえは無能だ」と言われているのと同じだと感じてしまいますから、ものすごく被害的になりがちです。

しかし、「いまは、あなた自身が自分を取り戻しましょう。先はどうなるか分からないけれど、少なくとも、いま自分を取り戻すことを優先しなければ・・・」というメッセージを伝えるよう努力します。結局、母親が自分の問題に目を向けなければ、何の解決にもなりませんからね。

このメッセージが伝わるまでには山あり谷ありですし、結局うまく伝わらずに、クライアントとの間で決裂してしまうことも当然あります。しかし、支援者は、相手がどんな反応をしてくるかと心配したり、うろたえたり、恐れることなく、何を最優先しなければならぬか、しっかりとしたスタンスを持つことも必要だと思います。

## ◆信じることが大切

被害者を受けた女性は、繰り返し繰り返し殴られたり、暴言を吐かれたりしているうちに、本来もっている力をそがれていってしまいます。もともと自己評価が高く、非常に自信にみちみちていた人でも、繰り返し殴られ、暴力にさらされると、だんだん自己評価が低くなっていってしまうのです。そして、自分を責めます。「何故、あのとき自分に抵抗する力がなかったんだろう」と。それはもう繰り返し繰り返し起きます。そしてうつに陥っていきます。どうしようもないことに対する怒りというのが込み上げてくるからです。

その怒りが自傷行為に向かわないようにしなければいけません。どうにもならなくて、「もう死んじやいたい」と言うときには、「あなたのことを信じているよ。絶対に死なないでね」と言って帰します。でも、実のところ私もとても心配なんです。でも、信じるしかない。目の前で、「もう死にたいよー」と叫んでいるときでも、そこまで生き抜いたその人の強さを信じる。それが大事だと思います。

どうしても支援者は、きれいに終わることを望みがちなので、焦るわけですね。自分の思い描いた支援計画の通りに流れがうまくいかないと、支援者としての自分の力量がないのかもしれないと焦ったり、逆に被害者の責任にしてしまったりするのですが、あくまでも被害を受けた人のペースにあわせることが大切です。

ものすごくペシミスティック(悲観的)になって、悪いことばかりを想像して、自分自身で抱えておけなくなってしまう支援者もいますが、それは支援者自身の不安です。

どうなるかわからないわけですからね。よき未来がくるかもしれないし、本当に大変なことが起きるかもしれないし・・・それを言う場合には、本当にエビデンス(証拠)をもって言わなければいけない。勝手な憶測、勝手な想像でもって判断してはいけないと思っています。

# Dグループ参加者



# Dグループ発表

## ◆目的

- PTSD（心的外傷後ストレス障害）について学ぶ。
- デートDV、性暴力、援助交際、HIV/AIDSなど、思春期の子どもたちを取り巻く性と暴力について話し合う。
- 自分の境界線を知り、それを侵さないためにどうしたらよいか体験してみる。
- 「加害者の責任」とは何かを考えてみる。

## ◆結果

PTSDや性感染症など、暴力が被害者に及ぼす影響と、だれもが加害者になり得るおそれがあるということ学びました。身の回りの暴力に敏感になるということと、見て見ぬふりをするのではなく暴力に対するセンスを磨いていくことが大切だということ、グループのみんなで確認し合いました。いろいろな学部、そしていろいろな背景を持つ私たちが学ぶということ自体が暴力防止の予防啓発教育になっていたと思います。

## ◆内容

このグループの特徴は、法律、福祉、心理という様々な分野で学んでいる学生たちが集っていることで、様々な視点から暴力について話し合い、考えを深めることができました。

第1回目は、暴力について考えました。私たちはまず家庭内での暴力を思い浮かべましたが、話し合っていく中で、暴力は社会の中のあらゆる場面で存在しているということに気づきました。いろいろな場面で強者から弱者への暴力が絶えません。そこで、Dグループでは、暴力を受けるなどのショックを受けたときに私たちはどのようになるか、自分の境界線、加害者の責任、思春期の子どもたちを取り巻く性と暴力という視点から考えてみました。まず、ショックを受けると、私たちはどのようになるかを考えました。ショックを受けると、私たちに様々な反応が起こります。例えば頭の中が真っ白になったり、不安になったり、どきどきしたり、体にも心にも変化が起こります。その中で私たちが注目したのは「否認」です。例えばHIVの告知を受けた人がそれを本当だとは受け入れたくないために、検査を受けるため幾つもの病院に行くことがあります。これも否認の一つの行動です。またDVの被害者の否認としては、彼はいい人だ、だからいま暴力を振るっているのには何かそれなりの理由があるはずだ、これは暴力じゃない、愛情だ、というものが考えられます。

この否認をしている段階では、暴力のある環境から逃げることは困難であると思います。またDVは反復する被害であり、被害者の心身に大きな影響を与えると考えました。このことから、ショックを受けた側は逃げられなくなってしまうということ、当事者2人の間に支配関係がどんどんできていってしまうということを知りました。

第2回目は、加害者の責任について話し合いました。この中で私たちは、加害者とは誰のことを指すのかについて考えました。当然暴力を振るう加害者本人が挙げられます。また、加害者も、子どものころ親に虐待されていたという、被害者だった可能性もあります。そのため、子どもに暴力を振るっていた親、またはDVを目撃させていた親にも責任があると思います。

しかし、暴力を見て見ぬふりをしている加害者の周囲の人や社会も間接的な加害者と見ることができるのではないのでしょうか。例えば家庭内での暴力は昔からありましたが、ずっと問題にならなかった事に、「法律は家庭に入らず」という考えがあったからでしょう。これは、社会が家庭内にある暴力について気づいていながらも黙

認っていたということになると思います。このように、外部から介入してこなかったことで、家庭に起こる暴力は許されるというような間違っただけの考えができてしまったのではないかと、そのために、私たちは社会も加害者の一員になると考えました。

最後にもう一つの可能性として、被害者本人も暴力を振るう人を選んでしまったという意味で悪いのではないかという議論が行われました。しかし、被害者本人の責任を追及することは慎重になるべきだと思います。それは、被害者を責めても暴力はおさまらないからです。また、どの人が暴力を振るう人かということを見極めることは難しいと思います。そのため、被害者に責任を問うということは、もしかすると偏見を生む可能性も考えられます。

このように、加害者やその責任を考えたとき、誰か一人が悪いのではなく、暴力をなくすためには、みんなが加害者にも被害者にもならない、暴力はいけないことだという意識を持って、暴力を見て見ぬふりをしないという、その意識が暴力の未然防止につながるのではないのでしょうか。

次に、あるエピソードを、ロールプレイを通してご紹介させていただきます。

このロールプレイは、Dグループの2人に実演してもらいます。この2人が、とあるコーヒー店で自分と近い世代の男性2人組の話を聞いて、それを2人がどのように思ったかというものです。

- A : この間カフェで男子高校生があり得ないような話してるの聞いちゃっただけどー。  
B : 何々？  
A : 「おれ、最近、彼女を調教できるようになったんだぜ。すごくねえ？」  
「マジ？ すげえじゃん。チョーうらやましいんだけど」だって。びっくりしちゃった。  
B : 何それ？ ばっかじゃないの！！

さて、今威勢よく「ばっかみたい！！」と言いましたが、今の会話を聞いて皆さんはどのような印象を受けられたでしょうか。

ここで会場の皆様にも参加していただきたいと思います。先ほど受付で配付した赤、緑、黄色の紙、この3色は信号の色をイメージしてください。今の2人の会話の中に出てきた高校生のカップルの男性が女性に対して言っていることが、暴力であると思う人は赤色、暴力ではないが青色、どちらとも言えないは黄色です。・・・赤が大多数で、黄色が少し、緑も少数ですがいらっしゃいますね。



今、ご覧になったとおり、赤い色をお出しになった方が非常に多いのですが、「調教」という言葉はご理解いただけたでしょうか。もともとは、人間の言うことをきかすために動物をコントロールすることが本来の目的の

です。しかし若い人の間では、SMプレイの中で使われている「調教」という言葉を安易に用いているものと思われます。もちろん、この会話の中では実際に身体に対する暴力が行われていたかどうかというのはわかりません。どのくらいのレベルのものかというのを計り知ることはできませんが、私達は「エッ！？ いま高校生ってそのくらいまでいっちゃってるの？」というくらい驚きました。しかし当の高校生はあまり深い意味には考えないで使っているものかと思います。もちろん成人の男女の間で合意のもとに行われるのであれば、他人が立ち入る余地はありません。

私たちは、この「調教」だけではなく、相手が何を恐怖と感じるか、何を脅威と感じるかということをごここで考えていただきたいと思い、このエピソードを紹介させていただきました。

この脅威と感ずる距離というのは、人によって違います。身体的な暴力だけではなく、心理的に、経済的に支配されてしまうことによって非常に苦痛を感じているならばそれは暴力ではないかと感ずる方もあると思います。また、実際に大げがをしなないと、それを暴力というのはいかかなものかと考える人もいます。つまり脅威を感ずる程度、距離には個人差があるという事を、分科会でもロールプレイを通じて学んでまいりました。

そして、その距離は相互関係で測っていくものであって、一方の当事者だけで決められるものではないということ。そして男女の間だけではなく、友人や親子、会社の中、あらゆる場面で暴力の脅威があるということです。

もう一つは、被害者のほうから見て、それに対して何の手だても対策もないということに関する無力感があります。これは、先ほど社会の中にも責任があるといったことに関連があると思います。

脅威を感ずる距離には個人差があるので、自分がいつ被害者や加害者になるかという危険性もあるということです。相互関係の中で常に距離感を見ていかなければならない事を皆さんにお考えいただきたいと思いました。

#### ◆ファシリテーターのコメント（吉永 陽子）

私がファシリテーターをしながら考えた5つのワードがあります。1つ目は1にも2にも3にも、安全なグループワークであること。2つ目は、安心してみんながグループワークに参加できること。いつも安全であること、安心であることを確認しながらグループワークを進めてまいりました。

皆さんも、話す相手のことを信頼のおける安全な人だと思わなければ何も話さないと思います。例えば、その話をしたら叱られるのではないかと感ずっているときは絶対話さないわけです。それは、暴力の被害を受けた女性や子どもも同じです。第1回目の分科会で、グランドルール（約束事）を、みんなで決めたのもそういう理由からです。

「安全で安心できる場」の確保をしたら、沢山のディスカッションがあり、どんどん時間がなくなってしまう、今日の提案をどんなふうにまとめたらいいかと、残り少ないわずかな時間でとても焦りましたが、そこで慌てずに、そして最後まであきらめず、この大きな問題に取り組むことができ、本当によかったです。

暴力や虐待といった、とてつもなく難しく大きな問題に取り組むには、決してあきらめないことが大事ですね。

今日、最後に一番伝えたかったことは、「人を愛する心」ということです。この分科会で「安全でいること」「安心でいること」「慌てずにいること」「あきらめずにいること」そして「愛すること」が、少しでも学生の皆さんに伝わったとしたら、とても嬉しいです。



# 主催者・会場のコメント

**和田春樹**  
**アジア女性基金**  
**専務理事・事務局長**



今日、分科会を聞かせていただきまして、非常に強い印象を受けました。ファシリテーターの先生方からいろいろな問題を提起していただいて、若い人たちがそれにこたえて工夫をして問題を掘り下げる、いろんな角度からその問題を解決する道を考え、非常にレベルの高いものであると私は思いました。

人間の差別意識であるとか、人を尊重しない態度とか、支配とか抑圧とか、そういうものが結果として暴力として現れてきます。暴力をなくすためには、まず抑圧とか差別とか支配という関係をなくして、人間がお互いに尊重し合い、愛し合い、人間らしく生きるということを目指して行って、そして初めてなくなるものだと思います。

これは社会でも、人間関係でも、どの組織にもあてはまることであり、非常に重要なことです。もちろん人間の歴史の中には、暴力が振るわれてきた歴史があります。ですから単純なことではありませんが、やはり基本的には、最後に吉永さんが言われたように、お互いにお互いを愛し合っていくということがあって、初めて問題を解決していけるんだと思います。



**横田洋三**  
**中央大学法科大学院教授**

私も、4つのグループのプレゼンテーションそれぞれに大変強い感銘を受けました。学生の皆さんが、自分たちの問題として考えたということが非常に重要だったと思います。

アジア女性基金は、第二次大戦中に慰安所に強制的に、あるいはだまされて連れてこられた女性たちの人権問題について取り組むために作られた組織です。私もそれにかかわってきました。戦争中のことというと、もう今から60年、70年前ですし、皆さんのおじいさんぐらいの世代のことなので、皆さんの日常生活とは関係ないというふうに思われがちですが、実は慰安所に連れてこられた人は、ここに集まっている皆さんと同じか、もっと若い女性たちです。高校生の高学年から大学生の年代ぐらいの人です。

そして、その慰安所に行った兵士たち、これも実は若い人が多かったのです。私たちが何人かの「慰安婦」

にされた人たちの証言を聞きますと、慰安所に来た人たちの多くは、若い、まだあどけない男の子だったという証言があります。実は「慰安婦」問題というのは制度の問題であると同時に、その時代が許していた男性と女性の関係をそのまま反映してしまったという問題があります。ですから、そこを今の時代に置きかえて解決しておかないと、女性の尊厳に対する侵害行為がこの世からなくなることはないと感じます。

午後にモトックさんがお話をされますが、「慰安婦」にされた人たちが経験した不幸な経験、これと同じことを今現在、世界のどこかで経験している女性たちがたくさんいるということを知らなければいけない。そしてそれを解決するにはどうしたらいいかということを考えなければいけない。これは、決して60年前、70年前の、自分たちのおじいさん、おばあさんの世代の問題だと片付けずに、今の問題として考えて欲しいと思います。

もう一つ、私が気付いたことを申し上げたいと思います。午前中の発表で、ジェンダーということが言われました。男性と女性の違いというのは、ただ単に生物学的、あるいは社会学的、歴史的な違いだけではなく、心理的な違いがあるような気がします。これは生来なのか後天的なのか、私は専門家でないので分かりませんが、男性と女性が、ひょっとしたら誤解し合っていることがあると思うのです。

男性は大概、「女性は一般に力の強い男性を好む、そして力の強い男性を尊敬する」というような誤解をしています。男性は力が強いことは悪いことだと思っていないどころか、力を強く示すことによって初めて、自分の妻なり娘なり、周りにいる女性たちに尊敬されると思い込んでいるのです。また、男性は、「女性は人に支配されることを好んでいる」と思っている。そして、「支配する男性を偉い人だと思っている」と思い込んでいます。また、男性の前で黙って言うことに従っている女性は、男性の言うことを受け入れている。いかに無理なことであっても、「はい、わかりました」と言って引き下がると、自分のことを理解してくれていると思っています。

私は女性じゃないので、女性の心理を完全には代弁できませんが、私が見るところで間違っていると思うのです。この間違っているということを、はっきり女性の側から男性にいろいろな形で知らせる。そういうことをいろいろな機会を使って伝えていかないと、なかなかこの心理的な背景というのは男性にわかってもらえないような気がします。そんなことに気がついたので、申し上げました。



## 会場からのコメント

◆私は現在愛媛大学病院の医療福祉支援センターというところに勤務しております。私自身DV被害者であり、2人の娘の母親でもあります。今の若い世代の方々がどんなふうに使っているのか知りたくて参加しました。今日の分科会をお聞きして、会場の雰囲気も本当に活発で、とても感激いたしました。支援者の世代交代ということも強く感じました。私たち親子は3年前暴力から逃れるために、夜逃げ同様に横浜から愛媛に引っ越してきました。当時9歳だった娘はショックで不登校になりましたが、今では毎日学校に通い、この春中学生になります。一見何もなかったように振る舞っている娘ですが、突然の引っ越しのこと、父親のこと、暴力について何も語ろうとしないことが、私の唯一の不安になっています。今日の学生の方々の発表を拝見し、いつか娘もこのように同じ年代の方々と仲間と一緒に暴力について語り合う日が来ればという気持ちで一杯になりました。DV支援も特別なことをする必要はないと思います。皆さんが身近な問題としてとらえること

が大切だと思います。自分には関係ないと無関心でいることが一番の問題ではないかと思っています。学生の皆さんが、この分科会に参加されたということはとても意義があったと思います。これからの未来を背負っていく皆様に心より励ましの言葉を贈りたいと思います。

- ◆「多摩DVを考える会」に所属のものです。私たちは地域でDVの啓発活動などを行っておりますが、最近デートDVという言葉が多く出るようになりました。若い方たちがデートの最中にDVと同じようなパターンに陥っている。それを知らないことによって気がつかないまま結婚に至って、DVの被害者になっているという場合が多いのです。ですから、学校教育の中でこのDVに関する教育を絶対にしていただきたいということです。行政にも、皆さん働きかけていただきたいと思います。
- ◆秋田から参りました。秋田県は、県の予算をつけてデートDV対策を今年初めて行いました。県内の高校4ヶ所でデートDVの講演会を開催しました。私も講師としてお手伝いをしましたが、高校生は非常に関心が高く、実際に、もう既にデートDVに遭っている人もいました。例えば携帯電話や、メールなど、つき合っている彼氏との関係で精神的な支配を受けていたり、お金を貢いでしまうとか、そういうことが既に多々起っているということが明らかになりました。今日、学生の皆さんの報告を聞いていて、大学生が中高生向けの教育にかかわるということがすごくいいなと思いました。できれば、ぜひ行政なりいろんなNPOなりと一緒にその企画を考えてみたらどうかと思います。若い人、ちょっと先輩の大学生、若者も教育と一緒に参加することで、より若い世代への教育を進めていくことが重要と思いました。
- ◆婦人保護施設でスタッフをしております。私どもの施設でも年間14～15名の学生の実習の受け入れをしています。私どもの施設で実習をするのは、ほとんどが社会福祉の学部の学生です。女性問題や暴力などに関しては、福祉学関係の学生しか大学の授業でふれる機会ってないのではないかと想像をしていました。今資料を見せていただいたら、皆さんいろんな学部で勉強されていて、そこからの参加であり、そして暴力ということに対して何か学びを得たいということがあったということを知って、とてもびっくりしてしまっています。私の施設で実習生の実習受け入れをしているという中で、学生たちから私たち自身がエンパワーされることが本当に多くあります。学生の多くが、大学で女性問題や暴力に関して全く勉強する機会が無いと話しています。私はいま非常勤で大学の授業を持っているのですが、学生に「どういう授業を受けたいですか」というアンケートなどをとると、必ず毎年女性問題を授業のカリキュラムに入れてほしい、ジェンダーの問題にも取り組んでほしいという要望があります。しかし大学は、社会福祉学科だと社会福祉士や精神保健福祉士という国家資格に向けてカリキュラムが決まり切っていて、これ以上ふやせないという答えが返ってきてしまう。私は学生が暴力や女性問題に関して大学で学ぶ機会をもっと増やすことが必要だと思っています。



# 学生たちの活動は「END-VIOLENCE」へ

## END VIOLENCE

瀧田信之  
Bグループファシリテーター



分科会の中で、学生たちがユニークなアイデアをたくさん出してくれました。これを全部、皆さんにご披露できればどんなにいいかと思っていたのですが、残念ながら時間がなくて、お伝えできたのはごくごく一部でした。

ふだん私たちはDVや暴力の被害者支援をする専門家として活動しているのですが、見落としていた多くのことを学生の皆さんから教えられました。これは、他のファシリテーターの方々も多分同意見だと思います。

日本でも、暴力防止プログラムが、いろいろなところで展開され始めました。私もデートDVのプログラムを受けたことがあります。受講生のほとんどは、私も含め40歳代から70歳代ぐらいでした。学生さんが、「あの人たちの話を聞いてびんとくるのかな」と正直に話していたのを聞いたことがあります。我々が、デートDV防止のスキルを身につけて、地域へ戻って、学校で講演をしても若い受講生の方々から、「最近、いつデートしたんですか?」といわれそうですね。最初にご発言された方が、支援者の世代交代という率直なお話をされていましたが、私も同じ意見です。そろそろ、若い人たちにバトンタッチできればよいなと思っています。我々は舞台裏でいろいろアドバイスしていくような形で、参画していければよいのだと思います。

4つのグループが様々な切り口で、暴力について、また未然防止について考えてきました。その過程で、どのグループからも共通した言葉が導き出されたことは、とても重要なことだと思います。それは「自尊心」という言葉でした。「自尊心」を持たないこと、または暴力によって「自尊心」を失ってしまっていることが、暴力の加害者となり、また被害者となった人に共通していることです。「自尊心」それは人として生きていくには不可欠な力です。では、人が「自尊心」を養うのはいつ頃でしょうか? 人格を形成するのはいつ頃なのでしょう? 10代の子どもたちにこのことの大切さを誰が伝えていけば良いのでしょうか?

ここに集った学生たちが、その役を担ってくれたらいいなという思いが次第に強くなった時、この会をこのままで終わらせたくないという学生たちがいることを知りました。そこで、私たちは「END-VIOLENCE Youth Against Violence(暴力を許さない学生の会)」というグループを立ち上げました。これから、毎月勉強会を重ね、今回未完成だった部分を一つの完成したプログラムに仕上げ、世の中に広く伝えていけたら、暴力防止のきっかけづくりになるのではないかと思います。未永い活動を続けていければと思いますので、会場の皆様もぜひご参加ください。



# 公開シンポジウム



# 基調講演

ユリア・アントネラ・モトック  
国連人権促進保護小委員会委員  
ブカレスト大学国際法教授



国連人権小委員会には、人権に関わる様々な課題、もしくは特定の国における人権状況について、その分野の専門家を「特別報告者」に任命する制度があります。私は、そのような「特別報告者」の一人として 2001 年から 2004 年まで、コンゴ民主共和国の問題を調査しました。



私が直面した一番大きな問題は「女性に対する暴力」でした。レイプの規模は大きく、「女性に対する暴力」は兵器とみなされていました。レイプにあった女性たちのことが、私の心に重くのしかかり、折りあるごとに思い出されます。

本日は「女性に対する暴力」について、特別報告者としての経験から、①「女性に対する暴力」の根源に何があるのか、②法的な保護について、③武力紛争の時の暴力について取り上げてお話をさせていただきます。

## < 「女性に対する暴力」の根源にあるもの >

### ◆男女の不平等な力関係

「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」の前文にも書かれていますが、「女性に対する暴力」は、社会全般に男女間の不平等な力関係があるために起きる問題です。不平等な格差のため、女性たちは男性から暴力という手段によって、身体的、性的、精神的、経済的に支配されやすい状況にあります。女性たちはレイプやドメスティック・バイオレンス(DV)、また、あらゆる形の虐待を受けてきました。その現れ方はその国・地域、歴史的背景によっていろいろですが、あらゆる国や地域で行われてきました。

「女性に対する暴力」は、女性を従属させるための手段の一つにすぎません。女性たちは、暴力によって恐怖心をあおられ独立もままならない状況に追い込まれているのです。

### ◆グローバル化による影響

近年、グローバル化が進み、女性たちは移民として、または移住労働者として外国に出ることが増え、従来の国境がどんどん薄れてきました。その影響で、女性たちの生活にも変化が現れています。外に働きに出ること

によって力を得る女性もいますが、逆に「女性に対する暴力」が蔓延するきっかけともなっています。何故かといえば、グローバル化だけではなく、同時に分断化も進んでいるからです。国際的な場で活躍するようになった女性たちがいる反面、地域においては女性性器切除(8)や、性暴力の被害者になる女性たちもいまだに存在するのです。また、国境が薄れてきたことで、人身取引など「女性に対する暴力」がさらに増える危険性が出てきました。ですから、越境性ということにも目を向けて、「女性に対する暴力」というものを見ていかなければなりません。今後、国レベルだけではなく、国を超えたレベルでも女性を守るための制度が必要になってくると思います。

#### ◆国の責任

家族は、愛や尊敬を育てる場になりますが、一方で、男性が暴力を使って女性の性行動を抑制したり、労働力を搾取したりする場にもなりかねません。特にDVは、子どもたちに深刻なダメージを及ぼしています。子どもたちはPTSD(心的外傷後ストレス障害)の症状をみせたり、行動、あるいは情緒面でのリスクを負っています。また、地域、社会との結びつきや、人間関係を築きにくくなることもあります。

家庭内は密室であるがゆえに、そこで暴力が振るわれたとしてもなかなか外に知られることはありません。社会の側も、「女性に対する暴力」が家庭内で行われた場合は、大目に見ようという傾向があります。多くの国で、DV、結婚している者同士のレイプについては、それを裁く法律がありません。例え法律があったとしても、それが実際に使われることは極めてまれです。そのため、家庭内における「女性に対する暴力」は、見過ごされる危険性があります。

キャサリン・マッキノン(9)は「メディアもやはり『女性に対する暴力』の責任の一端を担っている」と言っています。もちろん表現の自由にも関わる問題ではありますが、ポルノなどで暴力を表現することは問題です。女性に暴力を振るったり、あるいは侮辱したり、屈辱的な場面で女性を描くということが、暴力を誘引する一因になるからです。

また、紛争下、紛争後における「女性に対する暴力」も問題となっています。レイプが戦争中に行われやすいというのがこの現象の一つの表れでしょう。「女性に対する暴力」が許されてしまうのは、性暴力という犯罪に対して政府などが全く動かないということにも大きな原因があります。



国、そして市民社会は、男女の不平等な力関係に対してその責任を負わなければなりません。国は「女性に対する暴力」を煽るようなことをしないという責任を負うだけでなく、暴力を防ぐために介入する責任もあります。女性を差別し支配することを助長するような国の制度、社会の制度を見直すべきです。経済的、社会的な仕組みについても見直していかなければなりません。

近年、国際社会の動向としては、もし国が「女性に対する暴力」に立ち上がらなければ、それは加害者と同じだけ責任を負っている、有罪である、という見方がなされています。

## ＜法的保護制度が作られてきた軌跡＞

長い間、「女性の人権」という言葉は、第三世界における女性たちが、より平等な形で社会に参画できるようにという意味合いで使われてきました。1979年、第34回国連総会で、「女子差別撤廃条約」が制定されましたが、ここでは“暴力”という言葉は出てきません。しかし、この条項には明確に“差別”という意味合いが含まれています。また、1985年7月、「国連婦人の十年」(10)最終年である第3回国連世界女性会議(ナイロビ会議)で、「女性に対する暴力」という問題が取り扱われるようになりました。まだ、健康もしくは経済・社会問題における差別の結果という扱い方であったにせよ一歩前進でした。

そして1992年、女子差別撤廃委員会で、明確に「女性に対するジェンダーに起因する暴力」について定義されました。そのことが非常に重要だと考えられています。ここでは、「女性であるからこそ暴力の対象になる」ということ、「女性に対する暴力」は、「女性に対して不均衡な形で施される暴力である」と言っています。

### ◆1993年、国連総会の採択「女性に対する暴力撤廃に関する宣言」

1993年には、国連総会が「女性に対する暴力撤廃に関する宣言」を採択しました。各国政府に対して、「女性に対する暴力」を撤廃する上で必要な支援を全て提供するように、さらにその採択を支持するように、という働きかけを行ったものです。この宣言は大きな役割を担ったと思います。特に「女性に対する暴力」撤廃に特化しているところが重要です。女性には基本的な自由がある、しかし、長年にわたる「女性に対する暴力」によって、この自由を確保することができなかったことを敢えてここで浮き彫りにしたのです。1993年には、この他にも国連の人権の問題を扱う部門で様々な動きが見られました。特に国連人権委員会では、「女性に対する暴力」ということを特別に扱い、特別報告者を任命しました。そしてウィーンで開催された世界人権会議でも、行動計画と宣言が採択されています。

### ◆北京会議から各地域への広がり

1995年、第4回世界女性会議(北京会議)の準備プロセスの中で、国連婦人の地位委員会(11)から承認された1つの草案がありました。そこには、「公でもプライベートでも、女性のいろいろな問題を基本的人権として扱うべきである。つまり女性の生活を脅かすものはすべて人権侵害である」と書かれました。

こうして地域レベルでも取り組みが進んでいきます。1998年、ASEANでも、OAS(米州機構)(12)でも「女性に対する暴力」に関する条約が採択されています。アフリカ人権委員会では、1998年に特別報告者を任命しました。欧州連合でも1998年以来、政治的なアジェンダ(検討課題・議題・行動計画)として「女性に対する暴力」を採択し、幾つかの勧告を行っています。アフリカ連合でも、アフリカ人権憲章に追加議定書ということで女性の項目を設けています。

北京会議に向けての様々な交渉の場でも、「女性に対する暴力」が扱われました。そして「北京会議+5年」で、この追加条項を設けたことにより、各国政府が女性の人権問題を扱う際に参考にできるようなガイドラインができたのです。さらには「女性に対する暴力」を法によって処罰の対象としようとする動きも出てきました。そして2000年には、「女性・平和・安全保障」1325号決議(13)が国連安保理で採択されました。

## <紛争下の暴力について>

次は、戦時下での性的暴力について取り上げます。

これは、一般の市民である女性が、国際人権法、さらには人道法で保障されている人権を脅かされている状況だということになります。女性に対する性暴力が戦時における1つの戦術として、敵国に対する屈辱の手段として扱われているのです。戦時下での性暴力の被害者は医療的にも、精神的にも、社会的にも支援を必要としているのにも関わらず、金銭的な補償というのは本当に限定的にしかなされていません。

特に、1994年は戦時での女性に対する性暴力が人々の注目を集めました。ボスニア・ヘルツェゴビナ、ルワンダ、ハイチ、東チモールでもレイプという手段で、敵に協力した女性を罰するという手段が取られたのです。ジュネーブ条約で戦時のレイプは禁止されていますが、深刻な人道法違反であることへの認識がまだまだ薄いように感じます。多くの国が戦争犯罪・人道犯罪として、今後議論すべきですし、国際法における位置づけが重要だと思います。

### ◆紛争時の暴力に対する定義と法律

国際刑事裁判所(ICC)設立条約(14)では、戦時の「女性に対する暴力」を具体的に定義しています。例えば7条では、「強制妊娠、強制売春、強制不妊手術もしくは性的な暴力は、人類に対する犯罪と扱われる」とされています。国境を越える犯罪が、たとえ国によって守られなかったとしても、この法律の中で具体的に明確化されたことが1つの前進だったと思います。特に子どもや女性に対する暴力の専門家を常に判事として擁すべきであると提案しました。

1990年代に、旧ユーゴスラビアやルワンダで大量虐殺行為が行われました。これは戦争犯罪、そして人道犯罪と捉えられる大きな惨事でした。旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(15)、ルワンダ国際刑事裁判所では、戦時下での「女性に対する暴力」は訴追に値するということが明確化されました。

加害者は、人類に対する犯罪者であること、そしてレイプ、拷問、さらに個人の尊厳を奪い、奴隷制度を強制する行為は全て人道に対する犯罪であることが明確化されたのです。こうして戦時下での「女性に対する暴力」の法学が進み、国際犯罪、戦争犯罪、人道に対する犯罪として扱われるようになったことは非常に重要なことだと思います。

また、レイプを、「強制的な性的行為」、さらには「性的な挿入」と法律学的にも明確に定義したことも重要です。たとえ同意があったとしても、精神的な抑圧のもとにあって抵抗ができなかった場合はレイプだと位置づけられたからです。

### ◆レイプによる影響～エイズの問題

武力紛争のもとでは、女性が戦闘員となったり、人身取引の対象となったり、たとえ国が復興に向かっていても、そこでも差別の対象となります。こうした女性や、子どもたちは難民と化し、さらには国内難民(16)となりやすく、レイプの被害者は様々な健康被害にさらされやすいものです。HIV/AIDS、貧困、そして買春やDVの被害者になることもあります。女性、特に若い女性に対してHIV/AIDSが蔓延していることが懸念されています。被害者たちは医師に対してもなかなか相談ができないばかりか、医薬品を購入したり、きちんとした食事をとるような経済力もありません。「女性に対する暴力」の特別報告者はこの問題に特に焦点を当てていました。私自身が関わってきたコンゴ、ミャンマー、ブルンジなどの国々でも、HIV/AIDSの問題が女性の間で特に深刻

化しているという報告がなされました。

#### ◆慰安婦の問題

「女性に対する暴力」の特別報告者クマラスワミは、1996年に出した報告書の中で、道義的な見地に立ってアジア女性基金がやっている事業は評価できるとしましたが、それが国際法のもとでの法的責任を果たすということにはならないとしました。個人の権利、さらに被害者のニーズとは何かを考え、「慰安婦」にされた方々が高齢であることを考えて、政治的なリーダーシップを発揮するべきだ。そして何らかの建設的な措置として今後の活動に期待したいとも言っています。

差別防止少数者保護小委員会(現・国連人権促進保護小委員会)は、「慰安婦」問題について、1992年以降取り上げてきました。そして、この問題について、日本政府、日本国民がとった行動については、「前向きな対応」としてこれを認めました。

#### ◆この1年間の展開で見えてきたもの

長年の議論を経て、国連人権委員会では、加害者が「全く罰せられない」ということが、「女性に対する暴力」の大きな問題であると言われるようになってきました。特にジェンダーの問題を強調しています。そして2005年、「国際人権法侵害、あるいは人道法違反に対する救済や回復を求める権利に関する基本原則とガイドライン」が採択されました。この決議の中で委員会は各国に呼びかけ、この基本原則とガイドラインをきちんと遵守し、その責任を果たすよう求めました。特に性的な虐待にあった被害者たちは思いやりを持って扱われるだけでなく、尊厳を持って彼らの求める権利を尊重しなければならないとされています。

この基本原則は、新しい国際法、あるいは国内法をつくらなくとも、すでにある法で効果的かつ適切な措置が提供されるよう求めています。特に、基本原則の中で、「加害者処罰」ということを取り上げ、警察、軍隊、治安部隊、立法府、司法、そして被害者、被害者を代弁する人たち、さらに一般社会に対しても、目を向けて欲しいと言っています。

国連では、このように「女性に対する暴力」というものが取り上げられてきていますが、活動はようやく緒についたばかりです。何世紀にもわたって暴力は続いてきました。しかし、この1年間の展開を見てみると、私たちは被害にあった女性たちのニーズをより理解し、そして知ることができるようになってきたと言えるのではないのでしょうか。私たちは、一般社会を教育啓発すると同時に、各国政府がどのような形で「加害者処罰」を実施していくかということ、しっかり見ていかなければなりません。





# パネルディスカッション



有馬真喜子  
アジア女性基金 理事

## ◆日本の「女性に対する暴力」への取り組みは北京会議から始まりました

国際的には、1993年が「女性に対する暴力」の取り組みの非常に画期的な年と行うことができます。その年はウィーンで世界人権会議が開かれ、私は政府代表を務めました。そこで「女性に対する暴力」について大きな2つのことが決まりました。1つは、国際文書として初めて『「女性に対する暴力」は女性の人権侵害である』ということが明記されたこと。もう1つは「女性に対する暴力」特別報告者が決まったということです。同年、国連総会で「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択され、「女性に対する暴力」について、わずか6条の短い文書ではありますが、公に暴力の定義や範囲が明記されました。

それを受けて、1995年第4回国連世界女性会議(北京会議)では、「女性に対する暴力」、「女性の人権」が大きく取り上げられ、「女性の権利は人権である」ということが公言されました。日本からも6,000人が参加しました。同年、国連は世界各国に対し、「女性に対する暴力」の取り組みをどのように行っているか調査を行いました。しかし、その時、日本では「女性に対する暴力」に関する法律というのはまったく何も作られておらず、民間の活動も活発ではありませんでした。正直、「女性に対する暴力」に関する認識は、まだまだ、鈍かったと思います。その調査の中で、「シェルターは幾つありますか」という質問がありましたが、欧米は何千、何百であるのに対し、日本にあったのはわずか5つです。その5つのうちの4つは民間が運営していたものです。東京の『ヘルプ』、横浜の『ミカエラ寮』『サーラー』『みずら』、そして公的なものとしては神奈川県女性センターです。そんな状態だったので、関係者は愕然としました。

こうして、ようやく日本での取り組みも国際的な刺激を受けて始まりました。「女性に対する暴力」について法的な取り組みが始まったのは2001年。国連女性2000年会議の翌年になります。かなり遅れてはいますが、「配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する法律」(通称DV防止法)が施行されました。その法律は、保護命令の期間が短いなど十分なものではありませんでしたが、2004年6月に改正され、以前よりはかなり進んできています。

もうひとつの最近の動きですが、昨年あたりから、国際的な人身取引に対する防止の法案が幾つか作られました。これは、日本が国際的な人身取引の受け入れ国として多方面から非難されたことが原因としてあげられます。特に、アメリカの女性団体から強い非難がありました。

更に職場におけるセクシャルハラスメントに対する取り組みも活発化してきています。こちらは雇用機会均等法を活かしながら、様々な企業の中にセクシャルハラスメントに取り組む部署も作られてきています。

簡単に申し上げると、これが、国際社会の一員としての日本の動きであると思います。

# パネリスト紹介

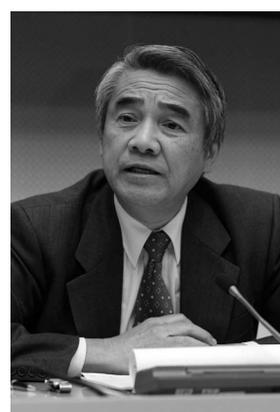
## 番敦子 弁護士



私は学生の頃から女性の権利の問題に興味があり、弁護士登録以来ずっと「両性の平等に関する委員会」で活動しています。2000年頃から犯罪被害者という問題が新たに弁護士会などでもクローズアップされ、そちらに活動の力点を置くようになり、現在、日弁連の犯罪被害者支援委員会で活動しています。犯罪被害者支援全般をやっておりますが、女性の弁護士というのは全体で2割もおりません。女性の被害者には女性の弁護士でなければ話ができないという人も多く、私も女性の被害事件、つまりDV、セクシャルハラスメント、性被害事件を多数扱っています。

DVは、社会状況とか、経済状況に関連して発生する場合もあるのですが、根深いところでジェンダーの問題を含んでいて、全世界で先進国、開発途上国を問わず、文化の形は違ったとしても何らかの形で出てきている問題です。日本の場合も社会の構造的な問題であり、決して特殊な問題ではないと思います。被害者が特殊な人だったり、加害者がすべて粗暴だったりすることも全くありません。どこにでもある事件として接するべきだと思います。DV事件や性被害事件は被害者の心の傷が深く、弁護士としても関わるのがなかなか大変で、支援者に間に入っていただき、私たちは法的な支援によって被害者のエンパワーメントを助けるという方向でやりたいと考えています。

## 横田洋三 中央大学法科大学院教授



ご紹介いただきました中央大学法科大学院の横田洋三です。1988年から国連の人権促進保護小委員会に出席しており、「慰安婦」問題については国連での議論に参画してまいりました。また、その関係で、アジア女性基金にも設立当初から運営審議会の委員として関わってきました。



明珍美紀  
毎日新聞社会部記者

私は毎日新聞の記者ですが、同時に労働組合の活動もしています。Dグループの学生さんが、委員長が男性、副委員長は女性という社会のあり方に疑問をもっておられましたね。労働組合というのは男の中の男社会と言われ、女性役員はあまりいないところですが、私は新聞労連(新聞社の労働組織)の委員長をやっていました。そこではメディアの問題や、メディアの中で働く女性たちの問題にも取り組みました。そういう意味では、日々の取材活動を、メディアと女性という二面的な観点で考えてきました。

私が駆け出しの記者の時の話ですが、韓国の女性団体が日本の軍隊に「慰安婦」にさせられた女性たちの被害の調査を始めました。そして、90年代には次々と被害者の女性たちが名乗り出てこられました。その取材を通して、戦争における女性たちの問題に強い関心をもつようになりました。そして、「慰安婦」問題が、60年前の問題ではないこと、今も同じように女性たちが苦しめられているということを、何とかマスメディアを通して伝えていくことができないかという思いで、日々取材活動をしています。

また、現在の問題としてはDV、ストーカーの問題があります。私も女性ですから自分が被害者であったらどうか、という思いをめぐらせて、被害女性たちのお話を聞き、その記事をどうやって皆さんに読んでもらうのか、それを社会の中にどう問題として投げかけるのか、という作業もしています。番先生は被害者の方の支援に取り組んでいらっしゃいますが、私はそれをどうやって世に知らせていくかということです。

キャンパスにおける様々なセクシャルハラスメントの問題も過去に取材していました。日本では「アカハラ」、アカデミックハラスメントと言われます。最近は企業におけるセクシャルハラスメントのうち、男性の被害が増えてきています。女性に限らず男性も被害者になりうるのです。地位を利用したパワーハラスメント、「パワハラ」もあります。問題なのは、力によって相手を抑え込むという構造だだと思います。それをどうにかしていかなければいけないと思っています。



# 「女性に対する暴力」について

## 問題だと感じることに

### 有馬真喜子

本日のテーマは「暴力を未然に防ぐために」というテーマです。「女性に対する暴力」が、なぜ起きているのか、なぜ「女性に対する暴力」が蔓延しているのか、あるいは深刻化しているのか、疑問がたくさん湧いてきますが、まず、みなさんが、「女性に対する暴力」について、特に問題だと感じていることをお話いただけますか。

### 番敦子

#### ◆「DV防止法」の制定で顕在化してきたDV問題

私は、身近なところで起きている暴力の問題についてお話しします。女性の被害事件、特に、DV、セクシャルハラスメント、性被害事件は、ほんとに多いですね。たくさんの事件を持っています。とりわけDV事件が多く、DV防止法ができてますます増えてきました。

しかし、DVの事件というのは昔からずっとあったことです。DV防止法によって「DVは悪いことだ」、「時には犯罪行為だ」ということが皆に理解されるようになり、被害者がようやく被害を訴えることができるようになった、そういう状況だと思います。2001年DV防止法が施行されて以来、各地の配偶者暴力相談支援センターには相談が殺到して、ここ1～2年ようやく安定したという状況のようです。今まで潜在してきた事件が顕在化してきたというのが実際です。

#### ◆深刻な精神的暴力、性的暴力の被害

いま、私自身が仕事の上で非常に悩んでいる問題は、暴言等の精神的暴力、性的暴力、性的虐待がなかなか理解されにくく、立証の点で非常に難しいこと。そして、法的な手段がまだまだ少ないのにもかかわらず被害がとても深刻であることです。

司法界では、身体的暴力が悪いことだというのはほぼ定着してきた気がします。以前は高裁の裁判官が、「私だって女房を一発ぐらい殴る」と実際に言ったケースがありますし、調停委員が「私だって我慢したのよ。そのぐらい我慢しなさい」と言ったとか、そういう例は枚挙にいとまがありませんが、最近はそういうことはほとんどありません。第三者に暴力を振った場合には、即、傷害事件だの、暴行事件だのということで警察沙汰になるのは当然ですから。夫は妻に懲戒権など持っておりませんので、「身体的暴力はいけないことなのだ」ということについてはもう比較的理解されていると思います。

しかし、精神的暴力、性的暴力についての理解は、ほとんどないと言ってもよいのではないのでしょうか。最近では加害者も賢くなって、暴力を振るったら、病院に行かれ、診断書を取られるとわかっていて、ひどい暴力ではなく暴言等の人格攻撃を延々とするというケースもあります。例えば「お前はだめな奴だ」と言い続けて朝まで寝かせない、相手の意思を無視しての性的行為、あるいは強制猥褻、妻が従うのは当たり前といって性的に虐待する、特殊な性的嗜好を妻に強要する、あるいは相手が大事にしているものを壊す、隠す、捨てる、相手を社会的に隔離するといった暴力です。その場合には保護命令も取れないケースが多い。そして、被害を受けた女性は自己評価がどんどん低下してくるわけです。その被害の甚大さに比べ、されたことについての社会的評価、法的な評価が伴っていない。法的な手段として、精神的暴力への対策が乏しいのに被害が深刻であるという現実にとっても悩んでいます。

DV防止法が改正され、配偶者に対する暴力には精神的暴力も含まれるようになりましたが、保護命令の対象となる暴力というのは身体的暴力に限定されることが、法に明記されました。

## 明珍美紀

### ◆二次被害の問題

私が被害を受けた女性たちのお話を聞く中で、気になるのは二次被害の問題です。ようやく被害を名乗り出て、友人や同僚など身近な人に相談をした。そこで心ない一言をかけられて、「そんな我慢しなさいよ」、「それぐらいで何言ってるのよ。私なんか、もっとひどかったのよ…」と言われる。警察に駆け込んでも、「そんな夫婦げんかを警察に持ち込まないでくれ」と言われたとか、そういう話を結構伺うことがあります。やはり社会的に認知されていない被害者の気持ち、それを思いやる周囲の対応というのが、今後すごく大切なのではないかと思います。女性への暴力に限らず、子どものいじめの問題、おとなたちの間にあるうつ病やメンタルヘルスの問題も同じかもしれません。そこにもつながっていくことだと思いますが、やはり周りの支援がこれから非常に大切になってくるのではないかと思います。



## 横田洋三

### ◆経済的な支配の問題が女性を難しい立場に

私は経済的な支配関係が、いろいろな「女性に対する暴力」の被害者を難しい立場に立たせていると思います。例えばDVの場合、周囲の人は、「そんな夫だったら、さっさと離婚しちゃえばいいじゃないか」、「別居すればいいじゃないか」、「シェルターに行けばいいじゃないか」と言うのですが、経済的な基盤がない場合、そのあとの生活を考えると躊躇してしまうことが多いと聞きます。特に、夫から逃げ回っている場合には安定した就職ができませんから、生きていけるかということへの不安がある。ましてや、子どもがいれば子どもを連れていくのかどうか、子どもを育てるには経済的に可能かどうか、そういうことをいろいろ考えて、結局は我慢してしまう女性が結構多いというのが私の周りで聞く状況です。

### ◆少女たちは、被害者でありながら我慢しているという現実

また、暴力や性暴力の被害者が少女の場合は、問題が表面化しにくい。その点は特に注意が必要だと思っています。少女たちは、自分が被害者であるにもかかわらず、「自分に権利がある」とか、「相手が悪くて自分が悪いのではない」という確信が持てずに苦しんでいます。それに対して、子どものオンブズパーソン（「代理人」の意）国民の行政機関に対する苦情処理や、行政活動の監視・告発などを行うことを職務とする者。行政監察委員など、いろいろな仕組みで支援しようとしています。なかなか子どもたちは打ち明けることができません。何度か自殺を試みて、初めて支援者のところへ駆け込んでくるような状況です。どうせ大人に相談すれば親に伝わる、またはもっと酷い目にあうのではといった不信感があって相談できずにいたり、男性への恐怖心から男性の警察官のいる交番に駆け込むこともできないといったケースもあります。被害者が裁判など、訴える場所に訴えることができるのはよっぽど酷いケースであって、その陰でたくさんの被害者が泣き寝入りしている状況をどうにかしなければと思っています。

## 番敦子

### ◆「女性に対する暴力」と子どもに対する虐待

家庭内でも、子どもという一番弱い者にしわ寄せがきます。Bグループの問題提起の通り、本当に切実な問題です。家庭内で暴力を受けたり、暴力を目撃して育った子どもたちが置き去りにされています。今まで、「女性に対する暴力」と、子どもへの虐待は別々に扱われてきましたが、今では両方をリンクして考えるべきだといわれるようになりました。

家庭の人間関係が本当にうまくいっている場合、子どもだけが被害者になるということはほとんどないと思います。実際、DVの存在する家庭で非常に多くの虐待がみられます。一番弱い子どもはDVの加害者からも、あるいは被害者からも虐待を受けるというケースがあるわけです。

「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、子どもの前でDVを見せることも虐待にあたるとされました。これは画期的なことです。DVの被害を受けた女性の中にも、自分が子どもを虐待してしまうこととDVの関係を知ることによって、はじめて自分のDV被害が深刻だと気がついて、「これは何とかしなくては」と思った方が結構います。相談ケースで統計を取ると、警察の統計も、支援センターの統計も大体一致していて、30代～40代の被害者が一番多い、つまり小さいお子さんを持っている母親が多いのです。ですからDVの被害者支援というのはやはり子どもを抜きにしては考えられない。本当に、子どもの問題はとても深刻です。

## 明珍美紀

こういう状況で、日本が国としてどんな施策をしているかということですが、私が各自治体取材してみると、各自治体は財政問題を抱えています。お金が苦しいと。どんどん削減されていく中には、女性の施策の問題では会館が閉鎖されるとか、職員が削減されるとか、そういうこともあるのです。今こそ増やしていかなければいけない時に大事なところが削られていく。少子化、少子化と騒いでいますが、女性や子どもの人権についても同じように皆で考えていくべきではないかと思います。

## 有馬真喜子

私も横浜の男女共同参画推進協会に20年ほど関わっています。そこでは相談を受けているのですが、弁護士や裁判所に行く前段階で、年間大体6,000件くらいの相談をお受けしています。DVが特殊なものではないというお話がありましたが、どこにでもこの問題は起きていて、そのわりには、なかなか社会に共有されない、根づかない。「女性に対する暴力」があるということ自体、あまり世の中に知られていない。それから、そのことが悪いことである、犯罪であるということもあまり知られていないということが問題だと思います。



# 暴力防止を 社会に根付かせるために必要なこと

## 有馬真喜子

さて、「暴力未然防止」という本日のテーマに入りたいと思います。今までに出てきている様々な問題点を踏まえ、「暴力を未然に防ぐために」私たちの課題は一体なのだろう、何が必要なのだろうということに話を展開していただければと思います。

## <教育について>

### 横田洋三

#### ◆人権に対する教育の少なさに問題を感じています

各グループから「女性に対する暴力」を未然に防止するための提案がありましたが、どのグループも教育が大事だということを強調していたと思います。私は大学で教育研究に携わっていますので、そういう機関に身を置くものとして責任の重さを感じています。

皆さんの大学ではいろいろな授業の中で女性問題、人権問題に触れることがあると言われましたが、そういう科目を持っている大学は、日本中の何百という大学の中でもほとんどないのが現状です。とりわけこの手の問題で重要な役割を果たす法学部、あるいはロースクール(法科大学院)で人権論、人権法、国際人権法、ジェンダーといった科目がどれくらいあるのか調査した結果があります。国際人権法学会の聞き取り調査ですが、例えば、現在60位あるロースクールでそういう科目がひとつでもあるのは半数以下なのです。これから先、日本の法曹界にたくさん出てくる弁護士、裁判官、検事の中で、人権についてまともに扱ったクラスで勉強している人は決して多くはありません。しかも新しい司法試験にはこれらの科目は入っておらず、憲法の中で人権が扱われます。また、国際法の中に国際人権法が含まれるということになっていますが、国際法の先生の中には、公然と学生に「私は国際法の中で人権はやりません」と言う方がいます。これが現状です。ですから教育界に身を置いている者として大変責任を感じていますし、大学でやらなければいけないことはたくさんあると感じています。

### ユリア・アントネラ・モトック

#### ◆人権法は教育の中で取り上げるべきもの

横田先生は国連人権小委員会のほうでも、人権教育ということを重要な観点として取り上げてこられました。私自身、国際法を教えています。人権法は国際法の重要な一環だと思っています。教育の中でも人権やジェンダーについて、十分に取り入れていかなければなりません。ロースクールでもしっかりと取り上げてもらいたいし、もっと早いうちに、高校レベルでも導入し基本的な教育を始めて欲しいと思います。国際的な人権だけではなく、国際刑法もやはりジェンダーに絡む問題がたくさん出てくるのです。ですからジェンダーの問題は重要です。

## <メディアについて>

### 横田洋三

#### ◆教育現場以外で、暴力の正当化があるのではないか

教育が大事だということに反対の人はいないと思うのですが、教育は学校で行われるだけではありません。メディアの役割も重要ですが、実はもっと多くの人にインパクトを与えているものは、テレビ、アニメ、そしてマンガなのです。そのマンガの中に表現されている女性と男性の関係、これは皆さんご存知だと思いますが、チラッと見て嫌になるほどひどいものがあります。特に電車の中で読んでいる男性が多いのですが、こういうステレオタイプの男女像を刷り込まれてしまった男性は、全く間違った女性に対する認識を持つことがあります。女性は“力強い”、“元気のある”、“体格のいい”男性を好み、尊敬するという思い込みがあって、その強さを見せるために暴力を振るうということがありうるわけです。

#### ◆男性が暴力を正当化している

また、暴力を振るっても悪いと思っていない男性が多いのです。なぜかというと、男性の立場からそれを正当化しているからです。例えば子ども、または妻に対する暴力の場合には、“しつけている”、“鍛えてやる”、“体で覚えさせる”、とそれをいいことのように言う人がいます。そう思い込んでいる男性が非常に多いということです。父親、夫、男、または年配の人がプライドを維持するという、それによって支えられた制度、秩序を維持するということでもあります。もし女性の力が強くなって、男性のコントロールがきかなくなったら社会の秩序が乱れてしまうという意識が男性の中にあるのではないかと、それが「女性に対する暴力」の背後にあるのではないかと思うのです。

### 明珍美紀

#### ◆被害者の問題をよく勉強し取り上げる記者を増やしたい

自分で記事を書きながら、一方では皆さんからメディアの問題をご指摘されるという立場にいます。メディアの問題としては、被害を受けた女性たちがステレオタイプとして報道されてしまうということもあります。それはやはり記事を書く立場の人が被害の問題についてよく知らない、勉強していないということ、それからメディアで働く多くの人々が男性であるということもあるかもしれません。女性の弁護士は2割とうかがいましたが、新聞記者は1割です。テレビでもまだ2割。こういう状況もあります。女性が増えればメディアが良くなるという訳ではないかもしれませんが、やはりこの問題を取り上げて書く記者、仲間を1人でも増やしていくことも私たちの作業の1つではないかと思っています。

報道被害の問題というのも必ず指摘されます。大きな問題が起きると必ず過熱報道といひまして、いろいろな取材記者がその家に殺到してしまい、被害者はもとより家族にまでいろいろなりポーターが押し寄せるという状況もあります。

### ユリア・アントネラ・モトック

#### ◆メディアがどのように「女性に対する暴力」を取り上げ、知らせるか

被害を受けた女性たちがリポーターに話をし、名前や顔、事件が新聞に出て迷惑を被ったというような、プライバシーの侵害が問題になることもあります。メディアの役割はとても大切です。メディアの利用の仕方を考えなければならぬということだと思います。一方で、メディアは人々が暴力について知る有効な手段でもあるからです。日本だけではなく、国際メディアでもそうです。メディアが取り上げない問題は、一般の国際社会にも取り上げられないからです。

国連も忘れられた問題を取り上げるサイトを設けています。何故かというと、国際社会でまだ関心を払われていない問題がたくさんあるからです。メディアが取り上げていないから、問題にもならないのです。

日本では、メディアがもっと主導権を持って「女性に対する暴力」を取り上げるべきだと思います。こういった問題に焦点を当てていくのが重要です。

今日、皆さんがこうして市民社会の一員として来てくださっている事も大変素晴らしいことだと思います。皆さんを通してメディアにも影響を及ぼすことができるからです。このようなシンポジウムを開催することによって、一般社会にも影響を広げていくことができるのです。



## <表現の自由と人権>

### ユリア・アントネラ・モトック

#### ◆ステレオタイプと「表現の自由」との対立

また、メディアはマイナスの意味での女性のステレオタイプをつくる手段にもなりかねません。マイナスのステレオタイプがマンガなどにも出てきています。社会の中で女性が様々な形で、そのステレオタイプを押しつけられています。アメリカのフェミニスト運動がこれに対して激しい抵抗運動を示し、法律法案づくりにも彼女たちは関わりました。さまざまな民主国家で「表現の自由」は憲法上掲げられている権利ですが、それと同時に、「性の平等」というものも実は憲法上保障されている権利なのです。アメリカではポルノを通したマイナスのステレオタイプが男女間の平等という基本的な権利を侵しているという主張がなされました。日本の裁判所でもこういう問題を取り上げるようになったら、「表現の自由」と人権問題の絡みをもっと見えてくるのではないかと思います。

日本の法律はアメリカと違って判例法ではありません。良い例をどんどん提示していくわけですが、正義が行われた例が出てくれば、これを社会に示し、こうした暴力を女性に対して振るってはならないのだ、ということを主張していくべきだと思います。もっと長期的な教育のプロセスもそのためには必要で、新聞やマンガなどの影響もしっかりと捉えていくべきではないでしょうか。とにかくこれは長いプロセスですが、女性の権利はこれで達成されたと思うのではなく、常に闘い続けなければならないと思います。

### 横田洋三

#### ◆「表現の自由」を規制することは日本ではタブーとなっています

そうなのです。日本のマンガには暴力シーンや暴力を肯定すること、女性を従属させることが良いことであるかのようなストーリーがある。それを規制できない。「表現の自由」、「出版の自由」は、人権の重要な部分と憲法に書いてあるわけですね。これを制限できないというのが今の憲法学者の通説です。暴力的な表現を制限できるのは自己抑制だけ、内的規制だけなのです。暴力を肯定したり、犯罪を助長したり、人種的な憎しみを増長させるような出版に対しては、何らかの規制をしなければいけないというのが国際的な水準だと思いますが、日本ではそれはタブーです。それを言ったら憲法学者の大多数から反撃を受けます。おそらく日弁連もその立場を否定してはいないと思います。そしてジャーナリズムは、それをサポートしています。「出版の自由」は絶対だと言っているのです。

## 明珍美紀

### ◆表現の自由は規制すべきではないと思います

「表現の自由」と暴力的なシーンを法で規制するかということはどう考えていくかですが、現場にいる私の立場としては、やはりそれは法で規制すべきものではないと思っています。しかし、何もなくてよいのか、という訳ではなく、私たちが自主的に何らかの対処をしなければいけない。それがなかなか実現しないのが現状ですけれども、メディアの中で考えていく必要があると思います。私たち新聞記者、あるいはテレビ記者が横の連携をとって考えていく。そういう組織が労働組合の中にもありますけれども、今、提言を考えているところではありません。

## 有馬真喜子

私もマスコミで仕事をしてきた人間として、やはり法律での規制というのはいかがなものかと思っている者の1人です。

## 横田洋三

### ◆国が保護する責任

新聞、雑誌、ビデオ、映画などに、適当でない暴力シーンを掲載したり放映しているかどうかを、国に判断させることは反対だというご意見に、日本のメディア、日本の憲法学者、それから日弁連なども大体同じ立場だろうと思います。しかし、少なくとも国際条約では、例えば人種差別撤廃条約では人種的な憎悪を流布するような「出版の自由」は処罰をもって違法であることを当事国は宣言すべきである、という規定が明文化されています。人権侵害を国がやってはいけないのは当たり前とはっきり書いてあるのですが、もう1つ、国以外の主体によって人権侵害が起こった時には、その人権侵害を起こさせないようにすることも国の責任だという議論がなされているのです。つまり、responsibility to protect(=保護する責任)も国にはあると言っているのです。

例えば、先ほど子どもの虐待が話題にあがりましたが、警察が子どもの虐待を知った場合のことを考えてみましょう。虐待の主体は親です。親が自覚してやめるまで待っている訳にはいきません。今の法律では近所の人通報すれば警察が介入できるようになりましたが、これまでの憲法の通説では、人権を守るために警察が介入することはいけないことだったのです。

国民に保障されている権利=人権はいろんなものによって侵害されます。メディアによって侵害されるかもしれないし、夫によって侵害されるかもしれない、または、先生によって侵害されるかもしれない。しかし日本の憲法学者の通説は、国家による人権侵害だけを憲法は禁止しているのだというものです。直接人権侵害じゃない場合がありますね。そういう場合には、間接適用という形で国が関与することもありうると言ってはいますが、ではどういう場合に関与するのかということについては、憲法学者はそれ以上踏み込んで議論はしてはけません。つまり、夫によって暴力を振るわれている妻がいても、その妻の人権侵害は、少なくとも、憲法が保障している権利の侵害ではないというのが今の憲法学者の議論になってしまっているのです。

「表現の自由」も同じで、メディア、ジャーナリズムが侵す人権は、憲法が保障するプライバシーの侵害なり個人の権利の侵害には当たらないと受け止められているために、メディアによる人権侵害はあまり強く主張されないのです。最近、メディアの被害を受けそうな人が自己防衛をして、「これ以上、私たちのところに来ないでください」と家に貼り紙を出すようになりましたが、私はこの状況は国際的な人権の考え方からすると少しおかしいと思います。もう少し被害者の人権に対する配慮が学説としてもあって、国が保護する責任ということを議論していかなければいけないのではないかなと思います。

## ユリア・アントネラ・モトック

### ◆国には最終的な責任が

私も、国は「女性に対する暴力」から女性を守る責任があると思います。この責任は国際法の中でも見られています。もし国が保護しないのであれば、国際人権法のもとで国の責任が問われます。国の中で何か起きた場合、国が責任を負うべきだと思います。

メディアの問題や、「表現の自由」とそのほかの憲法上の権利とのバランスをどうやって取るのかといった問題について、ジャーナリストたちはいろいろな視点を持っています。弁護士の方々もそうでしょう。ジャーナリストたちは国が介入すると自分たちの「表現の自由」が侵されるのではないかと懸念します。でも、場合によっては国は介入しなければならないと思うのです。というのも、国は最終的な責任を負っているからです。

### ◆アフーマティブ・アクションを推進するべき

もう1つ、別の問題ですが、これも大切なことだと思うのです。「女性に対する暴力」が男女平等にどう絡んでくるかです。経済的な観点がここでは重要になってきます。女性たちが経済的な手段を持たなければ、弁護士のところに行くこともできない、マスコミに訴えることもできない、教育も受けることができない。全く力を持っていない状態になってしまうのです。ですから、ここでも国の介入が必要になってくると思うのです。アフーマティブ・アクション、女性のための差別撤廃ということが必要で、そうでなければ暴力は止められません。女性が経済的な手段を持たないといういろいろな問題に対処する手段を持つことはできません。男の人と一緒に生活しなければ生計も立てられない、と思えば同じ状況をそのまま受け入れるしかない、それを我慢するしかないという状態になってしまいます。ですから経済的な問題は取り組むべきとても重要な問題であって、国はもっとアフーマティブ・アクションを推進するべきですし、政治的、経済的な平等というものを推進するべきだと思います。ですからやはりここでも国というのが重要な役割を果たすべきだと私は考えています。

### ◆市民一人ひとりの活動が変化を起こす

法律が犯罪を抑制する手段になりうることを、具体的に示すことが大切だと思いますが、それと同時に、刑事法をつくり上げるまでに膨大な時間がかかることも考えあわせるべきでしょう。そして更に、一般の人たちが暴力は犯罪であると十分認識するまで時間がかかるものだと思うのです。ですから、女性が自分たちの権利のために立ち上がらない限り変化はなかなか望めません。

「女性に対する暴力」の問題は法律さえできればいいというものではありません。これをきちんと執行していかなければ、つまり、女性たちがこれを行使させようと考え、行動しなければ、「女性に対する暴力」を抑制することはできないのです。

1990年代には、特に初頭には「女性に対する暴力」に関するさまざまな法律を制定しよう、整備しようという動きが高まりました。さまざまな虐待が、特に戦時下に目立ってきたことが原因です。社会のあり方を考え直すため、市民の立場から世論を喚起させていこうとしたのです。こうした中で国際法や憲法を改正しよう、もしくは憲法に保障されている権利のあり方を考え直そうという動きが国際的に高まったという事実があります。

つまり、国の責任も大切ですが、国民であり、市民である皆さんがいかに行動するかということがとても大切だと思います。





# 会場との意見交換

## 〈見落としてはいけない男性の被害〉

### 精神科医

子どもに対する性的虐待は、男の子に対するものもたくさんあります。実際に私も臨床上経験しています。しかし、そのことを言えない社会状況があると思うのです。私たちは、被害にあうのは女性だけだというステレオタイプの考え方をもちやすい。そしてまた、被害にあうなんて「男らしくない」といった考え方が蔓延しているからです。それはとても危険なことだと思います。女性が被害にあいやすい社会的構造があるから、戦略的に「女性に対する暴力」と打ち出していますが、実は、男の子も数多く性被害にあっているということを忘れてはならないと思います。

### ユリア・アントネラ・モトック

その通りだと思います。つまり女性でも男性でも被害者になりうるのだということを法律の中でも常に目を光らせていかなくてはならないと思います。特に、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)では、子どもが虐待を受けないように、特に性的な虐待を受けないように、男の子であれ、女の子であれ守られなくてはならないということがきちんと定義されています。それに合わせて各法律というものも制定されているわけです。



## 〈DV防止法の今後の展開〉

### 早稲田大学法学部学生

DV防止法が施行されて約5年たち、その間に改正もされましたが、まだ日本では、DV対策先進国と言われている米国と比べて法律支援、法制度などが不足しています。このような現状に対して、今後どのような法的発展を期待しているかをお聞かせいただけますか。

### 番敦子

DV防止法は「女性に対する暴力の防止」という観点から規定されたものですが、これによって、DVは犯罪だという認識が広がりました。一般的に2000年ころから、社会が被害者の視点を持って、犯罪を未然に防止しようとし始めたということができると思います。DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法、みな同

じ時期に制定されています。

日本のDV防止法の問題は、被害者が逃げなくてはならない構造になっている点だと批判されています。被害者の生活はそのまま保全し、加害者が出ていくようにすればよいと言われますが、なかなか構造は変わらないと思います。裁判所は、退去命令を出すことには非常に慎重です。加害者側の「財産権の侵害」をする形になるからです。法律が大きく発展するとは思えないというのが現実ですが、被害者の支援のための予算をもっと取ってほしいというのが、私の強い希望です。

## 配偶者暴力防止支援センター援助職

DVの被害者に連れ添って保護命令の申し立てに行きますが、このところ保護命令が出づらくなって困っています。裁判官によってはとても対応が悪く、二次被害と思われるような法認審尋(法廷で認められた尋問)があります。それを聞いて、自分の言うことはやっぱり司法の場、国の権力の場では信じてもらえないと悩んでしまったり、希望を持ってなくなる方がとても多いのです。司法の現場に出る方たちの教育に横田先生が触れられましたが、番先生はどう思われますか。

## 番敦子

確かに、この裁判官に当たったらアウトだという裁判官もいると聞いたことがあります。私の印象では、診断書があるなど立証で特に問題がない限りは、接近禁止命令に関しては要件を満たせば発令されるのが原則だろうと思います。私自身は7、8件ぐらい保護命令を扱っていますが、退去命令や子どもに対する接近禁止については裁判所は非常に慎重だと思います。ですから、その必要性を相当主張するとともに、できれば弁護士が代理人として行ったほうが良いと思います。

裁判官への教育がどうなっているかはなかなか難しい状況です。アメリカでは司法におけるジェンダーバイアス防止教育が、まず裁判官教育から始まったのですが、アメリカでは法曹一元ということもあり、やりやすかったのだと思います。日本の場合は司法研修所で司法修習生の教育を行っていますが、こうした教育はなかなか進んでいないかもしれません。犯罪被害者という切り口だと関心をもってもらえるので、私が犯罪被害者について司法研修所で話す時には、「DV被害者、児童虐待被害者は犯罪被害者だ」ということをアピールし、将来の裁判官にも目を向けさせたいなと思います。

今、弁護士会で裁判官評定というのを実施しています。そういう形で苦情を言うということもできます。あまり目に余る裁判官の場合は、弁護士に連絡してもらおうと、裁判官の評定の中で、この裁判官はこうだったと明らかにすることができるかもしれません。



## <ジェンダーについて>

### ある事件の原告

私は東京都知事の発言した、いわゆる「ババア発言」事件の原告です。最終的には棄却されましたが、一審の時に弁護士会からも勧告を受けています。最後に裁判官は「国の男女共同参画社会基本法にも、東京都の男女平等条例にも反している」と言いましたが、被害者の傷の痛みは薄まったとされて終わったのです。私はつよい憤りを感じました。そして衝撃的な判決にも係わらず、新聞の記事にはならず、皆さん人権の問題に敏感でないのだなと感じました。

チラシまきなどもやりましたが、いずれは年をとる若い女性たちがとても無関心なのです。年をとった女性、出産しない女性、産み終わった女性は生きている価値がないと言われる、二審の時は「シャケだって卵を産んだら死んでしまうだろう」と言われたのです。結局、こういう暴言に対する国の法律がないから罰せられないのですが、これはパワーハラスメントだと思いますし、今の法律では裁けないということが大変不満に思っています。

### 横田洋三

そういった発言がなされたり、容認されるような社会は、「女性に対する暴力」をやめさせようという動きとは正反対の動きだと思います。

アメリカですと代表訴訟という形で、被害を受けた人全体を代表して訴訟を起こすことができます。例えば女性に対する極めて失礼な、尊厳を傷つけるような言動の場合、女性の代表として訴訟を起こすことができます。もう1つは、アメリカの場合には民事で懲罰的賠償を要求できますので、個々の被害者はわずかな補償金しか取れないとしても、その行動の内容が非常に深刻な人権侵害の場合には、かなり多額の懲罰的賠償が認められる場合があります。

日本の裁判官の意識の問題ですが、また、訴訟の手続き上の制限があって難しかったと思いますが、「ババアは公害だ」という発言は個人的には、極めて不適切な発言で、何らかの責任を取らせる仕組みがなければならぬと思います。

### 明珍美紀

気付かないほど小さな記事で裁判のことは報道されていました。記者はその問題を書いていない訳でも、女性の問題を避けている訳でもない。しかし新聞という限られた紙面の中で、優先順位が低くなっているのが現状だと思います。優先順位をどう上げていくかが今後の課題です。

また、現在、ジェンダーという言葉は正しい理解がされていないと思っています。最近の問題で言うと、東京国分寺市が東京都から助成金をもらって、人権問題の講座を開こうとしました。講師として東大の上野千鶴子さんをお招きしようと、東京都に報告しますと、いろいろな問答があった後、上野さんが女性学の権威で、講座の中でジェンダーという言葉を使うかもしれない、という理由でその講座が中止になったという問題がありました。東京都はジェンダー・フリーを否定しているわけではないですが、ある見解を出していて、それとそぐわないのではないかと。上野さんは、それは非常に偏見を持った考え方だと言っています。日本の社会ではジェンダーという言葉も理解されていないし、女性を平等な性として考えていくということもまだまだ足りないと感じています。

## 有馬真喜子

今度の男女共同参画社会基本法に基づく「基本計画」の改定にあたり、昨年12月27日によく閣議決定されましたが、その過程でジェンダーという言葉が非常に問題になりました。中でもジェンダーフリーという言葉が議論になりまして、結果としてジェンダーとジェンダーフリーに注釈が内閣府によって付けられています。基本計画全体の中にジェンダーという言葉は「社会的性別(ジェンダー)」という形で入りましたが、ジェンダーフリーという言葉は入っていません。ジェンダーフリーの説明を見ますと、ジェンダーフリーという言葉は国際的に使われている言葉でもないということに始まり、非常に誤解を与えることが多いとか、それから男女混合騎馬戦を行ったり、トイレの表示の色を違えることに反対するという様なことがジェンダーフリーという名のものに行われたりして、そういうことを意味するものではない、というような非常に細かい説明が付いております。この基本計画は内閣府男女共同参画局のホームページに載っておりますので、ぜひ、ご覧いただきたいと思います。

また、ジェンダーという言葉は「社会的・文化的性別」と訳されていたのですが、「文化的」というのが消えました。説明としては「社会的性別」という中に文化的性別を含む、というふうになっております。

私たちは基本計画をいいものにしよう、この半年署名運動などをしてまいりましたが、そういうことを押し戻そうとする人たちは実に発言が活発です。それに比べてジェンダーという言葉を守ったほうがいいのか、男女共同参画というのは大事なんじゃないかという人たちの発言は少ない。ジェンダーを守るべきということに対して、賛同してくださったのは、経済界の方々など結構多かったのですが、女性たちには無関心が多かった。「『男女平等』は達成された、それは当たり前だ」と思っているのではないかと、無関心さを寂しく感じました。

## 豊島区で子どもの権利条例を作成した支援者

男から女への支配ということにも関係があるのですが、皇室の問題が一番こういうことを考えるのにふさわしい題材ではないかと思えます。家父長制や「ババア発言」とも関連しますが、公務が子どもを産むことだということで、本質的なところが話せない土壌というのはおかしいと思えます。皇室の方たちには基本的な人権がなく、日本国憲法の中には当てはまらないのだからと言う憲法学者もいます。皇室のあり方と女性差別との関係はどうなのでしょう。

## 横田洋三

現行法の下では皇室の関係者は枠の外にあるように扱われているように思います。人権についてもあるのか、ないのかはっきりしていないように思われます。私は人権の観点からは、普通の人間として扱うということを基本に置いたうえで、憲法で規定している国民統合の象徴という位置づけにすべきであると思えます。なにか神格的なものとして捉えて、そこから話を始める議論というのは、私の考える皇室の位置づけではありません。今、皇室典範の改正が議論されていますが、男女平等、男女共同参画という日本で普通の男女の関係について語られている、その考え方を反映させる改正であってほしいと思っています。

## 茨城県の支援者

「未然防止」のためにはやはり教育が大事だと思います。生涯学習推進条例など各地方公共団体では改正の時期に来ていると思いますが、私の住んでいる市で出された条例には、男女共同参画に対する視点が全くありません。生涯学習の原案をつくる審議会は、主に大学の先生であり、男性がトップに立たれていて、そういう視点に対する敏感さが無いのではないかと思います。

もう1つは、内閣府男女共同参画局で、ジェンダーフリーという言葉は使わないという通達を出しましたが、各地方団体で出している男女共同参画条例は、ジェンダーフリーを使ってきました。それなのに、最近ではジェンダーフリーという言葉を使わない条例に改正しようという動きも水面下で始めています。DVの問題も男女共同参画が推進されてきたからこそ表面化してきたのだと思いますので、こういう風潮は残念です。

## 横田洋三

政府行政は、大学の先生を審議会などのトップに置くことによって、中立的であるという形を取るのが普通です。大学の先生はそれぞれ業績をあげていて、その分野の専門家としてはしっかりしたものを持っています。男女平等ということを実際に理解し、実行しているとは限りません。大学の先生になるプロセスで「男女平等」意識をしっかりと身に付けさせる教育は今行われていませんから、偶然そういう意識を持っている人が大学の先生になればよいですが、しっかりした意識を持っていない先生の場合にはほとんどないことになりうるということです。実際に、学生や職員がセクハラ、アカハラの被害にあっています。大学の先生の問題意識は、残念ながら普通の人と比べて決して高くはないというのが現状だと思います。

## 番敦子

ジェンダーフリーの問題ですが、「ジェンダー・バックラッシュ(反動)」ということで弁護士会でも危機意識を持っています。私自身もジェンダーバイアスという言葉が講演で使った時に、それは「性差別」という日本語に変えていいですかと言われました。確実におかしい風潮になっていると感じています。

「ジェンダーフリー」という言葉ですが、もともとアメリカでは、「ジェンダー・センシティブでない(ジェンダーに敏感でない)」というマイナスの意味で使われていたのに、日本に入ってきた時に「ジェンダーバイアス・フリー」といった意味合いで使われるようになってきたということのようです。

DV防止法もその例に漏れず、ジェンダー・バックラッシュの流れの中で批判されています。批判は私のような弁護士に向いているようです。弁護士会等も含めて今後、検討していきたいと思っています。せつかく、男女共同参画社会基本法ができて、これからという時に水をさされないように、できるだけ各地の取り組みが後退しないように考えていきたいと思っています。



## <被害者の保護、加害者の責任>

### 分科会Dグループ 山田典子

Dグループのディスカッションの中で、暴力の被害は甚大なのに加害者の責任はどれだけ追及されて、どんな風に社会は見ていくのかということに答えが出ませんでした。最近、北海道で、医者が奥さんを殺した事件が起きましたが、殺した夫は良い医者だったと擁護する報道が多く、これが女性だったり、医者でなかったらもっと違う報道だったのではないかと感じるのです。加害者がどんなに素晴らしい人でも殺人はいけいないのだと、なぜ社会も、マスコミもちゃんと示さないのかと。加害者の責任とは、またどう扱っていくべきなのか、教えていただきたいと思っています。

### 分科会Dグループ 小杉幹子

そもそも児童虐待防止法やDV防止法に、罰則規定がないということを考えてみる必要があると思います。何のためにこの法律があるのか、被害者のため、それとも加害者のための法律なのか、それとも予防なのか、抑止なのか。そこをきちんと位置づけて、議論をしていかなければならないのではないかなと思いました。

## 横田洋三

加害者の責任の問題、そして被害者に対する対応が必ずしも十分でないために、人権侵害が放置されている状況にあるという問題意識は、大変重要な点だと思います。国際社会にも同じ問題がたくさんあって、旧ユーゴスラビアやルワンダで起こった大量虐殺、そして組織的なレイプは、極めて深刻な人権侵害として取り上げられています。ところが、犯罪者は一国の軍事組織の司令官であるため、法の追及がなく、被害者はただ泣き寝入りという状況がありました。しかし、今の国連では、重大な人権侵害を起こした、または命令し、関わった責任者は必ずその責任に対しての処罰を受けなければいけない、という考え方が常識となりつつあります。英語で impunity という言葉は日本語で「不処罰」です。punish は「罰する」、im を入れると「不処罰」です。重大な人権侵害の加害者は、どこかよその国に逃げ、裁判権を外れて追及されないということがあります。今、国際社会では世界中でどこにも逃げ場がないようにする議論をしています。元ペルーの大統領フジモリさんも身柄引き渡しを要求されていますし、ミロシェビッチもハーグにある旧ユーゴ刑事裁判所に身柄を引き渡されて、訴追されているわけです。

これはまだ極めて重大な人権侵害の加害者のごく一部が象徴的に訴追されているので、われわれ身の回りにある人権侵害の加害者が放置されている問題までにはとても踏み込めないというのが現状です。各国は被害者を確実に保護し、加害者は確実にその責任を果たさせることを刑事法の人たちも協力して、法改正、あるいは現在の法を解釈することで対応できるのであれば、きちっとするという形に持っていかなければいけません。日本ではまだ実は議論もされていない状況です。ですから大変重要な問題提起であって、これから刑事法の専門家や憲法の専門家を中心に、私も国際人権法の立場から発言していこうと思いますが、そういう方向で加害者にきちっと責任を取らせる法制度を作っていかなければいけないと思います。

## 明珍美紀

加害者の責任の問題の中で、マスコミの報道のあり方にご指摘を受けましたがそのとおりだと思います。私たちが事件の背景に迫る場合は、どうしても当事者や当事者に近い人の話を聞こうとしますが、例えば近所の人のところまで押し寄せて、「まさか、あの人が」という、その一言を取ることに一体どれだけの意味があるのかと私も本当に思います。その事件を詳しく報道するにしても、その翌日に何とか報道しなければいけないとみんな焦るわけですね。でも、それが多少時間がかかったとしてもきちんとした、報道をするということと、それから相手を傷つけない取材の仕方、報道の仕方というのも時間をかければできるはずですよ。メディアの労働者という立場で組織として勉強会をしていますので、皆さんの意見をぜひもっと伺いたいというのが今の心境です。

## 番敦子

DV防止法上の責任は、保護命令に違反した場合に1年以下の懲役、または100万円以下の罰金が規定されています。これは責任を取らせるというより、刑事罰で圧力をかけているのです。責任としては刑事上では、殺人、傷害、暴行などの責任があります。民事上では損害賠償責任を負います。刑事事件になると、DVの場合は夫が加害者、妻が被害者になってしまうので、警察は「夫を加害者にしてしまっただけ、ほんとにいいんですか？」と何回も聞きます。「お子さんがいるのに、お父さんを加害者にしてしまっただけいいんですか？」と何度も言われると、刑事責任の追及を諦めてしまう女性もいます。ですから、告訴をしたり被害届を出したりしても、なかなか正式に告訴を受理しなかったり捜査にとりかからないということになりやすい。最終的に刑事責任まで追及するのはとても大変です。事案が重大な場合は警察のほうも躊躇せずに進めるということはあるんですが。

また、日本の訴訟では、特にDV問題の慰謝料はかなり低いんです。名誉棄損の裁判の慰謝料は比較的高くなりましたが、離婚の慰謝料等はかなり低い。また、暴言などの精神的な暴力の場合はなかなか理解されていなくて、慰謝料の額に反映されないことが多いです。

## ＜暴力の未然防止に繋げよう＞

### 番敦子

今日のシンポジウムのタイトルは「未然防止」ですが、私はDV問題に関しては、手厚い支援が何よりの「未然防止」だと思っています。被害者への手厚い支援は次世代の犯罪の抑止、DVの抑止にもなりますし、支援された被害者は今度は自分が支援者になって動くということが非常に多く、支援の輪が広がっていきます。ですからできるだけ早期に支援を行う必要があります。

「弁護士に頼むとお金かかるよ」と警察が被害者に言うことがあるようですが、刑事事件の支援であっても、財団法人法律扶助協会の犯罪被害者法律援助がありますし、離婚事件、慰謝料請求事件であれば、専業主婦など収入の少ない人は法律扶助協会の民事扶助制度を利用できます。法律扶助協会の業務は今年10月から日本司法支援センターに移行されますが、できる限り難しい事件、被害者が身を隠して逃げなくてはならない事件は、弁護士などの専門家を結集して支援する必要があります。いろいろな情報を持っている方は被害者への情報提供に努めてください。これは実際の支援をしている者としてのお願いです。

### 有馬真喜子

今日は、たくさんの方が話し合われました。今、番さんから手厚い支援こそ「未然防止」につながる、支援された人は次に支援者になって、そういう人間の輪が広がっていく、というお話がありまして、それは大変心強いことだと思いました。

「暴力を未然に防ぐため」ということは、本日ここに出された問題を一つひとつクリアしていくことではないでしょうか。ここに出された問題の多くは、日本の社会のあり方、男女のありかた、文化・伝統というものに始まり、男女の関係や大人と子どもの関係など、社会全般のあり方と深くかかわっています。法律そのものを役に立つものに改正していかなければいけないという問題や、今ある法律を誠実に履行していくことが大切だ、というお話もありました。加害者に対する様々な教育も加害者を処罰することも必要でしょうし、被害者への支援、保護も非常に必要であるということでした。

世界から、あるいは日本での成功例を学んで、前に進める気持ちを強くしていこうではないか、というお話もあったと思います。とにかく非常に広範な問題が話し合われました。それらのことをご一緒に一つひとつ誠実に取り組んで、少しでも解決に近づいていくように努力をしていきたいと思っています。本日は本当にありがとうございました。





---

---

# 座談会

---

---

**【座談会】**

■日時 : 2006年3月5日(日)

■参加者: 小西 聖子(武蔵野大学人間関係学部 教授)  
橋本ヒロ子(十文字学園女子大学社会情報学部 教授)  
番 敦子(弁護士)

■コーディネーター

有馬真喜子(アジア女性基金 理事)

国連大学で開催した「女性に対する暴力 ～暴力を未然に防ぐために～」公開シンポジウム（2006年2月18日）を受けて座談会を開催しました。教育者として、弁護士として、日々、「女性に対する暴力」の問題に向き合っている方々に、現在の日本の状況と今後の課題についてうかがいました。



### 有馬真喜子

昨年12月27日に、男女共同参画基本計画が改定され、「女性に対する暴力」の対策については、かなり盛り込まれたと言われています。この10年で、配偶者等からの暴力、性犯罪、セクシャルハラスメントに対する法制度はでき、大きく前進したことは間違いない。では、次にどういうところに手を着けていけばよいのでしょうか。

### 番敦子

法的には、2000年以降かなり進みました。特に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV防止法）」ができたというのは画期的なことです。しかし、DVや、性被害者に関しては、いまだに二次被害（被害者が周囲の人による配慮のない言葉によって更に傷つくこと）が、まかり通っている。被害者がつらい思いをしているという点では変わりありません。被害者への配慮や理解が、まだまだ足りないと思います。

## 橋本ヒロ子

日本は、フィリピンや韓国などアジアの進んでいる国と比べて、すごく遅れているという印象です。ようやく、DV防止法が改正され、退去命令の期間が長くなったのに、それに対して「居住権に反する」などといった研究論文が出てきています。マスコミなどの広報が、全然足りないのではないかと思います。

## 小西聖子

そうですね、DV防止法について言えば、加害者である夫から何とか逃れて安全になるというところまで。実際にはそこから先が大変なのですが、就労や心のケアなど、長期的な問題に関しては、制度もない、お金もない、供給できるサービスもない、まだゼロに近いようなところもあります。

世界各国共通なのですが、DVの被害者の多くにうつがあり、自殺したいと考える人もかなりいます。シェルターで、いったん回復したように見えても、シェルターを出てからの方がむしろメンタルヘルスが悪いという状況です。DVを目撃して育ったお子さんと、直接、虐待を受けている子どももいます。

夫から離れて、ようやくお母さんと子どもが生活するようになったとたん、今度は子どもが母親から虐待されたり、母親に対する家庭内暴力が始まったり、子どもが不登校になったり、親の失業があったり、とても大変な状況にある人がむしろ普通です。

## 番敦子

生活保護を受けなければやっていけない人や、1年たってもまだ働けない人など、やはり悲惨なケースが多いですね。それでも逃げ出したほうがいいと、皆さん一生懸命ですが、現実的にはやはり生活の不安だとか、子育ての不安を抱えていらっしゃる。一時保護所から出て自分で暮らすようになって、実家も遠い、実家の援助が受けられないとなると、孤立して精神的にも回復しづらいです。

## 有馬真喜子

法制度はできたけれど問題がまだまだ山積している。特に、被害を受けた女性や子どもたちの心の回復や自立支援についての整備が、これからは重要ですね。

アジア女性基金では、8年間にわたって「援助者育成のためのワークショップ」(1998年度～2005年度)という、被害者のメンタルヘルスを中心に据えた研修会を行ってきました。海外や国内の専門家をファシリテーターに、全国各地から、自治体、公共機関、NPOなど、延べ4,000人の支援者が参加されました。参加者からは、知識を得るだけではなく、支援者同士が連携するきっかけになったというお声をいただいています。

## 小西聖子

まず、「女性に対する暴力」につて、支援に携わる人に分かってもらわないと始まらないですね。支援者が、二次被害の発生源になってしまいますから。本来、支援者は、専門業務としての知識や技術をもつべきですが、現在は、個人の差がものすごく大きい。一方にはとても力のある人も少数いらっしゃるのですが、ほとんど経験のないかたや、自分の今までの身近な経験だけでやっていらっしゃるかたもいる。雇用の体系も雇い方も、雇ったあとのトレーニングの方法も未整備なのです。

## 番敦子

専門性が必要で、大事な仕事なのに待遇が悪すぎますね。経験のある人たちも、お給料が安いし危機管理が悪すぎて、辞めてしまう。財源がついていかないとだめですね。

## 小西聖子

そうなのです。DV被害者支援をきちんとやろうと思ったら、かなりの教育投資と安定した雇用が必要なのに、そこにお金はありません。DV防止法ができ、DVの被害者支援をやりたくて大学院に来る人が増えているのに、せっかく就職しても、数年やると給料も上がらないし、技術も上げることができないからといって辞めていくことが多いのです。行政は、法律ができると、それで十分だと思ってしまうようですが、“建物ができても中身ががらんどろ”では意味がありません。

## 有馬真喜子

昨年12月、犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。独立行政法人の日本司法支援センターが4月にできるということですが、「女性に対する暴力」の被害者にも、なんらかの具体的な影響はありますか。

## 小西聖子

この基本計画に「等」が入ったことに意味があります。犯罪被害者だけが対象だと、該当するのが、刑事手続きにあがってくるような事件の被害者だけになってしまいます。

## 番敦子

家族や遺族を含めるとともに、犯罪の枠組みを非常に広げているので、DV被害者、児童虐待、ストーカーの被害者で犯罪までに至らない被害者も入ります。PTSDなどの治療をする専門医の研修も、基本計画には載っているのですよね。

## 小西聖子

そうです。「本当に治療できる人を増やしてくれなくては意味がない。心のケアといって自己満足しているようなケアでは意味がない。」そういうご要望が被害当事者から強かったと思います。

## 番敦子

犯罪被害者等基本計画の中心は内閣府犯罪被害者施策推進室です。日本司法支援センターは、法務省です。日本司法支援センターは、今後の犯罪被害者支援を担う機関として基本法の中にも、基本計画の中にも書かれていますが、どういうことを行えるかは未知数ですね。被害者支援については、情報の提供と援助に精通した弁護士の紹介の二つだけが業務とされています。DV、性犯罪、人身売買の被害者のかたへの情報提供も行いますが、DVの被害者は必ずしも犯罪の範疇に入っていないかたが多いですから、やはりDV防止法によるのだらうと思います。DV防止法の今後の改正とか整備とか運用の問題がいちばん大きいのではないかと思います。

## 有馬真喜子

先日のシンポジウムでは、モトックさんの基調講演で、加害者の罪を罰する必要があるというお話がでしたが、そのところはどうぞ。

## 小西聖子

いま、DV加害者更生教育の必要性が言われていますが、強制のない加害者教育はありえないと思います。多くの国では刑法でDVが扱われているから、例えば刑罰の代わりに教育を課すといった代替措置ができますが、日本のDV防止法は特殊な法律なのでそういう縛りがかけられない。

私は今、内閣府の加害者更生教育に関する委員会の座長をやっているのですが、法律の壁がいちばん大きいと思います。そこが全然突破できない。性犯罪の加害者矯正は、刑法で有罪になり刑務所に行った人が対象です。DVや性暴力の加害者の多くは実刑になりません。加害者の問題ってすごく難しいのです。歩留まりは悪いし、お金はかかるし、そういうことを、もっとみんながきちんと、まずは知っておく必要があると思うのです。

## 番敦子

被害者が、いまだに悲惨な状況にある。それを思うと、何よりも被害者にお金を出してほしいという感じになってしまいます。根本的な解決を目指すのであれば、暴力をなくす教育にお金をかけたほうが、よほど役に立つのではないかという気がしています。

## 有馬真喜子

最近日本では、国際人身取引への取り組みが大きな話題になりました。「女性に対する暴力」として大きな課題だと思えます。

## 橋本ヒロ子

そうですね。対象になる女性は日本人でない可能性が非常に高いのですが、日本は人身売買の受け入れ国として、大きな問題になっています。アメリカの国務省の報告書でも監視対象国と位置づけられましたから。以前から、大きな問題でしたが、日本政府はかかわりませんでした。米国国務省報告でやっと重たい腰を上げて、行動計画を作り、法律改正をしたところです。行動計画ができて、法律が改正されたことは前進だと思いますが、やはり大きな問題は、日本人の男性がアジアの国々へセックスツアーに行つて女性を買うことです。相手国の女性たちからは、「なぜ、あなたたち日本女性は、日本でそういう需要を減らすことをもっとやらないのですか」と非難されるのですが、もっともなことです。

## 番敦子

15年ぐらい前でしょうか。タイ人の女性が売られてきて、殺人を犯してしまった事件が何件かありましたが、担当した検事は、「性産業についている女性も悪い」という言い方をしていました。結婚という、表向き正当な形式をとった人身売買なども、買う人の意識の問題も含めて考えていかないとまずいだろうと思います。

### 橋本ヒロ子

今度の人身売買基本計画は、教育の問題にほとんど触れていないのです。けれども、私はもっと学校教育で、人身売買しないための人権教育や、DVにも関係する暴力防止の教育をしていかなければならないと思います。日本には、男は多少暴力を振るっても買春をしてもいいのだという、何か社会通念みたいなものが、残っているような感じがしますね。

### 有馬真喜子

最近、デートDVやレイプなどが話題になっていますが、特に若い人に向けて、この問題をどう伝えていくかというあたりは、大きな課題ですね。

### 橋本ヒロ子

性教育に対する攻撃が強くなり、まともな性教育ができないような状況ですが、性教育や人権教育が大切です。学校教育できちんとやらなければいけないことだと思います。

### 小西聖子

多分、今までの性教育や人権教育だと、暴力は扱いきらないと思います。やはり、暴力を防止する教育というものが要ると私は思います。性的な問題、そしてパワーとコントロール、コミュニケーションなども含めた暴力防止教育が必要です。

### 有馬真喜子

ありがとうございました。公開シンポジウムでも、10代の学生に対する暴力防止教育の重要性が語られました。“女性や子どもへの暴力を許さない”そういう社会をつくるために、教育現場や地域で、暴力防止教育を積極的に取り入れていく必要がありますね。これからの時代を担う若い人たちとともに、この問題を考えていければいいなと思いました。



---

---

# 学生レポート

---

---



# Aグループ

金城理枝

T・H・Pメディカルクリニック 精神科  
サイコセラピスト



Aグループ

長野香

KAORI NAGANO

東京国際大学大学院 臨床心理学研究科



私が今回この分科会に参加させていただいた動機は、ジェンダーやセクシュアリティと暴力がどのような関係にあるのだろうか、という疑問からでした。私は大学の卒業論文を、同性愛者の同性愛アイデンティティ形成というテーマで書いたこともあり、ジェンダーやセクシュアリティは以前から興味を持っているテーマでした。ただ、それが暴力とどのような関係にあるのか、ということについては、あまり思い浮かばず、今回参加して他の方の意見をうかがうことができた

らしいなと思ったことが参加のきっかけでした。

分科会に参加して、自分が普段接している領域以外の方の意見を聞くことは、とても刺激を受ける経験になりました。私は現在、臨床心理学の領域で勉強しているのですが、今回Aグループに参加させていただき、福祉や法律といった領域で勉強されている方の意見を聞くことができました。暴力という、ある一つの現象について考えていく上で、このような異なった視点があり、捉えなおしていくことができるのだということが実感できたと思っています。

ジェンダーやセクシュアリティという視点から暴力を捉えなおすことで、暴力につながる一つの要因がみえてくるかもしれないということが分科会の中で話し合われました。「暴力防止」へのAグループの提案は、このような考えにつながるものです。こういった提案はできるだけ幅広い年齢層の方に知ってほしいと思いますが、その中でも特に十代の若い人たちに知ってほしいと思います。より若い年齢層の人たちは、ジェンダーやセクシュアリティに関する考えがより柔軟で、受け入れやすいのではないだろうかと思うからです。自分や周りの人たちの関係に、もし暴力が生じた時、その人との関係性を見直す時に、ジェンダーやセクシュアリティは1つの視点になるかもしれません。普段の生活の中で、男だからこうするのが当たり前、女だからこうするのが当たり前というふうに思っていることはないでしょうか。男は女より強いものだ、男だったらそうふるまうものだと考えていないでしょうか。暴力が生じる関係の中で自分と相手について考える時、ジェンダーやセクシュアリティという視点をを用いることは、自分が相手にしていることは、自分がしたいと思っていることなのだろうか、自分の性別に与えられた役割として、文化的に求められてそのような行動をとっているのだろうか、そういう事を考えるきっかけになるのではないかと思います。

ただ、ジェンダーやセクシュアリティという考え方は、普段はあまり意識されていないと思います。日常的に男らしさや女らしさを意識して生活、行動することは少ないでしょう。そのため、ジェンダーやセクシュアリティという説明では、なかなか実感が湧きにくいかもしれません。それをより理解しやすく伝えるためには、生活の中での身近な例などを具体的に挙げながら伝えていくなどの工夫が必要になるかもしれません。



私がこの分科会の存在を知るきっかけとなったのは、婦人相談所で実習をしていた時に、担当の方からチラシをいただいたからです。何故参加したいと思ったかは、実習中にドメスティック・バイオレンスの被害者と加害者との男女に対する意識が微妙に違うことを知り、ジェンダー問題に取り組んでみたいと思ったからです。また、自分自身も今まで気づきもなかった男性・女性に対する「らしさ」を抱えていることを自覚し始め、他の人はどう感じているのか、特に私と同年代の人たちはジェンダーを意識しているのか知

りたいと思ったからです。

分科会で感じたことは、一人ひとりの暴力に対する意識が非常に高く、自分の考え方やものの見方に刺激を与えてくれました。しかし、福祉学部生が少なかったので、実際に現場を見た人たちと、勉強でDVを学んできた人たちとの意識の差はあると感じています。しかし、それはお互いの良い部分を受け入れあうことで解消できると思います。

私個人としては、「自分や他人のことを敬う・尊重することを学ぶ」という基本的なことが暴力防止に繋がっていくのではないかと考えています。その切り口として、ジェンダー思想があるのではないのでしょうか。自分自身を敬う・尊敬することができない限り、本当の意味で他人を尊重することはできないと思います。まずは自分自身の内側を見つめる強さを誰もが持つべきではないのでしょうか。

一言で「暴力」と言ってしまうと、様々な暴力が混在しているために、啓発や教育の対象を絞る必要はないのではないかと思います。具体例として福祉教育や地域子育て支援等の充実化を市町村単位で拡張することが求められていると思います。例えば学校や地域の集会場等の場を活用することなどが挙げられます。公的アプローチだけではなく、民間団体やNPO等と、より密接な活動を行うことで、地域住民のニーズを重視できる体制を作りあげることが求められてくるのではないのでしょうか。

これらの提案を実施するのに、考えられる困難な問題はどのようなものがあるか福祉的観点から考察します。

1) 地域福祉の充実化が必要だが、現在地域福祉が推進されている地域はごくわずかである。まずはサービスを提供する側もされる側も、ともに地域のなかで起きている問題を見つめる必要性があると思う。

地域福祉を推進している地域だとしても、具体的にどのようなサービスが公的機関のなかにあるのかが住民に把握されていないために、住民のニーズが反映されにくくなっている。未だに福祉＝老人介護・障害者介護という意識が強く、女性や子どもも対象になるという意識が低い。DVや虐待等で婦人相談所や婦人保護施設へ駆け込んでくる被害者は年々多くなっているが、それはごく一部の、駆け込める場所があることを知っている人たちである。つまりは婦人相談所等の社会福祉施設に関しての情報提供の薄さが存在している。

一時保護施設に入所したとしても、最終的には入所者の判断で退所の決定ができるために、再発予防になっているとは言い難く、常連として入所してくる入所者も少なくはない。DV問題に関して言えば、たとえ一時保護されたとしても退所後に夫のもとへ戻ってしまう可能性が非常に高く、退所してしまうと一時保護施設等が介入する権限はなく、もう一度市の福祉課へ行くか、警察に訴えるか手間がかかるため被害者女性があきらめてしまう可能性もありうる。成人とはいえ、命がかかっている問題なのにもかかわらず、社会福祉施設の介入の手立てが薄い。

男女の区別と差別の違いを学べる場を提供していない。被害者も加害者も、誰もがジェンダー(男は～あるべき・女は～あるべき)思想を持っていることを認識するべきだと思う。

そもそも DV の実態に関心を示す人と示さない人の間に、この問題に対する認識の差がありすぎている。

最近の傾向は、いかにして男性にモデルか、または女性にモデルかを競い合うよう、成人雑誌であおられている。その結果、偏ったそれぞれの性に対する意識を「～であるべき」と洗脳されている可能性があると思う。

ジェンダー思想から考えることも必要ですが、被害を受けた女性が自力で保護される体制ではなく、誰もが援助の手を差し伸べる体制づくりをしたうえで、夫婦間におけるジェンダーの問題を解決していくべきなのではないでしょうか。個々の問題に目を向けるよりも、被害者となりえる女性が安心して身を預けられる場所の提供を優先しなければ、被害女性の支援には繋がらないと考えます。環境によって人は左右されやすいため、人と環境の相互作用で暴力防止を訴えるべきです。問題が起きてからでは遅く、予防できる策を考える事が求められています。

しかし、上記にも書いたとおり、現在の法律でも社会福祉サービスの提供の仕方でも、被害者が訴えなければ経済的支援も精神的援助も仕様がないうえ、予防策は考えにくいと思われます。

夫婦間における男女の役割に対する考え方も個々によって異なる部分がある上に、昔から男性は強いもので女性は守られるべきものとして考えられてきた価値観を、成人に対し修正することはかなり根気のいる作業です。また現実的に DV の実態を知らない、虐待の実態を知らない状況があるため、全く知識のない人にとっては DV がなんなのかを知る手立てがないと思われます。DV がいかなるものかを知る情報提供や、サービスを受けることのできる社会福祉施設の情報提供をする以外に予防策が浮びません。それがなによりも最善策なのだと考えます。

今回のこの分科会へ参加し、いろいろな視点で DV に対して考えることができました。それはいろいろな学部の学生とともに話し合いをし、暴力を見つめる機会があったからです。実習で婦人相談所に行ったときにも分科会へ参加した時にも感じたことは、DV問題は人と人がどう付き合っていくか、どう人間関係を築いていかにスポットを当てれば、特別な夫婦間の問題だけではなく私たち一人ひとりの問題であるということです。つまりは自分自身の問題へとようになっていくのでしょう。

第一回目の分科会で先生方のロールプレイをみて、怒りを覚えたことや、少し恥ずかしいと感じたことなどすべてでは自分自身を振り返るきっかけとなりました。自分自身の考えを見直したり、確認したりすることが他人の価値観を抑え付けることへの予防となり、他人への理解ともつながると感じています。ただ、時間があるのであれば、もう少し踏み込んだ話ができたらよかったです。暴力=肉体的暴力ばかりが今回はピックアップされてしまったので、そうではなく性的暴力に関しても取り扱いたかったなと思います。夫婦間にもありえてしまう性的暴力(いかなれば強姦・和姦)に関しても、もっと多くの人に理解してもらえる時間を作ることができたらなと感じています。暴力にはいろいろな暴力の種類があると思われます。一概に身体的暴力だけが暴力だと短絡的に考えてもらえたくはないと、個人的に思っています。

このプログラムに 20 名以上もの学生が参加していることは、素晴らしいことだと感じています。しかもそれが福祉や心理・医療方面の学部生だけでなく、学部生の参加に大きな意味があると思います。その分だけ、いろいろな方面から考えを共有する時間を大切にしていけたらと思います。メディア等での偏りのある暴力に対する報道で判断するだけではなく、暴力や偏見・差別でさえも日常茶飯事であることを一人ひとりが自覚していくことがこのシンポジウムの意義に当たるのではないかと思います。女性だけが被害者なのか、男性だけが加害者なのか、それをきちんと見分ける判断をつけるということではなく、互いの違いをうまく受け止めあうことこそが、暴力を防止できる手立てなのだろうと考えます。



私は大学のゼミで国際人権法を学んでおり、「慰安婦」問題についての卒業論文を書きました。その際にアジア女性基金の存在及び活動を知り、執筆中に先生からこのシンポジウムの存在を教えていただき参加するに至りました。参加した当初はまだ「慰安婦」問題を学び始めたばかりでしたが、アジア女性基金に対する批判ばかりが文献に出てまいりまして、若干、参加するかどうか考えました。

しかし、金城先生のようにセラピストとして普段活動している方がファシリテーターを努めてくださることから、様々な分野の

お話が聞けると思い参加しました。

中でも、ジェンダーの分科会を選択したのは、自らが勉強をしていてフェミニズムとつながった活動ばかりを見かけており、そもそもジェンダーが何かという知識がなく、本を読んでいても宙に浮いているような感覚だったからです。ですから、今回は分科会に参加するにあたり、ジェンダーの定義及び由来を学ぶこと、ジェンダーにより派生する問題について他の分野の視点について情報を得るといふ2つの目的をもって望みました。

次に現在、参加している分科会についてですが、3回の分科会をそれぞれ「暴力って何?」「女性に対する暴力について考える」「暴力の未然防止について考える」という3段階に分けていただいたことで非常に学びやすい環境を作っていただいております。最初のフリートークを行ったセッションでは参加者皆様とも打ち解けられ、スムーズに分科会に入れました。その後は出席率の悪さで先生にご迷惑をおかけしながらも、人数が少ないことが逆に自らの頭を整理する時間を持つことができ、次第に要点を絞ってゆくことができました。

分科会から得たこととしては、現在学んでいる国際人権法の分野では、現場の状況などは判例などで目にする程度であり、他にNGOの活動に参加してでもないとなかなか理解することができないものでしたが、まさにDVの被害者・加害者と向き合う仕事をしている方とお話できたことが大変有意義だったと思います。やはり女性に対する暴力を分析するアプローチもそれぞれの分野により微妙に異なり、加害者を暴力行為に至らしめる被害者の行動などは、国際人権法などマクロの視点で考えた際には興味深いかと思いました。また、クマラスワミ報告書のように、女性に対する暴力を家庭内暴力、社会的暴力、国家による暴力と分類することもできますが、DVを専門に学ぶ方のお話を聞くことで3形態の共通点などが分かったことも参考になりました。

それと、分科会で感じたことですが、やはりシンポジウムでのプレゼンのプレッシャーでしょうか。分科会の中のブレーン・ストーミングやグループディスカッションなどインプットの作業は普段もやるがありますが、会場に来られる方々にそれをお伝えするアウトプットをどうするかは皆で頭をひねっています。幸い、この問題に意欲的に取り組む方々と一緒に分科会に参加させていただいておりますので、当日まで鋭意努力したいと思います。

各グループで「暴力防止」の提案 誰に、どのように伝えれば効果があるか?

現在、分科会で議論している内容がまさしくこの問題ですが、議論の中で被害者、加害者の一方に働きかけるだけでは問題の完全な解決には至らないとの話がありました。被害者が無意識的に加害者の暴力を引き出すケースもあるし、もちろん第三者が関係することもある。その中で、どのように当事者に暴力的環境に自分がいることを認識させ、そこから抜け出すためにどうしたらよいかを伝える状況が必要であり、現在の病院数、相談施設数、及びその他第一時避難所の増設がまず第一歩となるのではないかと話しております。また、ジェンダーの中でも弱い立場にいるのは女性であり、特に伝統的に社会を公私の2分野に分類し、女性を「私」の分野に閉じ込める傾向が続いています。そのため、当事者への事後的な支援のみでは問題の解決に至らないかと

思われます。関連施設の増加はもちろん、当事者の意識を変革するものであり、そのための関係諸機関によって広報もなされなければなりません。

さらに言うと、それらの措置をとるよう勧告や条約の採択、実行がなされていかなければなりません。この点、1993年の女性に対する暴力撤廃宣言以来、10年間に渡る国連人権小委員会のクマラスワミ特別報告者の活動により条約にいたるまでの討議はかなり進められてきております。女性差別撤廃条約が同様に宣言文から議論が習熟し条約の採択にいたった過程を考えると、このように国連の人権機関での議論が集約されつつある現在、女性に対する暴力の禁止に関する条約が作られることが望まれます。その際には、他の人権条約同様に、条約における委員会などが設置され国内履行がモニターされれば、女性に対する暴力の予防につながるかと思えます。

このように考えると、女性に対する暴力予防を提案する相手とは潜在的な当事者やそれに日夜、対処している医療機関の方々よりも、むしろ現在では政府あるいは人権小委員会あるいはその上位機関である人権委員会ではないかと思われます。もちろん国家による自発的な女性の人権の遵守・確保は望ましいことですが、日本でも一部見られるようにジェンダーバッシングを行うような政治家がいる場合には、国際的な合意をつくった上で政府機関に対してのロビーイングが必要になるかと思われます。

なお、前述のとおり、ジェンダーバッシングが行われる中、ジェンダーがそもそも持っていた問題意識が曲解される状況が生まれています。生物学的な性別とよく議論が混同されますが、なかなか社会的・文化的性というジェンダーの観念が理解されない現状があります。さまざまな分野に関係する概念ですので、難しいことではありますが、条約や法律などの法整備と同時に暴力を生みやすい現場にいる職員への教育が必要となります。

教育を進めるためには、ジェンダーの定義がしっかりしなければなりません。ですから、その定義について出てくるジェンダーバッシングと本来のジェンダー概念の峻別がはっきり行われる必要があります。そうでなければ女性を「私」の世界に閉じ込める風潮は変わらないだろうし、それに対して行政や裁判所が介入することができないのです。

最初にこのシンポジウムの分科会に参加した際には、ジェンダーに関するイベントは問題が問題なだけに感情的で男性を吊るし上げるものもあると聞いていたために、期待と疑心暗鬼なところと半々で参加しました。しかし、予想よりも参加者の中に男性の方も多く、雰囲気も客観的なものであり、期待通りのものでありました。このような雰囲気は歓迎すべきものであり、素晴らしいと思いましたが、反面よその講演会に行くと男性の参加率がきわめて低かったことが頭をよぎりました。女性に対する暴力は被害女性を支援する女性団体があり、熱を入れて活動する場はもちろん必要だと思うのですが、第三者の立場の男性としては、今回の分科会のように客観的に議論できる場がより多く設けられ、そこに法整備・法執行に関わる方が参加するようになればと思いました。

最後に、今回の分科会では多くの方と意見交換が出来、新たな知識を得る機会をいただきましたが、3ヶ月に渡るこの分科会の準備・運営を行っていただいた方々にお礼を申し上げます。



大学で社会福祉を専攻しており、大学の先生から、分科会のお知らせをいただき参加しました。はじめは、興味本位で参加させていただいて一回目の分科会で皆さんの活発な意見に圧倒されました。私は社会福祉の実習で、児童相談所に行くことで暴力が数多く身近で起こっていることに改めて気づきました。

また、児童相談所の一時保護所のボランティアをしていることから、DVを家庭内で見ている子どもを保護しているケースなどもあり、子どもの純粋な姿などを見るととても自分自身が励まされこの子たちの心の影を少しでも無くしたいと思っていました。

今回は、暴力の原因をジェンダーという視点から見て考えるチャンスをいただきました。今までジェンダーについて考える機会もあまりなかったので、ファシリテーターの金城先生をはじめ、他の人の意見も聞きたいと思い、このグループを選びました。

私は今まで大学では医療福祉という分野の中で学んできたこともあって、心理学や、法律を主として学んでいる人との交流はとても新鮮で、よい経験になりました。また、一人ひとりの暴力を考える意識の高さに驚きました。「ジェンダー」という視点ひとつとっても多方面から考え、深めることができ自分自身の学びになりました。私の場合、福祉分野方面から、暴力を考えるうえで、主に対象となる人のケアや、保護といった支援方法を取りがちです。しかし、法律から考えたり心理学などから考えると、こうも考えることができるのかと、新しい発見が多かったように思います。

分科会での一番の学びは、今回「ジェンダー」という視点から暴力を考えた末に出た「教育の重要性」でした。若い世代の人たちには、「ジェンダー」という視点からの暴力防止が少しは受け入れやすいのではないかと考えたからです。男らしさ、女らしさを誤解のないような教育の重要性は暴力を減らす一つ選択肢になるのではないかと考えます。

今回の分科会の参加は、私にとってとても実り多いものとなりました。私たちは「ジェンダー」「セクシャルティ」の視点から考え学ぶことができましたが、他のグループの発表を聞くことで、暴力防止にはさまざまな視点と対策方法があると学ぶことができました。

また、この分科会に参加させていただくことで、様々な人たちとの出会いがあり、意見交換をすることができ、今までにない経験をさせていただき本当に感謝しています。またこのような機会があれば、ぜひ勉強させていただきたいです。金城先生をはじめ、渡邊さん、アジア女性基金の方々大変お世話になりました。ありがとうございました。

# Bグループ



瀧田信之  
湘南 DV サポートセンター代表

## Bグループ

松本周子 CHIKAKO MATSUMOTO 埼玉県立大学 保健医療福祉学部



私は大学で、「人間とコミュニケーション」という授業を受けています。その担当教員である市村彰英先生にこの分科会を紹介していただきました。私が専攻している作業療法分野の一つに、「発達障害」という分野があります。「子ども」に関わる分野なので興味を持ち、参加させていただくことにしました。

この分科会に参加することで得られた主な点は、以下の3つです。

①暴力が身近にあるということを意識できるようになった。

②他者の見解などを知ることで、様々な側面から物事を見ることができるようになった。

③目標(プログラム作成)への方法を知ることができた。

Bグループで考えたプログラムを提供する対象は、中学1、2年生が良いと思いました。物事を理解する力が十分あり、かつ考え方に柔軟性がある年齢だからです。中学生に自尊心の育みと破壊を伝えるためには、ロールプレイで簡単なスキットを見せるのがよいと思います。内容は、母と子の信頼についてで、対照的な二つの場合を演じます。歳の近い人が演じたり、その場にいる人を出演させて現実感や興味を引き出す考えです。

上記述べたことを、実際に教育現場で実行に移すには、次の2つの問題点が考えられます。①このプログラムを実行する際に、時間制限が設けられてしまい、伝えたいことをかなり吟味しなければならない。②学校側や保護者側を刺激してしまうかもしれない。

私は初めてこのような分科会に参加させていただきました。この分科会に参加すること自体が勉強となっています。当初は私にできることなどあるのだろうか、と思っていました。しかし、回を重ねるごとにプログラムの内容が現実味を帯びてきました。それに引っ張られる形で、自分の考えも変化してきました。今では自分にできることを探し、実行しようと考えています。また、異なる大学の学生とともに同じ目標を持って話し合うことは、非常に大きな経験となりました。異なる視点や考え方を聞くのはとても興味深く、また勉強になりました。この分科会に、様々なところからたくさんの方が協力していることが、とても印象深く、感謝しています。その気持ちをプログラムという形で完成させたいと思っています。



私は保育を学んでいる。保育について知識が増えていくと、同時に育児に関する様々な問題も自分の中で明らかになってきた。特に、虐待問題やDVについての事例を知っていくうちに自分が保育の現場で同じような問題が発生した時の対応はどのようにすればよいのかと考えるようになってきたので、このような場に参加させていただいた。

この分科会でのシンポジウムを通し、保育問題が保育を専門としていない人からどのように思われているのかを知りたかった。い

ろいろな意見を知ることで、現場で問題が起こっても保護者に対して柔軟性のあるアドバイスができる保育者になれるのではないかとも思った。

保育園や幼稚園といった現場で働きたいと思う以上、子どもを危険から守る術を知らなければならない。私はこの場で得た体験が保育現場で子どもと、その保護者へのサポートに少しでも力になればと思っている。

暴力に関する概念は、人によって微妙に異なるのだなという実感があつた。暴力と位置づけるはっきりとしたボーダーラインがなく、その判断は個人の力に任される。Bグループでは、精神的にダメージを与えることも暴力と考える人が多かったが、ほかのグループの人はどうであろう。身体的ダメージのみという人も中にはいるのかもしれない。

この分科会では様々な分野の人が集まってきている。だからこそ、意見も様々あつて当然であるし、大切なことであると思う。この場に参加して様々な意見を聞き、傾聴する大切さも感じている。暴力に関して、自分がもう一度考えるよい機会であつたと思う。

提案対象は中学生であるのが望ましいと考えている。家庭内での暴力についてなので、思春期に相当する年代にとっては、考えることに戸惑いを一番感じる時期であるかもしれないが、小学生時代よりも受け止める力はあると思う。ただ、受け流しで暴力についての情報を知ってしまうと間違つた理解も引き起こしかねない。思春期という精神的な成長段階で、暴力についての意識を持っていれば、その子自身に家庭内暴力の問題などが発生したときも危険から回避できる知識を得られると思う。

また、学校生活が最も複雑になる年頃であると思う。だからこそ、狭い視野になりがちな子どもの世界を広げていかなければと感じる。学校のクラス単位を対象としたとき、実際に家庭内暴力を受けている被害者、家庭内暴力をしている加害者がいるかもしれない。そういった子が家庭内暴力に関しての話題を聞いて、マイナス影響を与えてしまう可能性も高い。最終目的に自尊心の尊重があるのであるから、そういった意味でも慎重に取り組んでいかなければならないと思う。

本当にこんなにも人によって意見が様々であるのかと思うことが多くありました。時には、自分の考えに自信が持たなくなったときもありました。暴力についてここまで深く考えたことがなかったのが、自分で恥ずかしくなったときもあり分科会のシンポジウムに出られて本当によかったなと実感しています。ありがとうございました。



私がこの分科会に参加しようと思った理由は、3つある。1つ目は、もともと児童虐待やDVといった暴力の問題に関心があったことがある。どうして人は暴力をふるってしまうのか、どうして抑えることができないのか、当事者に対してどんなサポートができるのかなど、漠然と問題意識を持っていた。2つ目には、この分科会が学生対象だったことがある。私が専攻している分野の関係上、ふだん暴力の問題を同年代の友達と話す機会にはほとんどない。自分が持っていた問題意識を同じ学生同士で話せる機会は、とても魅力的に思えた。3つ目は、ファシリテ

ーターの方々の多様さだ。精神科医の先生からDVサポートセンターの方、加害者支援をされている方など、暴力の問題に対してそれぞれの角度からアプローチしている現場の人に話を聞けるというものだ。

このプログラムに参加して同じ学生のみならずと話すなかで、暴力の問題は思った以上に身近な問題だということを感じた。いじめの体験を持つ人、家庭内での暴力問題(力の行使としての暴力ではないにしろ)を抱える人など、改めて自分の生活を問い直してみると、暴力の問題は自分とかけ離れたところにあるわけではなく、むしろ身近な問題なのだと認識するようになった。

暴力の問題について考えることには、特に年齢的な制限は必要ないように思う。暴力は年齢に関係なく私たちの回りに存在するし、いつでも自分が暴力関係の中に放り込まれることはあり得るからだ。ただ、暴力問題の防止を目指し、啓蒙することまで求めるのなら、ある程度客観的かつ論理的に考えられるようになるのは、中学生くらいの年代ではないだろうか。思春期を迎え、家族・友人などの人間関係、自分という存在について考えはじめる時期こそ、適切な時期だと思う。

暴力の問題を中学生に考えてもらうというときに、どのように問題提起をすれば効果的に伝えることができるのだろうか。当たり障りのないようなきれい事だけを見せても、生徒には伝わらないと思う。暴力はいけません、いじめはやめましょう、と生徒に丸投げしてしまうのではなく、彼らが考えられるようにきっかけを与えることが重要なのではないだろうか。

では、実際に暴力防止プログラムを行うことを考えたとき、どのような問題が予想されるだろうか。学校で行うことを前提とした場合、教育委員会など関係機関から承諾を得ることが必要になってくるが、そのためにはプログラムがどのような目的で、どういう内容なのかということを知ってもらうような説得力を持ったものでないといけない。日本ではこのようなプログラムの実施経験がアメリカなどに比べ圧倒的に少ない。プログラムを学校の中に入れることには、学校・教師らの抵抗があるかもしれない。また、プログラム実施の際には、きちんとしたフォロー体制も用意しないと行けないだろう。たとえばいじめ・いじめられ関係にある生徒、また、家庭で暴力被害を受けている生徒が、ワークによって精神的苦痛を感じることはないかどうかなど、実施後のことも考えないといけない。

暴力、とくにいじめやDVの問題は、見えないことが多い。しかしそれを見えないからといって放っておくのではなく、積極的に問題に向き合い、解決していこうと努力することを怠ってはいけないと思う。



私は新しいことに踏み込んでゆくのが大好きで、このシンポジウムについても例外ではなく単なる好奇心が参加のきっかけでした。参加申し込み後に、詳しい内容を知ったほどです。気になるキーワードは「女性」と「暴力」でした。保育を学ぶ学科に在籍するためか、今思えば私は暴力＝幼児虐待のイメージを強く持っていたと思います。もちろんその他の暴力について、全く無知なわけではありませんでしたが、虐待を考えるレベルでは向き合ったことがないのが事実でした。それに気づいたとき、更に興味が増し次第に参加への姿勢が整ってきたように感じます。

Bグループには保育、福祉、法律などを学ぶ学生が集まりました。共通する部分がないわけではありませんが、それぞれ異なったことに興味を持つ7人が、同じテーマを共有し頭を悩ますというのがとても新鮮でした。それぞれが多様な経験を積んでおり、それらを話し合うことはとても良い刺激になりました。皆の前向きな姿勢のおかげで、いつも活発な意見交換ができたのも嬉しかったです。真面目さを馬鹿にする傾向も否めない時代ですが、このように意識を高く持つ人が集まって、真剣に向き合うことができる機会は、実はとても貴重なのではないかと思います。そういった意味でも分科会に参加できたことに、大いに意味を感じます。

そして、皆が気持ちよく意見交換をするためにはしっかりと聞くことが重要であること、つまり「話すために聞く」ということに気づきました。話し合いが活発になされたこと、意見を出しやすい環境だったのは、皆の前向きな態度に加え、この聞く姿勢が整っていたからなのだと気づきました。人の意見を聞き入れないとよく言われる頑固な私にとっては、大切な成長の場となりました。

また、私はここで初めて「ファシリテーター」という言葉を耳にしたのですが、瀧田さんの関わり方を見ていると「促進する人」という意味が非常によく分かりました。大まかな流れだけを示していただいた後は、私たちが自由に討論することができました。話し合いがスムーズに進んだのは、そのような瀧田さんのお力添えのお陰だと思いますし、授業とは異なった初めての形式での勉強は、いつもわくわくするものでした。

「暴力の未然防止」ということを考えるのであれば、大人よりも子どもに伝えてゆくのが効果的ではないかと思います。しかし子どもと言ってもあまりに幼いとメッセージは伝わりません。考えが柔軟で、かつ理解力もそれなりにあるという理由から、Bグループでは、中学生を対象とするプログラムを考えています。堅すぎても砕けすぎても空回りしてしまいそうな難しい年齢なので、興味を引くためにスキットを作って導入をはかろうという計画です。また、あまりに内容の濃いプログラムにしても理解してもらえなかろうかわからないので、何かひとつだけ心に残るものを届けようと考えています。例えば私が気づいたように「これも暴力なのか」と、喧嘩や殴り合い以外の暴力があることを知るだけでもいいと思うのです。もちろん高校生や大学生を対象に行くことも可能です。大学生を対象にする場合は、レジュメを配って講義風にきっちり伝えてゆくのもいいと思いますし、みんなでロールプレイを体験するのもよいと思います。

そして、何より大切なのは「誰が伝えるか」です。学生を対象とした場合は、なるべく年が近く、共感できるような人が伝えるのが望ましいと思います。かといって中学生に対して中学生がプログラムを展開するには困難がありますから、「お兄さんお姉さん」くらいの親しみを感じられるくらいの年代がいいのではないのでしょうか。あまり年代が離れてしまうと、言葉や価値観など様々なことにおいてギャップが生じてしまうため、心に響くようなメッセージにはならないのではないかと感じます。

学生の集まる場所は学校ですが、実施するにはなかなか難しい場所であると思います。先生と生徒の協力体制はもちろん、スケジュールの調整や、場所によってはこのプログラムを快く思わない大人もいることでしょう。

暴力の実態や解決方法を知らないから伝えていかなくてはならないのに、それらを知らないから重要視しない、伝えられないということがあるのではないのでしょうか。また、伝える側として望ましい人材も不足していると思います。

また、すべての場合において「暴力は隠す」という傾向があることが問題であると思います。暴力事件の隠蔽や虐待やDVを秘密にすること、暴力を知っている人を隠してしまうこと、これでは周りには何の注意も促せません。こんなことが起こっているんだ、これはいけないことなのだと公に示していかなければならないのだと思います。学校教育でも同じことです。暴力について考えることは子どもに悪影響だと思っている人もいます。「知らない」ことが暴力の解決につながるわけではありません。皆が隠したくなるほど嫌な暴力を、どうしたら防げるのかを積極的に考えていく体制と整えることが必要だと感じます。

私にとっては第一回目のワークショップがとても衝撃的でした。失礼ながら、正直もう少し退屈なものと予想していました。ところがファシリテーターの先生方も参加者の皆さんも、とても打ち解けた感じで楽しく過ごすことができました。初めはなんの知識もない自分が参加しているものなのかと思っていましたが、回を重ねるごとに、何も知らなかったからこそ参加することに意味があったのだと気づくことができました。身の回りの暴力について考え、自分の経験を振り返り、他者の話を大いに聞き、毎回の分科会は発見の嵐でした。そして一番感じたことは「みんないろいろあるのだな」ということ。いろいろとはここでは暴力に関することで、つまり、こんなにも身近で誰もが経験しうることだったのだということに気がついたのです。そんな大きな問題に対する今までの自分の鈍感を反省するとともに、自分の身は自分で守らなくては、と心に決めました。分科会で勉強していくうちに分かったのですが、私の姉は歴としたデートDV被害者だったのです。被害を受ける立場に陥ったときの思考の混乱状態も見えています。両親を始め親戚一同総出で姉を救おうと努力しましたが、結局は本人の意識が覚めるまで待つよりなかったという状況でした。そのような姿を見ているからこそ、自分の身は自分で守ろう、暴力は正しくないという信念を持たなくては、と思いました。暴力の実際に触れたことと自分に関して注意を促せたことは、私にとっては大きな収穫でした。ですから、今度はそれを人に伝えるために、暴力を防止するために、何ができるのかを考えていきたいと思いました。

シンポジウムが終了して、そこでみんなの関係が終わってしまうのはとても残念なので、ぜひ、この分科会で知り合った人たちと今後も活動をしていきたいと思います。



地元での青少年相談員の活動が5年目に入りますが、いわゆるプレイリーダー的な活動で楽しさはあるものの、自己満足の域を脱しない活動と言わざるを得ないものでした。そこで、もっと社会貢献性の高い活動をしたいという思いのもと、暴力を題材とした分科会に参加する事になりました。

また、一時期心理学を学びたいと思っていたので、心理の専門家などがファシリテーターを務めてくれるというのも、大いに魅力ではありました。更に言うなら、自分が所属する大学はアットホームではあるが、医療系の宿命故に、他大学との繋がりが極端に少ない学校なので、他大学との関わりを広げたかったというのも参加理由の一つです。

普段は社会福祉学専攻者という同じ視点で話し合いをする事が多い中、この分科会では様々な専攻の学生が集まっている為に、いろいろな角度から暴力について考察がなされ、自分では気づけない視点を示されることもあり新鮮でした。また、参加者それぞれが暴力に関わるエピソードを持っていて、暴力というものがいかに自然と自分達の生活に溶け込んでいるか、という事実を改めて感じさせられました。

また、ファシリテーターが本当に上手く話し合いの流れを調整してくれ、その技術の高さに感心させられました。ワークショップ自体は以前参加した経験があるのですが、その時の進行役とは一線を画すものがありました。

Bグループとしては、自我が確立されてくる中学生を主な対象者として伝えていきたいと思います。寸劇などの視覚的要素も取り入れ、暴力が否定すべきものである事を、理屈でなく感覚的なアプローチで伝えていければと思っています。中学生という多感な時期だからこそ、男女や親子の望ましい関係作りについて考えるべきだと思います。

対象が中学生と言う事で、具体的な暴力防止プログラムを実施する場所として学校が第一に挙がるのですが、学校という保守的な場所の性格上、どの程度までならプログラムを実施出来るのか、疑問があります。例えば、学校の中でもいじめを始めとした様々な暴力が起こっていますが、それらに関して突っ込んだ企画が受け入れられるとは思えません。また学校という場で寸劇などを取り入れるとなると、プログラムの提供側にもそれ相応の人材というか技術が望まれる事になると思います。活動の規模を大きくするとして、CAPの様に統一したプログラムの実行力を確保するのはなかなか難しい気がします。

とりあえず18日でこの企画は一旦終了という事になりますが、機会があれば今後も暴力の問題に取り組んでいきたいと思っています。私は特に児童福祉に興味があり、子供にとって家庭が大きな位置を占めていると感じています。暴力撲滅が児童福祉だけでなく、家族福祉の実現に繋がると思うので、この分化会で得たネットワークを活用して長期的に何かできたらと思います。



大学の先生から分科会についてのお知らせをいただきました。DV、虐待について興味があったのですが、深く勉強する機会が今までなかったので、ぜひ、この機会に学びたいと思い、分科会に参加させていただきました。私は児童相談所にある一時保護所のボランティアを昨年8月からやらせていただいているのですが、その中で暴力を自分自身が振るわれることがありました。彼らと関わっていくにつれ、暴力は彼らなりのコミュニケーション手段であったり、自己表現の手段であったりするのではないかと思うようになりました。

一時保護所内には、DV家庭で育った子どもや虐待を受けてきた子どもたちがたくさんいます。そんな彼らとどう関わっていけばいいのか、どんな言葉や態度で暴力は許されることではないということを伝えればいいのか、といったことを勉強したいと思うようになりました。そんな思いもあって、今回分科会に参加しました。

それぞれ専攻する分野が違う学生同士がお互いに意見交換しながら、ファシリテーターの先生のご指導や実際にあった相談等を聞き、暴力について考えることができたのは非常に有意義な時間でした。分科会のなかで暴力防止プログラムを学生が作るというとても難しい、しかし大変やりがいのある作業を通し、暴力について様々な角度で考えることができたように思います。暴力防止プログラムについては、中学生を対象にすることに効果があるのではないかと、参加型にするほうが興味をひけるのではないかと等の意見が出ました。社会が目まぐるしく変化し、教育の現場でもいじめ、自殺、登校拒否、学級崩壊等様々な問題があるなかで、未熟な学生たちに暴力防止プログラムを作れるのか正直半信半疑でした。しかし、数年前まで中学生だった私たちだからこそのわかること、伝えられることがあるのではないかと分科会を通して強く感じるようになりました。また、中学生から見て、自分の親と同年代もしくはそれ以上の大人や専門家たちよりも、大学生くらいの年代のほうに憧れがあるのではないかと、親しみがもてるのではないかとといった意見も出ました。

ファシリテーターの瀧田先生が行っている「暴力を目撃して育った子どもの心のケアプログラム」の研修会にも参加させていただきました。そこで一時保護所の子どもたちとの関わり方のヒントをたくさん得ることができました。今回の分科会を通してたくさんの人と出会い、意見交換、情報交換ができ、アドバイスをいただくことができました。将来福祉の現場で働きたいと考えているので、この分科会での学びは、将来の自分の大きな助けになるだろうと思います。



今まで保育のを中心に大学で学んでいたの、保育とはまったく違った視点である問題の「女性に対する暴力」ということを学ぶよい機会だと思ったのが参加の動機です。また、私自身、女性であり、この問題にとっても興味があったため、暴力という問題を知ろうと思いました。

第一回分科会が始まる前は、正直言って気が重いテーマのように感じていたのも事実でした。しかし、第一回分科会に参加した後は、自分の予想はずれ、時には笑

いあり参加者との交流ありという楽しい時間で、私の心は軽くなっていました。

私の身近にいる大人や友達とこのような「暴力」に関して話をしたりすることがほとんどないので、この話には、あまり触れてはいけない話題なのかというイメージがものすごくありました。しかし、分科会でファシリテーターの方々の「暴力」という問題に正面から向き合っている姿勢や、参加者みんながとても自然にこの問題について自分が思っていることを率直に話していること、会場の雰囲気がとても和やかだったことが私にとって新鮮な驚きでした。そのとき、このように、「暴力」という問題を気軽に話し合える場や機会がもっと身近にあると、加害者・被害者という直接暴力に関わっている人たちに限らず、一人ひとりの意識が高まり合うのではないかと感じました。大人、子ども、男女に関わりなく一人ひとりの意識が高まることで、暴力を未然に防ぐことにつながるのではないかと思います。

Bグループは子どもに対する暴力防止ということをテーマにしました。そして、子どもという枠組みから何歳ぐらいの子どもに絞るかで話し合った結果、自我が芽生えはじめ、また物事をより正確に判断、理解することができる年齢ということで、中学生、高校生の初めごろということで話がまとまりました。そして、誰が伝えるかは、中学生がより興味を持って話を聞くことができるのは、年代が近い大学生のお姉さん、お兄さんではないかということになりました。

もし学校で、中学生に向けて暴力防止プログラムを行うならば、学校の協力なしでは行えません。それを考えると、学校側の意識が問題になります。また、暴力未然防止を目的にプログラムを行いますが、そこには暴力を既に経験している児童もいます。そういう児童への影響も考慮に入れることも重要です。暴力とはどんなものかを知ることは非常に大切ですが、暴力を受けたことのある子どもの心の傷をむやみに開くようなことにならないよう十分に、練られたプログラム作成が必要条件ではないかと思いました。

暴力とは何か？からはじまり、DV 加害者、被害者の心に抱えているものは何か？など話し合っていく中で、私自身に起こりえない話ではないと心底感じました。実際、家庭内暴力、暴言などの精神的暴力を身にしみて知っているため、たまに心が重くなる時もあったのですが、暴力から逃げるのではなく、立ち向かうことが大切なのだと思います。そして、一人で立ち向かうのではなく、助けを求め、暴力に立ち向かう仲間と一緒にというのがとても重要なことだと感じました。この分科会で得た知識をこれからも活かしていきたいと思いました。

# Cグループ

千葉まさのり  
メンズサポートルーム・臨床心理士



## Cグループ

中川佳保里

KAORI NAKAGAWA

中央大学法学部



私は、人が集まってお互いの意見を交換し合うということが好きで、ディベートやシンポジウムにとっても興味を持っていました。

たまたま大学の事務室にあったパンフレットを見たのがきっかけで、分科会に参加することにしました。私は法学部なので普段勉強していることは違いましたが、法律から離れて「暴力」という問題に触れてみようという好奇心が沸き、参加を決めました。

DVという言葉はテレビ等で知っていて、私の中では「男の人が女の人に暴力をふるい、後になって男の人は正気に戻り

優しくなる」という認識でした。今回、私が参加した分科会のグループは、加害者側の立場からDVを見る、というものでした。私の以前から持っているイメージからはもっぱら加害者が悪いというものだったので、男性側のような心理状態から暴力をふるってしまうのか、加害者側へのどのような支援で暴力を防ぐことができるのか、というところをとっても知りたいと思いました。

ワークでは、自らの怒りの体験からどんなときにどのくらいの段階で怒りの感情が生まれたか、また目をみつめて上から見た場合、下から見た場合でどう違うかなどを行い、今まで客観視していた暴力における怒り、または恐れ等の感情がとて身近に感じられました。そして加害者側が、暴力を振るうまでの様々な感情や原因がジェンダーに密に関わっていて、加害者自身の問題ばかりではなく、周りの影響が必ずある、ということ学びました。暴力発生メタファーとして、ししおどしを作ったことも、難しかったけど楽しかったです。

私自身、以前に身近に暴力をふるう人物との関わりがあったため、その人がどのようなことを思っていたのだろう、と考えさせられました。

今回のシンポジウムや分科会で学んだことは、身近であっても身近でなくても、暴力を「怖い」と言って逃げるだけではだめだということです。被害者はたくさん傷を負っていますが加害者も同様、傷を負っているのです。加害者の支援は被害者を守ることと同様、もしくはそれ以上に大事なことで私は思います。シンポジウムでのパネルディスカッションでも、多面から現在の暴力の問題に関する知識や意見が飛び交い、とても興味深いものでした。貴重な時間をすごせたことを心から嬉しく思います。ありがとうございます。



大学 3年次の社会福祉援助技術現場実習において、埼玉県婦人相談センターにて実習させていただきました。その実習を通し、DVは別世界で起こることではなく、常に自分自身の身近に存在する問題であり、私が被害者になる可能性も十分にある問題なのだとことを学びました。

大学生にはデートDVの被害に遭う可能性があり、実際に、私の身近にもデートDVが疑われるようなカップルが何組も存在します。援助専門職として被害者の女性を支援するというこ

とではなく、一般の市民としてそういった友人を支援するにはどうしたらいいのか、大学内で学んだ知識ではその答えを見つけることはできませんでした。そんな折に、ゼミ担当の教員から今回の分科会のお話をいただき、専門職としてではなく、学生としてDVという問題にどう対処したらいいのかを学べるのではないかと考え、分科会に参加しました。

DVの防止を学ぶ分科会ですから、当然社会福祉について学ぶ学生ばかりだと考えていました。確かに、参加している多くの学生が福祉に関係した勉強をしてきた学生でしたが、中には全く違う分野を勉強されている方もいました。DVの存在が知られてきているのだということを実感しました。また、分科会でひとに伝えるという作業を通して、自分の知識の中で不十分な点について気づくことができました。

私たちは加害者となる可能性が高い男性側に立って「DV防止プログラム」を考えてきました。私は「予防」という観点から若い世代、特に思春期にある「中・高・大学生」に行くことによって、その効果を得ることができるのではないかと考えます。男性が暴力を振るってしまう原因として分科会を通して、男性は女性に比べ感情の表現を上手く行うことができず、暴力という手段に訴えてしまうという考え方を知りました。それならば男性が暴力ではなく言葉によって感情を表現できるようになれば、DVを減らせるのではないのでしょうか。そのためには言葉による感情表現を習得する必要がある、その時期としては子どもから大人への転換期である思春期がもっとも適切なのではないかと考えました。

まず予想されるのは、どのような場でプログラムを実行するのかということだと思います。学校の中でプログラムを実施することはできるのか。実施できたとして公立校と私立校での温度差が生まれてしまうのではないのか。そうだとしたら、均一性を得るために別の場を確保するのか。確保するとしたらそれはどこなのか。

私自身、大学生になるまで男性から暴力を受ける可能性がある、男性が暴力を振るうという実感を持っていませんでした。それと同じく、若い世代の男の子たちに、将来自分たちが暴力を振るってしまう可能性があるということを実感し、自分自身の問題としてプログラムに取り組むことができるのか、という問題も予想されます。実感を伴うことのできないプログラムを実施して、どれだけ効果を得ることができるのか、どうしたら実感を伴うプログラムを提供できるのか、などの困難が考えられます。

大学では同じ仲間と同じことを勉強しています。一般教養から始まり、選択科目の差、専攻分野の差こそあれ同室の集団の中で学んでいますが、今回の分科会は全く違うことを学んできた学生の方たちとひとつのテーマについて考えていく中で、ひとつの学問だけでなく他領域の知識を学ぶ必要があると感じました。

また、バックグラウンドが全く違い、初対面の人間の中で自分の意見をのべ、関係性を維持することの難しさ、そのために必要なコミュニケーションスキルの重要性について実感する貴重な体験をさせていただきました。



大学の授業を通して、学生時代からハンセン病患者の取材をし、今でも続けている方がいることを知りました。また、同じ授業で専門知識だけではなく広い知識が必要だと講師の方が熱弁をふるっておられました。確かに、教授と呼ばれる方々はみな広い知識の持ち主であると思います。将来教師を目指す自分としても、果たして専門分野である国語さえできればいいのかと疑問を感じ始めていたときに、友人から分科会への誘いを受け、参加

することにしました。

私は文学部ですので、少しではありますが、ジェンダー論を扱ったこともあり、門外漢ながら何かしらのお役に立てばと思っておりました。また、DVの問題は、現代の教育上避けては通れない問題ですので、少しでも自分の参考になればいいと、思いました。

ワークショップということで、様々な方の意見を聞き、専門で勉強している方の視角の違いに驚きました。また私の知識の浅さを思い知りました。少しでも何かを得ようと、必死に食らいついたつもりでしたが、いかがだったでしょうか・・・？個人的には、新鮮な体験ができてよかったと思っております。

加害者は何故暴力を振るってしまうのか。感情のはけ口は暴力しかないのだろうか。もっとコミュニケーションによって感情を相手に伝えることが出来れば暴力を振るう必要はなかったのではないかと、思うことがありました。獅子おどしの傾き具合は、人それぞれであります。やはりコミュニケーション能力をもっと養成するのが一番の解決策ではなかろうかと感じます。また、自分の気持ちに無理をさせないこと、自分で自分の精神の限界を冷静に分析する力も大切であると考えます。

教育として暴力防止を扱う場合に、生徒にいかにも暴力の問題が身近な問題だと感じさせるかが重要だと思います。また、男性・女性という性別の問題や、生徒に与える精神的な刺激等も十分に考慮せねばならないと思います。現場の雰囲気や鋭く察知し、「つらい人は受けなくてもよい」というルールを定める方がよいのではないかと感じました。

もともと門外漢である僕が力になれたのか、かなり疑わしいところではありますが、個人的には、文学部という学部の垣根をこえたよい経験ができたと思っております。感謝申し上げます。



「女性の人権」「暴力の未然防止」というテーマにあまり関心のない学生の感覚が必要だと強く勧められて出席してみたが、他の学生には自明のことがよく理解できず予想以上につらい分科会だった。門外漢なので、他の参加者とはズレた視点になってしまうかもしれないが、率直なところを書いてみたい。

第1回目の分科会で一番印象に残ったのは、ファッションデザイナーがモデルロールプレイを演じてくれた後の皆の反応だった。モデルロールプレイは、男性が支配的なカップルと男女が対等なカップル、その対照的なカップルと一緒にデートに行くかどうかでもめているという設定だった。前者のカップルは、「一緒に行きたくない」という男性の言葉に、女性が振り回され、あげくの果てに言葉による暴力を受けていた。このロールプレイの振り返りをしたとき、男性が支配的なカップルと同じような体験をしたとか、友人が似たようなカップルだという話がいくつもでてきたので、とてもショックだった。こんな体験をしている人が、ごく当たり前にいるのかと思うと不思議な気がした。

地球の歴史をみても、環境に適応する能力のあるものが生き延びて現在の生物の体系がつくられている。我々の倫理観では、暴力をふるうことが“悪”だったとしても、人間のもっている“他を支配したい”という欲望や、“他を貶め自分を有利にしたい”という欲求はなくならないと思う。それを考えると、“暴力”を根絶することは不可能なことではないのだろうか、というのが本音である。

また、「女性に対する暴力」が問題なのだとと言われても、なぜ“女性”に向けられた暴力だけを特化して扱うかが、最初はよく理解できなかった。

分科会が進むにつれ、「暴力はより弱いものに向かう」と聞いて納得がいったように思う。加害者には、自分をより有利な立場に置くために、自分より弱い存在が必要であり、女性や子どもがそのターゲットになりやすいという意味ではないだろうか。

暴力防止の教育に、どれだけの効果があるのか分からないが、大人に教育するよりは子どもにした方が効果が高いと思う。しかし、「暴力」を身近に感じていない人間にとって、この問題はあまり関心がないと思うので、「暴力防止」の提案をしていくにあたって、関心の少ないものにも興味をもたせるような工夫が必要だと感じた。

今回の分科会も、参加者の募り方を工夫した方がよかったのではないと思う。関心の高い人だけが集まって、「暴力防止」プログラムをつくっても、本当に届けなければならない相手に伝わるようなプログラムができることは限らない。学生が企画段階から参加するという試みはよいと思うので、もっと、いろいろな分野の学生が参加する機会をつくったらどうだろうか。



「女性に対する暴力」は、普段、まったく考えたことのないテーマだったので、出席することに躊躇しましたが、参加してみている勉強になりました。こういった問題を考えるために、自主的に参加する人たちが大勢いることに驚きましたが、男性の参加が多かったことも予想外のことでした。

Cグループは、「サムソン・テスト」と「デリラ・テスト」(出典「サムソン=デリラ・コンプレックス」 エバ・マーゴリス他著

近藤裕訳 <社会思想社 1967, p243>より抜粋)という、自己診断票をやってみました。「サムソン」のような極端に支配的、暴力的な人間がいるとはあまり考えられませんが、誰の心の中にも、そういった要素はあるのかもしれない。また、「ししおどし」をみんなで作りながら、暴力をふるう加害男性の心理について考えました。怒りを感じ、それが高じていくプロセスは、誰もが普段の生活の中で感じるものではないでしょうか。決して、暴力は自分と関係のない問題ではないと知ることができてよかったです。

自分の感情の動きをモニタリングすることによって、暴力に至らないうちに怒りを押さえる方法も教えてもらいました。感情をコントロールするタイムアウト法などは、怒りをマネジメントするためにとってもよいと思います。こういう方法を子どものうちに学んでいたら役に立つのではないのでしょうか。

分科会で、子どもたち自身が人権意識をしっかり持ち、暴力から自分を守るための知識や技能を持つことを目的にしたプログラムがあると聞きましたが、身を守るだけでなく、自分の感情をコントロールすることを学ぶプログラムも必要ではないかと思いました。

「男はこうあるべきだ」「女はこうあるべきだ」という社会的性役割を押し付けられて窮屈に感じたり、社会的性役割を相手に押し付けることによって苦痛を感じるようであれば問題ですが、お互いがよければよいような気もしました。つまり、「男らしさ」「女らしさ」それ自体が問題なのではなく、それを押し付けることが問題なのではないかと思ったのです。

アメリカのNGOで、大人の男性たちが男の子に尊敬できる「男性像」を伝える試みをしていると聞きましたが、日本でも、家庭や学校、地域の大人たちが、子どもたちの尊敬できるような「男性像」「女性像」を示すことができるのであれば、とてもよいことではないでしょうか。テレビやマンガなど、子どもたちが関心をもつものをうまく利用する手もあるかもしれません。オピニオンリーダーといわれる人たちがこの問題に関心をもつよう、働きかけていくと効果があると思います。

# Dグループ

吉永陽子  
長谷川病院・精神科医



## Dグループ

小杉幹子 MOTOKO KOSUGI

目白大学大学院 心理学研究科



Dグループは、参加者の専門領域が法律、心理、福祉と異なっており、年齢もばらつきがあり、非常に奥深い内容であったと同時に、議論の余地があると思われるテーマをいくつかいただいたと思う。

「暴力」とその「防止」は社会の多くの人に関心を寄せる「社会問題」であるが、その定義や概念については、準拠する領域や実務レベルにおいて一貫していないのではないかと。そのことが一般の社会の人々にとっては観念的なものとなり、あまりにも漠

然としていて、議論されることはあっても、実効的な活動にはつながらないのではないかとということである。

先ず、どのような言動が「暴力」となるのかについて議論しなければならないだろう。言うまでもなく、「他者」の「権利」を侵害すれば、違法行為となり、その行為が刑法典に規定されたものであれば当然刑法犯として処罰される。が、法律用語としての「傷害」と「暴行」の差異について一般的にはどれほど理解されているのであろうか。また、「ストーカー行為等の規制法等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、この三法は文言に初めて「言動」という言葉が使用された法律であり、そのことによって必ずしも「肉体的な実害」を伴わない心理的な侵害をも含むこととなった。しかし、どのような心理的侵害を対象としているのかの認識には個人差があり、「傷害」と「暴力」の差異に加え、どのような「言動」が規定されるのかも認識しづらい。また、加害言動と被害の結果にも個人差があるうえ、心理的な加害と被害の因果関係を特定するのは困難で、被害者の心理的脆弱性の問題を無視するわけにはいかない。

つまり、明確に法律で規定すべき行為としては、なじまないものであるにもかかわらず、特別法として立法しなければならなかったのはなぜか、という立法趣旨を踏まえたうえで「暴力とは何か」という議論に入らねばならないだろう。分科会では、何をもって「暴力」とするかについては、侵害されたとする個人によって差があるという理解が、ひとまず得られたと思われる。

次に、「防止(prevention)」と「抑止(deterrent)」は峻別されなければならないという認識が浸透していないのではない。漠然と、「暴力」を「防止」するために漠然と「強権」が必要であると感じている人々が多いと推察される。言い換えれば、まさに加害行為を企図している、または行為に着手しようとしている者に対して罰則規定という「強権」を用いて、つまり、刑罰を恐れて企てや行為を「抑止」するというのは理解しやすいが、「防止」のために「強権」が必要であるとの理解は、国家からの圧政を許す思想に類似している。ある種の社会運動がかえって無辜の人々の権利を結果的に侵害してしまっているような事象に見受けられる。わかりやすい例で言えば、「近年稀に見る凶悪犯罪」の被害者による過剰な社会運動によって、その他の大勢の街頭犯罪の個人被害者の利益が侵害される、または救済されないような政策や法運用に偏ってしまうような事態のことである。つまり、「防止」と「抑止」を混同したまま個人の権利のみを主張することには、他者を侵害する危険があるということである。絶対的自由を主張する権利意識や義務を果たさないプライベートの概念など、誤った理解のまま自己の利益のみを主張するのと何ら変わらない。もっと単純に言えば、個人では力が及ばない領域に対して「社会運動」や「ロビー活動」という「実力行使」により、意思決定機関や世論を煽動し、敵対する相手に「強権」で弾圧するような事態を想定させる。よって、「防止」と「抑止」の対象やメッセージは異なるものであることが理解できるから、受け手によって認識や概念が異なる行為や事象については、漠然とした言葉ではなく明確に定義づけをし、あらかじめ前提認識を共通にした上で議論しなければならない。

では、概念や対象が明確になったと仮定しよう。誰にどのように伝えなければならないのか。先に述べたように心理的なものまでを含めると、当事者にとって、どこから「脅威」となるかには個人差がある。つまり、受け手の主観的な評価が左右するわけである。ならばどこからが違法行為、または社会的に非難される言動であると評価すればよいのか。そもそも「脅威」の臨界点は主観的な評価であるから、法律で具体的に規定するわけにはいかない。ならば誰が誰に予め臨界点を提示すればよいのか。また、個人差は生育歴や価値観だけではなく個人の脆弱性の問題もあり、各個人がパートナー、友人、上司、他人とそれぞれに異なる臨界点を提示するのは果たして現実的であろうか。一方が現時点での臨界点のサインを出し、もう一方がそのサインをキャッチし、それ以上侵害しないという相互作用でしか個人の主観的な評価を認識できないものだからである。

つまり、最近話題になっているが「法律」というルールブックに明文化されていないから「やってもよい」ということなのか。「やってもよい」と仮定した場合どのような社会になるのか。自己の利益を侵害されたと主張し、自己の利益を回復してもらい「権利」を求めたとする。しかし、一人が名乗りをあげると我も我もと次々侵害された人が現れた。彼ら全てが法的手段を用いて紛争解決を求めた場合、司法の機能はパンクしてしまうだろう。そこで仕方なく特別法を制定し、できるだけ多くの人々が他者を侵害しないように規定する。しかし、別の人物はさらにルールブックに書かれていない部分を探し、自己の利益のみを求め他者を侵害する。また特別法を制定する。それが繰り返されたらどうなるか。交通事故を例に考えると、飲酒や速度超過、いわゆる轆き逃げなどの「悪質な」ケースにおいて、実務上は傷害致死罪を適用する余地を残したまま業務上過失致死罪で処理されたケースもあったように思われる。しかし、上記のような「悪質な」事故によって命を奪われた被害者の遺族は無念さから声を上げ、結果、危険運転致死罪(刑法第二〇八条の二)の新設に至った。しかし現実には、事故当時の正確な速度、証拠の保全の問題など実務上適用されるケースは稀である。さらに、後に検挙されても運転時の飲酒量を特定できなければ適用されないこともあり、飲酒運転で事故を起こしたら逃げたほうが得策であるという「抜け穴」を生み出してしまった。負傷者を救護し、自己の過ちを認め報告し、反省するより、罪が軽くなる可能性が高い行動、つまり、「逃げ得」を選択する者が多くなってしまったのである。かえって失われなくてもよい命が

失われ、残された遺族は悲しみや無念さを晴らすためにアクションを起こし、別の新法制定を求める。そして「法律」によってがんじがらめにされた私達は、実に多くの行動制限を強いられることになる。つまり、ルールブックに明文化されていなくても自律した言動、言い換えれば自己の言動が他者を侵害しないようにコントロールするスキルが重要であることが理解できる。

そこで、どのようにこのスキルを身につけるかということであるが、各発達段階に応じたスキルを積み重ねることではか身につかないのではないか。幼年期に相応しい挨拶をすることや「ありがとう」「ごめんなさい」の根拠を理解、納得した上で言えること。児童であれば児童に相応しい挨拶の仕方があるであろうし、「ごめんさい」では済ませられない事態を惹き起こした場合には、結果に応じた金銭を支払わなければならないこと、青年前期であれば国家の仕組みや制度とリンクさせて理解することが可能になるであろう。また、一見無関係に見えるかもしれないが、神事や仏事、華道や茶道には決められた形式があり、これを「作法」と呼ぶ。礼儀作法もその決められた形式の一つだが、その形式に込められたものは相手に失礼にならない立ち居振る舞いであったり、相手に余計な気遣いをさせないための配慮であったり、感謝や謝罪の意を表明することであったりする。それらを理解するための一つの手段として学校での教科教育があるのである。つまり、学校教育と家庭教育は車の両輪のようなものであり、どちらが欠けても成立しない。また、今後裁判員制度が導入されることをも考慮すれば、学校教育の中での道徳や倫理だけでは不十分で、法学教育も検討されなければならないだろう。何も大学教育における法学教育をイメージせずとも、各発達段階に応じた易しい言葉で法の理念や、身近な「法律」の立法趣旨や目的が理解できればよいのである。その中で「法律」を発動させるまでもない逸脱や侵害をしてしまったときには、素直に、真心を込めて「ごめんなさい」を言い、それ以上相手の領域に踏み込まないよう言動をコントロールする。コントロールをするためには相手の反応をキャッチする力も必要であろうし、そのスキルを高めたり、習慣として身につくよう反復教育したりする、また、そこに関わる能力を持つ大人も必要であろう。

以上のことを踏まえると、スキルは子どもの頃からの習慣として身につけていなければならない、そのためには教育のできる大人を先に教育しなければならないということになり、気の長い話になってしまうが、他者を侵害しないための自己コントロールよりも、自己の欲求を優先してきた結果が現代の社会であり、一朝一夕に解決できるようなものではない。とはいえ、何らかの策を講じなければならないのも確かであろう。そこでどうするかというと、何も対象を「暴力」に限定しなくともよいのではないか。他者が不快であると感ずること、たとえば、ゴミ出しのルール、騒音、迷惑駐車、電車内のマナー、学校や会社内での言動、強引な勧誘や販売の電話や訪問などは日常的に感じる不快な出来事である。しかし、これらの社会秩序を乱す不快な言動は赦し難く、特定の凶悪犯罪を非難し、厳罰を望むことでバランスを取っているのではないだろうか。特定の行為や行為者のみを非難するのは、その者に必要以上の制裁を加えるという危険を孕んでいる。ならば、特定の行為や行為者のみにその矛先を向けるのではなく、全ての対象行為、行為者に等しく非難を寄せればよいのではないか。他者を不快にさせたり、侵害したりする行為を黙認しないという態度を社会の人々が採らねばならない。たとえば、証券取引法違反や贈収賄、談合、二重帳簿など多かれ少なかれ「どこの会社もやっている」ことなら金額や社会的影響が大きいからと目に余る企業を「見せしめ」として吊るし上げるのではなく、それぞれの企業の全ての構成員が少しの不正をも認めない、許さないという姿勢こそが重要なのである。かといって非難の方法が適切でなければトラブルを惹き起こすであろうし、行き過ぎてしまうと監視社会になってしまう。

結論として、誰が誰に何を伝えればよいのかではなく、一人一人が自律してこそ未然に「防止」する方策なのではないか。つまり、「暴力」を「防止」するためには抽象的すぎる理念でも実効性はなく、具体的すぎても理念が伝えられないのなら「人の振り見て我が振り直せ」、自らが自律した生活をし、その姿を周囲に見せることで「自律の輪」が広がっていくのが結局のところもっとも実効性があるのではないだろうか。

これまで見てきたように、「暴力」を防止するための土壌を育成するには相当な時間がかかる。また、現実にお手本になるような人物があまりにも少なすぎるのも問題であろう。さらに、現在の教育者や教育カリキュラムが「自律」を教え、理解する機能を持ち合わせていないのも問題であろう。単純に言ってしまうと、日本は今、生活習慣病に陥っている状態である。心肺停止の危険がある場合には、外科手術や副作用を承知で強い薬物を投与しなければならないだろう。どうにか危機を脱したとしても「生活習慣」そのものを改善しなければいずれ同じような危機に陥るだろう。そのうち危機状態を繰り返すと外科手術の施しようもなく、耐性が形成され投与できる薬物もなく死に至る。今まさに日本は危篤状態にあるといえよう。

日常生活の制限を厭わずに、これまで検挙に至らなかった軽微な犯罪を検挙し刑罰を科すというバイパス手術をするのか、犯罪ではないが人を不快にさせる言動という激しい痛み依存形成をおそれずモルヒネを投与するのか、時間をかけても弱い薬物に留め生活習慣を改善し悪化の防止、さらには体質の改善をも目指すのか、究極の選択を迫られていることだけは確かなようだ。

Dグループでは、「加害者の責任」について議論した。そのことによって、加害と加害者、被害と被害者の輪郭が見えてきたのではないかと思う。また、直接的な行為に対する責任と事象としての「加害」に対する「社会の責任」についても問題の所在や責任のありかが異なることに気づくことができたのではないだろうか。

若年層のパートナー間における暴力への認識、理解、自律のためにもまずは「恥ずかしくない大人」としての「自律した生」を呼びかけていきたいと思う。



以前より児童虐待及びその対策に関して関心を持っており、「暴力を未然に防ぐ」というタイトルが新鮮に見え参加しました。個人の人権を著しく侵害し、心身を脅かす深刻な「暴行傷害事件」が、家庭内の私的な問題としてなかなか表面化せず、対応が後手に回る状況は児童虐待でも、ドメスティック・バイオレンス(DV)でも同様である。そのような課題を、学生を中心に防止策を論議するという機会は非常に有意義であると感じた。

埼玉県立大学社会福祉学科では、1年次の段階から社会福祉の様々な課題に関して、学生同士が話し合いをもつ機会が授業の中で数多く確保されている。他の標準的な年齢の学生と10年ほど年が違ふ私は、いきおい先んじて、自分の価値観や気持ちを披露する機会が多くあった。ある程度の筋が通った論の展開であったが、その後の反応は芳しくない場合が多くあった。援助が必要な人の気持ちを理解し、適切な社会資源を用いて援助したいという意図を持ちながら発言を行っていたはずであったが、振り返ってみると、その発言の中には、男性としてのステレオタイプ的な見方、問題の解決を図る立場というよりも、問題の処理を図る立場のような自己満足的な意図を感じ取ったのではないかと自覚してきた。

本分科会が取り扱う課題においては、私は加害者の立場と同じ性に属する者であり、その意味でこの分科会は、自分の価値観や気持ちを、より適切なものに変える一助になると考えた。

「ドメスティック・バイオレンス」という用語が社会的に認知されてきたのはここ数年のことである。元になった Domestic Violence は、家庭内暴力全般を意味する言葉であるが、日本においては、特に配偶者からの暴力 Spousal abuse のことを意味している。我が国における家庭内暴力とは、子どもが親に対して起こす反体制的の行為を意味していた。すなわち、家庭内における暴力行為の主体は子どもであり、その他の暴力行為は家庭内暴力として取り扱い得る行為ではないと見なしていたといえる。

このように表面化していない暴力行為の主体である配偶者(内縁関係にある者を含む)から受ける虐待が、暴力ではないというのは、一見しておかしいと直感できた。しかしどこかで、刑事事件でいう傷害事件とは別に取り扱い得るのではないかと感じる。身体的虐待、精神的虐待、性的虐待の3種に分けられるDVに対して認識を新たにすることがまず求められたように思う。

その上で、Dグループでは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」と縁が薄いように思われる、若年交際者の間で起きる暴力「デートDV」についての論を深めた。

デートDVとは、交際相手を殴るなどの身体的虐待はもちろん、相手の携帯電話の受信メールを無断でチェックするといった干渉や束縛、性行為の強要、避妊に協力しないことなども含まれるDVである。いつのまにか恋愛関係が支配関係にすり替わり、これら一連の行為が起きるといふ過程と、その心理的な背景が論じられた。それは下のようにまとめられる。

①若年世代の男性は、無理やり何かを強いることできるという状況が「男らしさ」であり、あるいは「親しさ」だと誤解する傾向がある。相手が自分の言うことを聞かないという状況は、自分の人格が否定されたことであり、「自分への嫌悪感」だと認識する。これは、社会的性差(ジェンダー)による偏見である。

②暴力を、高ぶった感情の自然な帰結であると誤解する傾向がある。見知らぬ相手を殴ったりすることは、暴力行為であり、傷害罪が問われる犯罪行為であり、決して許されない行為であるという認識はある。しかし、交際相手との関係における暴力は、犯罪行為ではなく、感情のもつれと認識する。しかし、DVもまた、他者への暴力行為と同じであるということを再認識させることは可能である。

DV の加害者男性は、「自分を怒らせる相手(の女性)が悪い」と言い張る場合が多々ある。これは、被害者女性が他人という存在にないことを意味している。イギリスの非成文法であるコモン・ローには「妻は夫の動産である」とあった。妻の体と財産は法律上、夫の監督下にあり、夫は妻に懲罰を与える権利や、妻を殴る権利さえ有していた。DV は、この 16 世紀のイギリスの状況と同一の根を持っているといえる。強いて言えば、女性は自分の手足と同じであればこそ、自分の欲求には当然に従うべきだと考えられる。

女性が被害者となった場合、女性側の生活力が乏しいことは、問題解決の大きな障害である。我が国においては、税制、年金や健康保険などの社会保障制度は、世帯を一つのまとまりとして実施している。そのため、DV があっても、経済的な自立にめどが立たないため、被害者が泣き寝入りする結果となってしまう傾向にある。経済的な自立が可能になるまでは生活保護による援助が選択肢としてあげられる。しかし、生活保護では、扶養義務者の義務履行や資産調査が必要となり、DV の被害により生活が困窮し、資産の活用、親族等の援助が困難な場合には使いづらい。DV 被害者が経済的な自立の目途が立つまでの間、本人の申請に基づき生活保護の利用による支援を行う事が求められる。

保険に関しては、知られないように、配偶者の保険から外れ、被害者本人が健康保険の加入者になる必要がある。配偶者の保険から新たな保険に移行する場合には特別な配慮が必要である。

日本では、2001 年 10 月より「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、また、DV を不法行為と認める判例が出始めている。しかし、社会福祉の各種制度が、DV という問題に関しては、その問題解決の足かせとなっている。そうであれば、我が国において取り組むことは 2 種類ある。DV 被害者への直接支援と、女性が自立した生活を送れるように行う支援、すなわち、男女の給与格差是正、課税や控除制度、健康保険等の社会保険制度など各種制度の改善である。また、ここには前述のような若年層への意識の変化をもたらす教育も含まれる。

「女性は一人でも生きられる状況にある」という状況を確立した上で「パートナーと一緒に生きていくという」社会制度を提示できるように状況を変えることが DV 防止への一歩である。

#### ・参考文献

- ・2006、「地域での暮らしを支える“権利擁護システム”」、月刊福祉 2006 年 2 月号、全国社会福祉協議会
- ・信田さよ子、2002、「DV と虐待—「家族の暴力」に援助者ができること」、医学書院
- ・福島瑞穂/著、2001、「使いこなそう!ドメスティック・バイオレンス防止法」、明石書店
- ・内閣府 配偶者からの暴力被害者支援情報 - 配偶者暴力相談支援センター一覧  
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>
- ・ DV 加害行動変容プログラム研究会
- ・ <http://www2.odn.ne.jp/~acq50230/>



参加の理由は、第一に、「女性に対する暴力」について興味があったからです。大学3年次の専門ゼミにおいて、私は「ジェンダーと刑事司法」ゼミに所属し、DV、児童虐待、性犯罪、セクシャルハラスメント、ストーカーなどについて刑事司法の視点から勉強しました。その際、これら全ての問題に共通する原因として、現代社会がなお、女性に対する男性の支配意識、差別意識が根強く残っている社会であることにありました。そして、このような差別を是正していくためには、どのような方策が講じられるべきか、ということについて考えるようになりました。

第二に、この問題については、私一人で考えるのではなく、多くの人と話し合ってみたく考えたからです。一人で考えると、自分の考えに偏重してしまう可能性があるため、様々な人の意見を聞き、多角的な視野を持ちたいと考えました。

私はDグループに所属し、DVについてロールプレイや話し合いを通して学んできました。その際、一番強く感じたことは「教育の重要性」と「自らを批判的に見る姿勢の重要性」です。

まず、「教育の重要性」について述べます。DVの原因を追究していったところ、経済的問題等も挙げましたが、一番大きな原因は「男性の女性に対する支配意識」であるという結論に至りました。現代日本社会は、性別役割分業観のもと、女性は男性の補助的役割であるべき、女性は内助の功として家庭を守り男性をサポートすべき、といった考え方が、男性、女性双方に根づいています。このような考え方のもと、男性の女性への暴力を許容しがちな社会が成り立っているのだと私は考えました。そこで、このような男性の女性への支配意識を払拭し、DVを根絶するためには、先に述べてきた性別役割分業観や、支配意識を形成しないための教育が成される必要があると考えたのです。今現在存在するDVや、将来のバイオレンスを防止するためには、大人、子どもを問わず、既存のジェンダー（社会的・文化的性）に基づく考え方について、その考え方が本当に妥当であるのか、差別意識をはらんだものでないかを、今一度考え直す必要があるでしょう。

次に、「自らを批判的に見る姿勢の重要性」について述べます。

DVについて話し合いを深めていく中で、ファシリテーターである先生が、『「自分は大丈夫、自分の彼氏はこんなことしない」と思っている方がかえって危ない」とおっしゃったことで、DVについて勉強を続けていく中でいつの間にか「自分の身の回りには起こってない、私はこうやって勉強しているから大丈夫」と知らず知らずのうちに思っていないか、と改めて考えさせられました。DVという問題は、どこかで起こっている誰か他人の問題ではなくて、自分の問題として考え、その対策に取り組まなければならないのに、自らが「知」という力を持つことでその姿勢を忘れてしまう恐ろしさに、分科会を通して気づきました。

まず第一に、長期政策課題について述べます。先ほど述べた「教育の重要性」の視点から、これからの日本社会を担っていく子どもたちへの教育を行っていくことが、長い目で見て、将来の女性に対する暴力を防止することに繋がると考えます。例えば、「女性は家を守る」、「女性は男性のサポート的立場」という誤った考え方が継承されないようにするために、幼児、小学生、中学生に対してジェンダーに基づいた教育をする、という政策を講じる必要があると考えます。また、この政策を実行するためには、ジェンダーについての専門家に学校

等で講演をしていただく必要がありますが、そのための資金等は、「女性差別撤廃条約」加盟国としての責務を果たすため、政府、特に文部科学省が資金を出す必要があると考えます。

すぐに実行に移す必要のあることの1つ目として、DVについての啓蒙活動があると考えます。DVの現状について知らない人に知ってもらい、誤った認識を正すために、CM等のマスメディアを利用することで、市民に広くDVについて知ってもらう必要があるでしょう。

短期課題の2つ目として、現在の「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の不備を是正していくことがあると考えます。例えば、法律の対象者や、被害者の保護について、さらなる充実をはかっていく必要があるといえるでしょう。



今までドメスティック・バイオレンス(以下 DV)について勉強したり、DV の家庭で育った子どもたちと接したりする中で、暴力の影響について考えてきた。しかし、「暴力を未然に防ぐ」という視点で、暴力の問題について考えたことがなかった。この機会に他の分野で勉強・仕事をしている人たちとともに、考えてみたいと思い参加した。

Dグループのメンバーには、心理・福祉・法律の分野で勉強をしている人がいた。そのため、様々な視点から「暴力」について考えることができた。私が普段、心理のメンバ

ーとDVについて勉強をしていると、どうしても被害にあっている女性や子どもの“心理”に注目して考え、視点が偏りがちだった。しかし、他の分野の人と話し合うことで、法律の意味や、問題点について考えることができた。

また、「暴力を未然に防ぐためには何が必要か」を話し合っていくなかで、何度も話題に出てきたものが、“教育”ということだった。防止するためには、「なぜ暴力がいけないのか」について考える必要があると思う。その前提として、「暴力・DV とは何か？」を知ることが必要だろう。そのため、学校教育の中で暴力について考える機会があれば、暴力を身近に感じ、考え、自分が暴力を使うことを防止できるのではないかと思った。そのため、暴力について知り、考えることが、「暴力の未然防止」の1つの方法として効果があるのではないかと思った。

DV や児童虐待について、一般の人が知るようになったきっかけとして、法律ができたことが挙げられると思う。法律ができて、メディアで、「どういう法律か」ということが報道されたことによって、それまで、「家の中のことは外から介入されない。何をしても罰せられない」と考えられていた通念に変化が生じたのではないかと思う。法律ができたからといっても、DV や児童虐待が減ったとは言えない。しかし、法律制定後のDV や児童虐待の通報率が増加したことなどから、「DV や児童虐待は、あってはならないことだ」ということが、みんなに知られつつあるのだと思う。このことから、みんながDV について知ることが、DV の発見を促進し、DV の防止につながっていくのではないかと思う。

私が卒業論文でDV の認知について高校生に調査した際に、DV を知ったきっかけは、「法律についてのニュースを見た」こと、その媒体として、「テレビのニュース番組や新聞」という回答が多かった。この結果から、DV について知る機会として、メディアが挙げられ、メディアによる影響が大きいと思われる。そのため、メディアは正確な情報を伝えていく必要があると思う。メディアの報道には間違っていることや、一部が誇張されていることが多くある。そのため、情報を伝える側も勉強をし、正確な情報を伝える必要があると思う。

また、学生には、学校の授業の中で教えていくことも方法の1つだと考えられる。私は高校生に対して、「DV とは？」という授業をしたことがある。高校生にとって、デートDV が身近に起こりうる問題として考えてもらうためにも、DV について知ってもらうことを目的として話をした。また、先生方のほとんどがDV について余り知らない状態であった。そのため、総合学習の授業の中で、外部講師を呼ぶなどして、DV について生徒も先生も勉強する機会が設けられたらよいと思う。また、小学校・中学校では、DV が身近に感じられないかもしれない。そのため、「暴力はなぜいけないの？」ということについて考える機会が設けられるとよいと思う。

まずメディアが正確な情報を伝えることについての壁として、メディアの勉強不足があると思う。例えば、ワイドショーや再現ドラマで、DV や DV が疑われるだろうことについて取り上げられることがあるが、その中で、「妻が我慢しないと」とか、「男も大変なんだよ」というコメントが出てきたり、笑って済まされてしまうことがある。そのことで、当事者や周囲の人が、DV に気づく機会を失うことになってしまうと思う。情報を伝える前に、その解釈が正しいかどうかをチェックする専門家を入れることができればいいが、それも難しいと思う。しかし、一般の人が情報を入手する手段の多くはメディアなので、正確な情報を伝える努力をしてほしいと思う。

学校での教育の壁として、教師が DV について知らないことや、暴力について考える機会を与えていないことが挙げられるだろう。まず、教師が暴力について考え、自分の意見をしっかり持っていること、さらに、今社会で問題となっている暴力やDV のことについて考えている必要があると思う。学校の中で暴力やDV の被害にあった生徒に、適切な対応をするためにも、生徒にこの問題について考えさせるためにも、まずは教師がこの問題について知ることが大切だと思う。そのために、教師を対象とした暴力・DV の研修会が開かれると良いと思う。

分科会を通して、様々なことを考えてきたが、暴力・DV については、様々な要因が絡んでいる。また、防止・解決の方法として、多方面から、様々な介入の方法がある。今回、自分と違う分野の人たちと話す中で、新たな視点をもつことができたし、自分にできることは何かを考えることができた。これから、さらに自分の視野を広げていきたいと思う。また「暴力を未然に防ぐ」ことについて、これからも考えていきたいと思った。



私は、ファシリテーターの先生方や様々な分野の勉強をしている学生達とともに、「暴力」について、考え、話し合う機会を持ち、自分なりの認識を得たいと考え、分科会への参加を希望した。

3回の分科会を通し、暴力は私たちの周囲に日常的に存在しており、それにもかかわらず、見過ごされているものであるということを改めて実感した。

また「加害者の責任」というワークを行った際に、私はDVの加害者を、「被害者のパートナーの男性ないし女性」と定義して考えていたが、ディスカッションを行う中で皆が、暴力を容認している社会、被害者の周囲の人々、被害者本人をも含め多様に捉えていることが分かり、興味深かった。しかし、「加害者になるような人を選んで

しまう被害者」をも加害者として捉えることには少なからず疑問を覚えた。この捉え方においてDV被害者は、DVを未然に防ぐことは可能であったと判断されている。確かに、被害者がDV加害者になる恐れのある人をパートナーとして選ばないという意識を持っていることは、犯罪の予防抑止という点において非常に有効なこともかもしれない。しかし、DV加害者の多くが「外面がいい」と言われていることから、事前に「DV加害者になる可能性があるかどうか」を見極めることは困難であると考えられる。また、仮に事前に判断できたとしても、このような考え方は被害者の判断を「被害者の認識不足がこのような事態を招いたのだ」と回避可能な落ち度として責め、加害者の犯罪性を薄める風潮を助長することに繋がってしまうのではないだろうか。

分科会を通し得たことを踏まえ、「どうしたら暴力を未然に防止できるか」というテーマについて私なりに考えてみた。暴力を未然に防ぐには、教育カリキュラムの一環として、暴力とその与える影響、並びにストレスへの対処方法に関し、様々な年代に対し教育を行うことが有効ではないかと考える。具体的には、小中高の義務教育課程においては、道徳、保健体育、ホームルームといった授業科目の中の1単位として取り上げ、大学では、暴力やジェンダーそのものに焦点を当てた授業科目を行う。その他の世代に対しては、市民講座でテーマとして取り上げる、母子支援活動の一環として啓発リーフレット等を親へ配布する、教育的なホームページを作成する、ゲームやマンガに取り入れる等を通した教育活動も考えられる。これらのカリキュラム実施にあたっての経済的援助は文部科学省や教育委員会等から得る。その目的は第一に、暴力とは何か、その現状や付随して生じている心身への影響、法律等暴力に関する知識を得ることである。

第二に、前述した知識を元に、ディスカッション、ロールプレイといった手法を用い発展的な学習を行っていく。これにより、暴力を自分の身に置き換えて考えてみることや、暴力についての自身の考えを持つことを目指す。

第三は、ストレスに関する教育を行うことである。ストレスはその扱い方によっては暴力の発生に繋がるものである。ストレスのメカニズム等ストレスについて学ぶことで、ストレスが暴力に結びつくことを防ぐことを目指す。また、ストレス緩和としてリラクゼーション法や呼吸法を身につけることも有効であると考えられる。

公的な教育の一環としてこうしたプログラムを実施するには、社会的需要が不可欠である。また、子どもの教育においては親の許可や理解も重要なポイントである。こうした社会への説明責任も含め、実施に至るまでは

大変な道になるであろうことが予想される。また、実際に教育カリキュラムに組み込まれたとしても、それを有効なものにしていくには教育者の育成も大きな課題となると思う。

私自身は、前述したようなプログラムが導入されるための具体的な働きかけをしていくための力は現在持ち合わせていないが、友人と暴力について話し合う等、今の私なりにできることを見つけ、身近なところから取り組んでみたい。



この分科会に参加するきっかけは、ゼミの指導教授である横田洋三教授の紹介であり、また一昨年ジュネーブで開催された国連人権小委員会を傍聴し、“女性の人権”に興味を持ったためです。気がつかないうちに、実は自分を含め、周囲に女性に対する暴力が蔓延しているのではないかと、という疑問を持ち、その解決策がこの分科会に参加することによって見出せるのではないかと思い参加を決意しました。

これまで私が学んできた法律では、暴力の未然防止はできないということを感じました。法律は事後救済・再犯抑止には機能を発揮できるかもしれませんが、暴力の“未然防止”は人間の道徳観・倫理観によって実現しうるものではないかと思います。そのために、“教育”という一つの大きなキーワードが存在するのでしょう。

暴力を未然に防止しうる社会を現状から構築していくには、長期視点での政策、すなわち 20 年、50 年、100 年先のビジョンを持ってそれを実現させるための政策(教育政策など長期にわたるもの)と、短期視点での政策、すなわち今現在蔓延している女性の暴力に対する個々のケアを行うといった政策を、行政主体(政府・地方自治体等)が行っていくことが重要であると言えるのではないかと思います。

今の子ども達には、教育を通して女性に対する暴力が絶対悪であることを教え、正しい道徳観・倫理観を植えつけることができれば効果があがると思います。しかし今実際社会を動かしているのは大人であり、彼らにも啓発活動を行う必要があるでしょう。それは例えば、“あなたのしていることは、実は暴力かもしれません”という呼びかけを行うことです。具体的方法としては、個人的意見ですが、日本で、と限定させていただくと、公共広告機構のCMは目を引きましますし、ちょっとした恐怖感を視聴者に与えることができると思うので、効果があるのではないかと考えています。日本においてはマス・メディアの影響力は絶大であると思われるので。

上記の提案を実施するのに、考えられる困難な問題は、どのようなものが現実の問題としてあるのでしょうか。子どもに対して教育を行う指導者の育成を、いつ・どこで・誰が行い、またその教育プログラムは何を基準に作られるのか、という問題が挙がることは避けられないと思います。

それから、自己の考え・意見をある程度確立している大人は啓発活動に応えてくれるか、という不安があります。この点に関しては、前述のように、日本のように、マス・メディアが絶大な影響力を持っている社会であれば、それを有効に活用できれば可能性は期待できるでしょう。

分科会での議論を通して、今の社会が、女性に対する暴力をいかに黙認しているかがわかり、驚きました。なにより私自身も、黙認者の一人であることがわかりました。慣習だからとあっていても、よくよく考えてみれば許されるわけではないことがたくさん見過ごされている今の社会を、変えていかなければならないと思います。

そのためには今の状況を作り出した要因を探り出し、そしてそれを撲滅していかなければなりません。間違った慣習に加え、最近では人の倫理観の欠如に伴う異常な犯罪が起こっていると感じます。しかし前述のとおり、法律というものは最終的な判断、そして罰を与えることはできますが、未然防止の力はありません。(Ex.厳罰化は犯罪発生率低下にさほど影響しない。)とするならば、まず人々の心に、正しい倫理観・道徳観を宿すということが、最重要課題であるのでしょう。



なぜ暴力が容認されるのか、なぜ暴力被害が往々にして個人の要因に限定されて述べられ、暴力を許す社会の問題として語られていかなかったのか、この「なぜ」が、今回ワークショップに参加するきっかけとなった。

現在、青森県内で中学生や高校生を対象にしたデートDV防止教育をNPO法人ウィメンズネット青森を活動母体にして展開しているが、性の問題とも関与するこのテーマについて、教師も保護者も地域もどのように対応していけばよいのか困っている実態がある。さらに、大人たちがこの問題を語るための有益な言葉を持っていないことも、暴力の問題を曖昧かつ一般論に貶める要因となっている感がある。

今回ワークショップに参加し、当事者である学生同士が、学んでいる各学問背景に則って、それぞれの言語で話し合った。法学部出身の学生の知見、心理学部出身の学生の所見、医療・福祉および看護の経験から、それぞれが持つ言葉の定義を確認し、語り合い、学びあうことは大変新鮮な体験であった。

昨今の援助交際や性行為感染症の増加など、思春期の子どもたちを取り巻く性と暴力の課題に触れ、客観的に問題分析をするもの、被害者批判をするもの、システム論に行き着くもの等、さまざまな展開があったが、どれも私たちの足元にある問題であるということを再認識させるものであった。

生存権や社会保障を受ける権利といった基本的人権は、あまりにも当然であるがゆえに、普通に何事もなく日常生活を送っている人の意識にはのぼりづらいのではないだろうか。ましてや性行動に関与する話題では、なおさら公言することに抑制感が働く場合が多いと推測する。暴力防止の取り組みは、アメリカで既に学校教育の中に組み込まれている。欧米と日本では銃社会に代表されるような文化的差異があるが、この課題について予防教育への期待感は大い。暴力事件が発生し病人やけが人が発生した後の対応(治療)と、発生前に介入する場合のコストには多分の格差がある。また、暴力被害者や加害者の家族の問題や周囲への影響を考えると、予防に勝る治療(対応)はないのである。

暴力を未然に防ぐために、暴力防止の健康教育プログラムの策定と、さまざまな対象に向けた暴力防止教育の実施が急がれる。しかし、そのためには教育者(コーディネーター)の育成と、教育現場での場と時間の確保が重大な課題として挙げられる。

既存の社会資源を活用し、有効な相談場面確保の一案として、暴力に関する相談では、HIV/AIDSと共通して偏見(スティグマ)をはらむため、これらの予防教育のノウハウを持った保健所職員の活用により、財源や人材の確保を図ることは実行可能性が高いと考える。

暴力防止活動の大きな壁は、社会の随所に染み込んでいる。そのひとつが支配とコントロールによって機能する社会システムであり、特定の個人の欲求や企業の利潤のために、社会的な弱者が作られ、その者の人権が尊重されないことに目をつぶる、私たちの無意識の中に存在すると考える。したがって、今回のように興味を持った学生が語り合う機会が重要な学びの場となり、有効な予防教育の一端と位置づけられる。最後になりましたが、今回、このような場を提供してくださったアジア女性基金の渡邊さん、D分科会を導いてくださった吉永先生に感謝致します。



## 脚註

### (1) 男女共同参画基本計画

「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成12年12月12日に閣議決定されている。また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないこと、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されている。

### (2) 国際人権宣言

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。社会権規約と自由権規約は、1966年の第21回国連総会において採択され、1976年に発効し、日本は1979年に批准した。なお、社会権規約を国際人権A規約、自由権規約を国際人権B規約と呼ぶこともある。

### (3) 女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

1979年12月、第34回国連総会において採択され、1981年9月に発効した。2004年3月26日現在の締約国数は177カ国。我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准した。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっている。

### (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律である。元は1972年に「勤労婦人福祉法」として施行されたが、女子差別撤廃条約批准のため、1985年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」として制定され、その際に「男女雇用機会均等法」の名称が生まれたものと思われる。その後、女性に対する労働上の差別をなくすために改正が重ねられた。最新の大きな改正は1999年4月1日に行われたもので、募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇において、男女差をつけることが禁止された。制定当初、募集・採用、配置・昇進については努力目標とするにとどまっていたが、この改正で禁止規定とした。

### (5) 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。

**(6) クマラスワミ, ラディカ (Coomara-swamy, Radhika)**

スリランカ出身。法学博士。1994年、国連人権委員会が「女性への暴力に関する特別報告者」に任命した。

**(7) フランクル, ヴィクトル・エミール (Frankl, Viktor Emil)**

1905年3月26日 - 1997年9月2日 オーストリアの精神科医、心理学者。ウィーンに生まれ、ウィーン大学在学中よりアドラー、フロイトに師事し、精神医学を学ぶ。ウィーン大学医学部精神科教授。第二次世界大戦中、ユダヤ人であるが為にナチスによって強制収容所に送られた。この体験を「夜と霧」に著した。極限的な体験を経て生き残った人であるが、ユーモアとウィットを愛する快活な人柄であった。

**(8) 女性性器切除**

特定の宗教とは関係がなく、アフリカ、中近東、アジアの一部など約28カ国で行われている「女性割礼」とも呼ばれている慣習。毎年200万人の少女が女性性器切除(FGM)を受けていると国連では推定している。FGMの施術方法は、地域や部族によって異なるが、女性性器のクリトリスや包皮、外陰部の除去、切除、閉鎖(癒合)、ときには膣の切除などが組み合わされて行われている。FGMを行う理由としては、結婚に備えて純潔・貞節を守るための処女性、男性への従属や従順さの証、美的外観の形成、性や出産にまつわる言い伝えや教えなどが挙げられている。1979年にWHOが行った調査で初めてFGMの実態が明らかになり、世界女性会議などを経て廃絶運動が広がってきた。

**(9) マッキノン, キャサリン (Mackinnon, Catharine A.)**

1946年生まれ。フェミニスト法学者。1990年からシガン大学ロースクール教授。「働く女性のセクシュアル・ハラスメント」(1979年)で、セクシュアル・ハラスメントをはじめて体系的に理論化。「限定なきフェミニズム」(1987年)のポルノグラフィ論は大きな衝撃を与える。

**(10) 国連婦人の十年**

国際婦人年は、1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定された。また、1976年～1985年までの10年間を「国連婦人の十年」とした。1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の十年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言された。「国連婦人の十年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」(第2回女性会議)が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」(第3回世界会議)が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。

**(11) 国連婦人の地位委員会 (CSW)**

経済社会理事会 (Economic and Social Council) の機能委員会の一つで、1946年6月に設置された。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、総会 (第3委員会) に対して勧告を行った。

**(12) OAS 米州機構 (Organization of American States, OAS)**

1951年発足。米州における唯一の汎米国際機関で、同地域の諸問題の解決にあたり中心となる機関。近年は米州各国での選挙監視活動等に重要な役割を果たす等、特に域内の民主化の確立、維持に取り組んでいる。

**(13) 女性・平和・安全保障決議 1325号**

18項目におよぶ決議 (S/RES/1325) は国連に対して、女性と少女に対する武力紛争の影響、平和構築における女性の役割、和平プロセスおよび紛争解決におけるジェンダーの側面をグローバルに調査することを要求している。

**(14) 国際刑事裁判所 (ICC) 設立条約**

1998年、ローマで開かれた外交会議で国際刑事裁判所設立条約 (ローマ規程) が採択され、2002年4月には効力発生の条件とされた60ヶ国の批准を達成した。2002年7月にはローマ規程が発効し、これに基づき、2003年3月11日、オランダのハーグで正式に国際刑事裁判所が発足した。国際刑事裁判所 (The International Criminal Court = ICC) は戦争犯罪、人道に対する罪そしてジェノサイド (大量殺戮) と呼ばれる国際人道法を犯した個人を裁くための常設裁判所。管轄権が国家に制限されているハーグの国際司法裁判所と異なり、国際刑事裁判所は個人を起訴する権限を持つことになっており、またルワンダやユーゴスラビアの戦争犯罪法廷と異なり、その管轄権は時期的および地域的に制限されない (ただし、国際刑事裁判所が発立される以前の犯罪には遡及されない)。

**(15) 旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所**

1993年5月に国連の安保理決議827によって設置された国際刑事裁判所。正式には、「1991年以後旧ユーゴスラビアの領域内で行われた国際人道法に対する重大な違反について責任を有するものの訴追のための国際裁判所」といい、英語表記 (the International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia) から ICTY と略されることもある。

**(16) 国内難民 (internally displaced person : IDP)**

自分の国にいながらも、さながら難民と同じような生活を余儀なくされている人々。世界中に少なくとも2,000万人はいると推定される。



# 資料

「女性に対する暴力」を未然に防ぐためには、一般の人や若い人たちに関心をもってもらうことも第一歩。そのためには、広報啓発や教育にひと工夫をすることが必要です。

インターネット上で面白い試みをしているサイトを検索したところ、音楽、映画、ポスターなど、様々な手法を凝らして「暴力防止」の啓発や教育を行っているNGO、自治体、企業を見つけました。

また、海外では、一般社会への啓発や教育の担い手も、暴力の問題に携わる専門家だけではなく、ミュージシャン、アーティスト、スポーツ選手と様々でした。

皆さんも、既成概念にとらわれず、いろいろなジャンルの人たちを巻き込んで、コミュニティや社会に向けて「暴力防止」を訴えていきましょう！

ジョー・トーレ

## セーフアットホーム・ファンデーション

インターネットホームページ

<http://www.joetorre.org/>

ジョー・トーレは、大リーグのニューヨーク・ヤンキーズの監督です。これは、彼が設立したジョー・トーレ・セーフアットホーム・ファンデーションのホームページです。彼の父親は母親に暴力をふるっていたDVの加害者であり、彼は、DVの存在する家庭で育ちました。



## WELCOME TO THE JOE TORRE SAFE AT HOME FOUNDATION

KID'S LINKS ▾

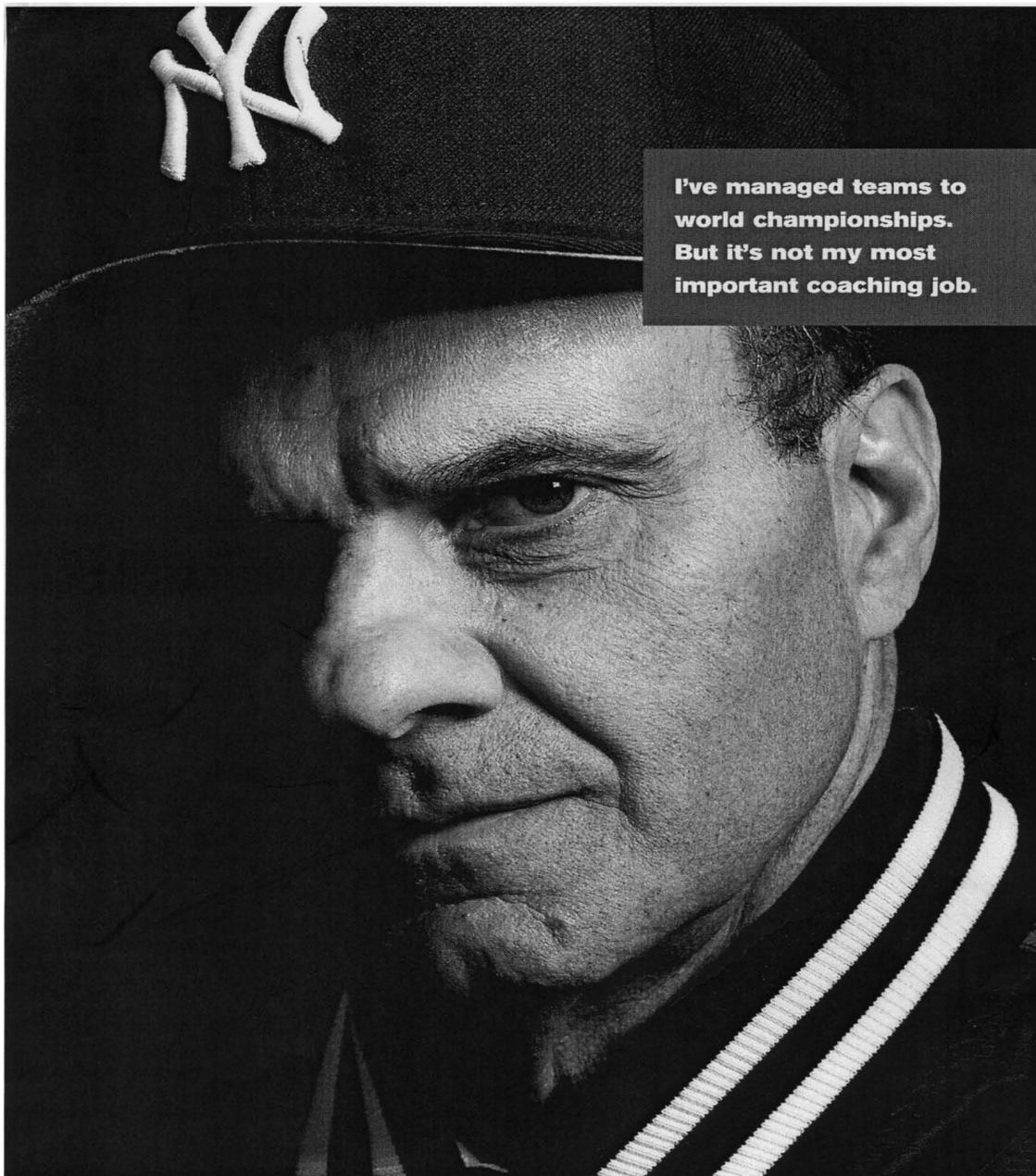
GENERAL INFORMATION ▾



There can be nothing more devastating to a child than abuse and violence at home. Home should be a sanctuary, a safe harbor from any storm. Yet, for many children, home is a place of danger and fear of an abusive adult. Joe Torre knows that fear. He lived it as a child. Even in his formative years, Joe stayed away from home, fearful of his own father, who abused his mother. As Joe became a father himself, he realized that no child should have to live with that fear. It is in that spirit, and in memory of his mother, Margaret, that the Joe Torre Safe At Home Foundation has been established. The Foundation's guiding principle is that every child has the right to be safe at home.

私はチームを世界一のチームに導いた。しかし、私には指導者としてもっと大切な仕事がある。

私の父はとても暴力的な人だった。彼がふるった暴力は、母と私たち5人のきょうだいを恐怖に陥れた。その経験が自分の人格や人間関係に打撃を与えていたということを50歳になるまで気がつかなかった。しかし、暴力の連鎖はくい止めることができる。だから、私はこのファンデーションを設立した。私たちは、息子たちに私たちの言葉や行動を通して、女性を敬い尊重するということを、暴力は決して問題解決にはならないということを教えていかななくてはならない。これが、私の指導者としての最も大切な仕事である。



**I've managed teams to world championships. But it's not my most important coaching job.**

photo © 2004 Brian Benson

My father was a violent man. His physical and verbal abuse terrorized my mother and all five of his kids. I was in my 50s before I truly realized how much this experience had impacted my personality and relationships. But the cycle can be broken. That's why I started the *Joe Torre Safe At Home Foundation* – we must teach our sons through our words and actions to respect women and to understand that violence is never a solution. It's the most important coaching job I'll ever do.

**Teach Early.**  
[www.endabuse.org](http://www.endabuse.org)

JOE TORRE  
**Safe At Home**  
FOUNDATION  
[www.joetorre.org](http://www.joetorre.org)

THE WAITT FAMILY  
FOUNDATION

Ad  
Council.org

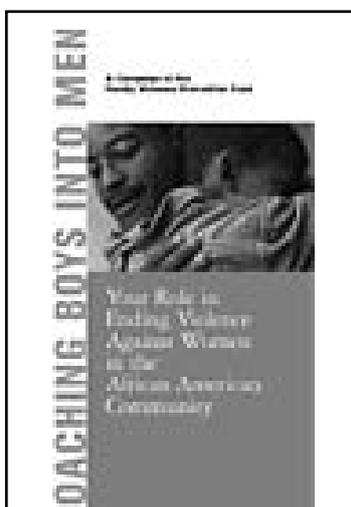
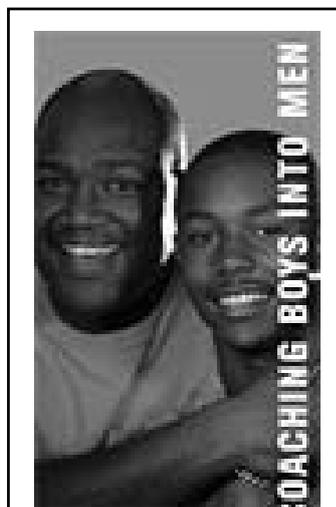
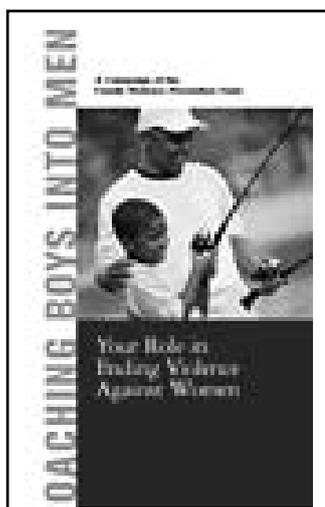
Family Violence  
Prevention Fund

# ファミリー・バイオレンス・プリベンション・ファンド ポスター

<http://www.endabuse.org/>

これは、サンフランシスコにあるNGO、ファミリー・バイオレンス・プリベンション・ファンドが作製したポスターです。少年に男性のロールモデルを示すことの重要性を表現しています。

少年に対して、彼の父親や身近にいる男性は、「女性への暴力」を終わらせることの必要性を伝える役割がある。男の子の成長する環境の中で（テレビ・友だち・学校・地域・インターネット・音楽・映画など）ネガティブメッセージが流されている。彼らの聞くことといたら、「強くあれ」「男であれ」「コントロールしろ」「他の上に立つ指導者たれ（その中には、ガールフレンドも含まれている）」といったことばかりだ。しかし、あなたは、「尊敬」、「尊厳」、「責任」という違うメッセージを少年達に伝えることができる。少年達と時間を一緒に過ごし暴力について語り合う効果は明らかである。彼らは、女性との関係性で何か問題が起きた時に、あなたが傍にいて相談できる大切な存在だと知るだろう。あなたの存在は、子どもたちにとってとても大きい。



# YOUR MESSAGE MATTERS

Boys are swamped with negative messages from TV, friends, school, the neighborhood, the Internet, music, movies...everything they see around them. They hear about what it means to "be a man"—that they have to be tough, be in control, or that they need to boss others around, including their girlfriends.

You can give other messages—about respect, honor, and responsibility.

The benefits of investing time in boys' lives and talking with them about violence are clear: they will know what is and is not okay in relationships with girls and women, and they will know they can come to you with problems.

You can make a real difference in the lives of boys.

Call 1-800-END-ABUSE to order additional copies of this brochure and visit [www.endabuse.org](http://www.endabuse.org) to find out more about COACHING BOYS INTO MEN™.

**A Campaign of the  
Family Violence Prevention Fund**



**Your Role in  
Ending Violence  
Against Women**

## **Family Violence Prevention Fund**

383 Rhode Island Street, Suite 304  
San Francisco, CA 94103  
415-252-8900 Ph. 415-252-8991 Fx.  
800-595-4889 TTY  
[www.endabuse.org](http://www.endabuse.org)

©2004 Family Violence Prevention Fund. All rights reserved.  
Coaching Boys into Men™ is a trademark of the Family Violence Prevention Fund.

*Funding for this publication was provided by the Waitt Family Foundation.*

COACHING BOYS INTO MEN

# バージニア州保健局 ポスター

<http://www.vahealth.org/civp/sexualviolence/menendingviolence/index.html>

これは、バージニア州保健局が「男性像」というテーマで作製したポスターです。5種類あるポスターのどれにも、「僕の強さは傷つけることではない」というキャッチコピーがついています。

**MEN ENDING VIOLENCE**

- ABOUT Us
- GETTING INVOLVED
- RESOURCES
- UPCOMING EVENTS
- CONTACT Us

Welcome to Men Ending Violence. This web site focuses on involving men in the reduction of sexual violence as part of the Virginia Department of Health's Sexual Violence Prevention Program.

My strength is not for hurting.  
So when she wants  
**STOP**  
I stop

Man can stop rape. [www.theendingofrape.com](http://www.theendingofrape.com)

© 2004 Commonwealth of Virginia  
All rights reserved

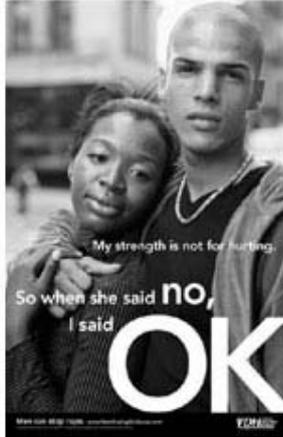
Center for Injury & Violence Prevention

**VDH** VIRGINIA DEPARTMENT OF HEALTH  
Protecting You and Your Environment

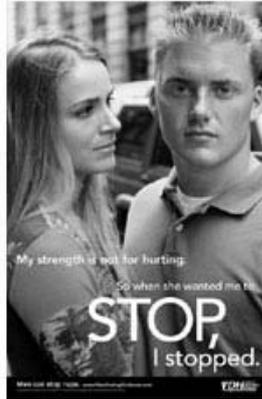
*family violence & sexual*  
VIRGINIA HO  
1.800.838.8

# 僕の強さは傷つけることではない。

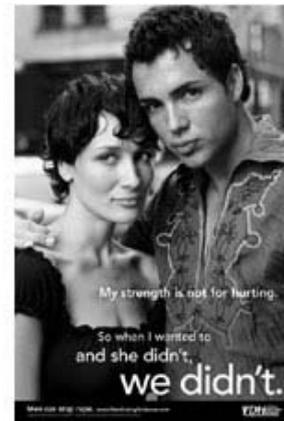
A “だから、彼女がNOと言った時にOKと言える“



B “だから、彼女がやめてと言ったときはやめられる“



C “だから、僕が欲しくても  
彼女がそうでない時に僕達はしない。”



D “だから、他の男たちが女性を大切にしない時は、  
それを間違っているとと言える“



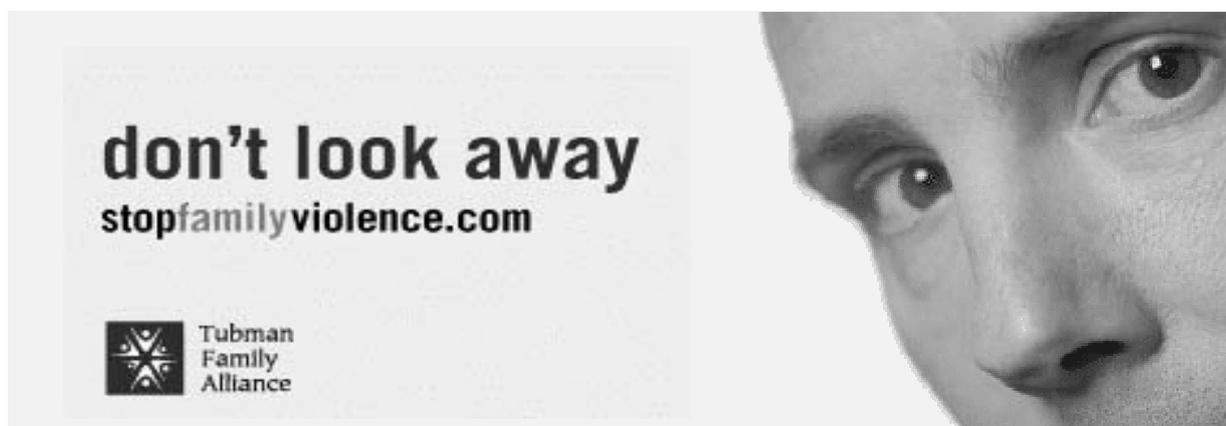
E “だから彼女がどのように思っているか  
分からないときは、彼女に尋ねる“



# タブマン・ファミリー・アライアンス ポスター、ラジオスポット

<http://www.harriettubman.org/>

これは、ミネソタ州にあるNGO、タブマン・ファミリー・アライアンスが作製したポスターです。「目をそむけないで！」というメッセージのポスターは6種類あり、英語、スペイン語があります。また、「目をそむけないで！」というメッセージのラジオコマーシャルを流しています。このキャンペーンは、広告代理店やラジオ局のスポンサーによって運営されています。





**No le des la  
espalda a la realidad.**

**Ayuda a erradicar la violencia doméstica.**

*casa de esperanza* [casadeesperanza.org](http://casadeesperanza.org)



**don't look away**

[stopfamilyviolence.com](http://stopfamilyviolence.com)



Tubman  
Family  
Alliance



**don't look away**

[stopfamilyviolence.com](http://stopfamilyviolence.com)



Tubman  
Family  
Alliance

# ケンブリッジ・ドキュメンタリーフィルムズ 映画

<http://www.cambridgedocumentaryfilms.org/defending.html>

この映画は、アカデミー賞ドキュメンタリー最優秀賞に輝いた“ディフェンディング・アウ・ライヴズ”。マサチューセッツ州にあるケンブリッジ・ドキュメンタリーフィルムズ社が作製した、加害者であるパートナーを殺害し、刑務所に収監されている女性たちが、恐怖の体験を語ったドキュメンタリーです。この映画の中で、自らがDV 被害者である地方検事のサラ・ビュエルが、この問題について解説しています。



## *Defending Our Lives* \*\*

**ACADEMY AWARD® Winner - Best Documentary**



©AMPAS ©



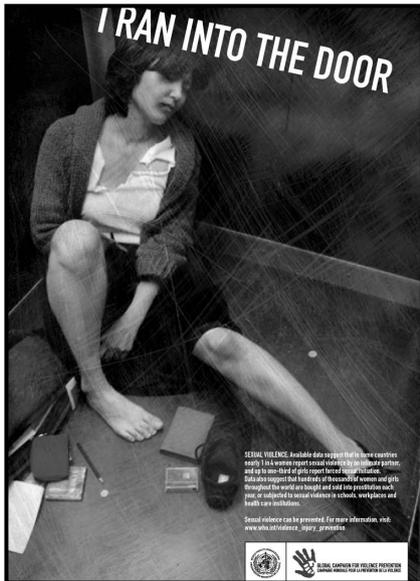
Defending Our Lives is a recent Oscar® winning documentary about the magnitude and severity of domestic violence in this country. This educational video features four women imprisoned for killing their batterers and their terrifying personal testimonies.

# WHO（世界保健機構）

## 暴力防止ポスター

<http://www.who.int/en/>

これは、WHO 世界保健機構が作製したポスターです。この女性は、「私は階段から落ちました」と言っています。でも、本当は親密なパートナーから暴力を受けていたのです。自分が受けた暴力のことを、打ち明けることができない被害者はたくさんいます。このポスターは、暴力を受けたことを隠す必要はないのだということを訴えかけています。



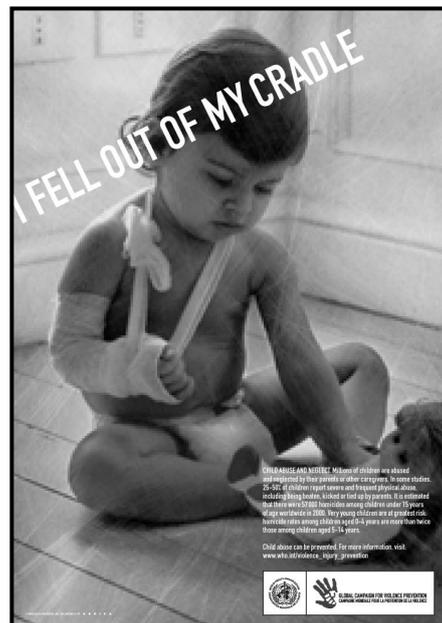
私はガラスの扉にぶつかったの

ある国のデータによると、4人に1人の女性が親密な関係にあるパートナーから性暴力を受けている。そして、そして女の子の3分の1が性関係を強要されたことがある。



私は階段から落ちました

親密なパートナーからの暴力は世界中どんな文化でも発生している。世界で殺人の犠牲になっている女性の40%~70%は、夫や恋人によるものだ。



揺りかごから落ちたの

何百万人という子どもたちが、両親や保育者から虐待やネグレクトを受けている。

# ヒューマン・リレーションズ・メディア ポスター

<http://www.hrmvideo.com/>

これは、ニューヨーク州にあるビデオを中心とした教材作製販売会社、ヒューマン・リレーションズ・メディアが作製したポスターです。ドメスティック・バイオレンスの被害者が、加害者を養護する心理がよく表現されているポスターです。

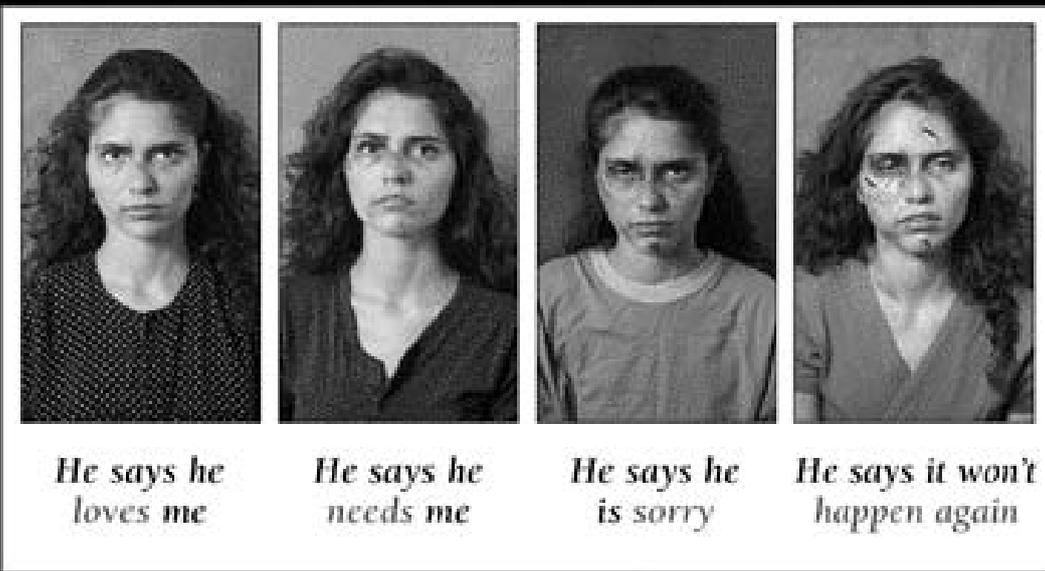
## 「聞く耳をもたずに逃げなさい」

彼は私を愛していると言う。

彼は私を必要としていると言う。

彼は後悔していると言う。

彼はもう二度とやらないと言う。



The poster features four panels of a woman's face, showing a progression of her emotional state from calm to distressed. Below each panel is a caption in italics:

			
<i>He says he loves me</i>	<i>He says he needs me</i>	<i>He says he is sorry</i>	<i>He says it won't happen again</i>

At the bottom of the poster, the text **Don't Listen... LEAVE** is written in a large, bold, serif font.

## ニューヨーク州暴力防止室

### ポスターやビデオのコンテストを開催

[http://www.opdv.state.ny.us/public\\_awareness/](http://www.opdv.state.ny.us/public_awareness/)

これは、ニューヨーク州暴力防止室が開催したポスターやビデオのコンテストで、最優秀賞を受賞した作品です。ロマンティックな雰囲気自分と、鏡に映った暴力を受けた自分。キャッチコピーは、「世界中のどんな化粧品でも、彼のやったことは隠せない・・・」です。

ニューヨーク市庁舎で、2005年2月11日に表彰式を行いました。

ニューヨーク州が、中学3年生から高校3年生を対象に、「デート・バイオレンス防止」のポスターやビデオクリップ（小作品）を募集したところ180件のエントリーがありました。生徒たちは、地元のNGOに指導を受けながら作品をつくり学校単位で応募してきました。

**ALL THE MAKEUP IN THE WORLD CAN'T CHANGE  
WHAT HE DOES**

**1 IN 3 TEENAGERS  
IS AFFECTED  
BY TEEN  
DATING VIOLENCE \***

**DON'T HIDE IT.  
CALL 1-800-942-6506**

\*In a study of over 1000 adolescent girls, 33% of girls, approximately 1 in 3 female students, 13% of girls in 8th and 9th, or 19% reported being physically and/or sexually abused by a dating partner. Journal of the American Medical Association, 2002, 287(6), 827.

Concept and artwork by Kristin Colaninno, former of Wood Middle High School, East Setauket

**STOP Teen Dating Violence**

New York State Office for the Prevention of Domestic Violence  
George E. Pataki, Governor



# 国際婦人年以降の国内外の動き

○国際婦人年以降の男女共同参画推進本部(婦人問題企画推進本部)に関する国内外の動き

	国連の動き	日本の動き
昭和50年 (1975年)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部に参与を設置 婦人問題企画推進本部会議開催
国連婦人の十年 (1976～1985)	昭和52年 (1977年)	「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館オープン
	昭和54年 (1979年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
	昭和55年 (1980年)	「国連婦人の十年」ー平等、発展、平和中間年 世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択
	昭和56年 (1981年)	「国内行動計画後期重点目標」策定
	昭和59年 (1984年)	「国連婦人の十年」ー平等、発展、平和の成果 を検討し評価するための世界会議のためのエス キャップ地域政府間準備会議(東京)
	昭和60年 (1985年)	「国連婦人の十年」ー平等、発展、平和ナイロ ビ世界会議(西暦2000年に向けて)「婦人の地 位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
昭和61年 (1986年)		婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡 大、任務も拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催
昭和62年 (1987年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策 定 婦人問題企画推進本部参与拡充
平成元年 (1989年)		学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必 修等)
平成2年 (1990年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦 略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告 及び結論」採択	

平成 3 年 (1991年)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第 1 次改定)」策定 「育児休業法」の公布
平成 6 年 (1994年)	「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置
平成 7 年 (1995年)	第 4 回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)
平成 8 年 (1996年)		男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画 2000 年プラン」策定
平成 9 年 (1997年)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」の改正 「介護保険法」の公布
平成 10 年 (1998年)		男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申
平成 11 年 (1999年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行(女性の参画の促進を規定) 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申
平成 12 年 (2000年)	国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本の方策について」答申 男女共同参画審議会から「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方－21 世紀の最重要課題－」答申 「男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画推進本部において「男女共同参画週間について」決定
平成 13 年 (2001年)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置

\*内閣府男女共同参画局のHPから転載

## おわりに

「女性のためのアジア平和国民基金」は1995年7月に日本政府によって設立された財団法人です。第1の課題は、戦時中に日本軍部の要請で作られた慰安所に集められ、日本軍の将兵に性的なサービスをさせられた女性たちに、精神的な苦痛と肉体的な被害、辱めと傷を与えたことを謝罪し、政府と国民が協力して国民的な償いをするのでした。基金はオランダの79人、フィリピン・韓国・台湾の285人の被害者に事業を実施いたしました。被害者のために、国民からの募金は5億6500万円、政府からは10億円余が支出されました。総理大臣の手紙、謝罪の手紙、国民の拠金からの償い金、政府からの医療福祉支援を受け取った被害者は、些かなりと痛みを癒し、心の安らぎを取り戻していただけたと思います。

この第1の課題と共に、私達は現代世界における様々な女性に対する暴力に反対し、女性の尊厳を守るための活動をするを第2の課題といたしました。そのために、DVの問題から武力紛争下の女性に対する暴力の問題にまで幅広く取り組んで参りました。

「慰安婦」の被害者の数は概略で4万人から20万人と専門家の間で計算されていますが、生存して名乗り出られた方の総数は1000人を超えていません。1000人の方々すべてに償いの事業が仮にできたとしても、圧倒的な数の人々には謝罪も償いも届けることはできない状態にあります。この見えない被害者に対する反省と謝罪を表す道は、まず同じ過ちを繰り返さないことです。戦争のために軍人たちのための慰安所をつくり、そこへ女性を集めるというようなことを二度としないことです。

しかし、過ちを繰り返さないというだけでは不十分であると思います。現代の問題に取り組み、現代世界の中で女性に対して暴力を加えること、辱めと害を与えることに反対し、それを阻止していくことによって、初めて過去の「慰安婦」の被害者に対する反省と謝罪、償いを表すことになると考えられます。

この課題は私達の現実の課題であり、そして永遠の課題であるということが出来ます。アジア女性基金は、過去10年にわたってこの課題に取り組んでまいりました。2007年3月には解散する基金ではありますが、その10年間の活動の総決算として、この分科会とシンポジウム「女性に対する暴力～暴力を未然に防ぐために～」を開催いたしました。若い皆さんの熱心な分科会でのご討論により、基金が幕を閉じた後も、女性に対する暴力を許さない力強い心の流れの基礎が築かれたものと信じております。

専務理事・事務局長  
和田春樹

公開シンポジウム報告書

# 「女性に対する暴力」

～暴力を未然に防ぐために～

平成 18（2006）年 3 月

発行：財団法人 女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-7-6 マニユライフプレイス4階

TEL 03(3514)4071

FAX 03-3514-4072

URL <http://www.awf.or.jp>

E-mail [dignity@awf.or.jp](mailto:dignity@awf.or.jp)

---

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）  
〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-7-6 マニユライフプレイス九段南  
tel : 03-3514-4071 fax : 03-3514-4072  
e-mail [dignity@awf.or.jp](mailto:dignity@awf.or.jp) URL: <http://www.awf.or.jp>